

# 民生委員制度創設100周年記念 全国モニター調査 報告書

## 第1分冊

### 調査1

社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査





## はじめに

大正6年に岡山県で創設された济世顧問制度を源とする民生委員制度は、平成29年に制度創設100周年を迎えました。全国民生委員児童委員連合会では、100年という大きな節目にあたり、100周年記念事業のひとつとして、全国23万人余のすべての民生委員・児童委員（以下、民生委員）、全国1万余のすべての単位民生委員児童委員協議会（以下、単位民児協）を対象として、全国モニター調査を実施しました。

調査活動は、济世顧問制度創設時より、民生委員の活動のなかでも重要な役割をもっていました。民生委員の調査活動は、行政などから依頼される訪問調査等だけではなく、自主的に住民の生活課題を把握し、必要な支援を社会的に実現すべく、行政等に働きかけるという民生委員ならではの役割と意思に基づくものだからです。調査活動は、地域単位から県単位のものまで数多く実施されていますが、そのなかでも、全国モニター調査は、全国の民生委員が一体となって取り組んできたものです。「モニター」には「社会を注視する」という意味が込められ、全国どこの地域にも存在し、地域の状況を把握している民生委員だからこそ可能な、見えづらい地域課題を明らかにする取り組みといえます。

第1回の全国モニター調査は、制度創設50周年（昭和42年）を期して企画されたもので、高齢者人口が増加し、自宅で長期間寝たきり状態にある高齢者が増えているのではないかと考え、全国の民生委員が一斉に調査を行なった「居宅ねたきり老人の実態調査」です（名称は当時のもの）。全国規模ではわが国初となったこの調査の結果、70歳以上の寝たきりの高齢者が全国で20万人以上いることなどが明らかになり、その後の在宅福祉施策の充実に大きな影響を与えました。

今回の全国モニター調査では、少子高齢化の進行や単身世帯の増加等の家族形態の変化、人間関係や地域社会との関係の希薄化などを背景に、近年大きな課題となっている「社会的孤立」を取り上げました。民生委員が、社会的孤立状態にあり、かつ生活上の課題を有している人（世帯）を支援したことがあるかどうか、そしてそれほどのような人（世帯）だったかを調査することで、いまだ社会的に十分に明らかになっていない「社会的孤立」の実態を明らかにすることを目的としました。

その結果、生活課題（困りごと）を有する社会的孤立状態にある人（世帯）を支援した経験がある民生委員は5.4万人と、全国の民生委員の4人に1人は支援経験があることとともに、そうした人（世帯）が有している課題の状況も一定程度明らかにすることができました。

今回、第2次となる報告においては、具体的な事例のうち、近年特に大きな課題となっている、いわゆる「ゴミ屋敷」、「ひきこもり」、「親の年金頼みで子が無職」「近隣住民とのトラブル」「住まい不安定」という課題について、世帯状況や支援経過などについて詳細な分析を行ないました。

その結果、その人（世帯）が課題を抱えていることに地域住民が気づいていない場合が多いこと、そうした課題を抱える人（世帯）は支援につながるまでに時間を要すること、そしてその間に課題は深刻さを増していくことなどがわかりました。

今後、少子高齢化が一層進行するなか、社会的孤立状態にあって課題を有する人（世帯）をいかに早期に把握し、支援につなげていくのかが大きな課題となります。現状では、地域の間関係の希薄化のなかで民生委員に大きな期待が寄せられていますが、これを民生委員のみで担っていくことには限界があり、地域住民が互いに支え合う地域共生社会の実現が望まれます。また、こうした社会的孤立状態にある人びととの関係づくりや具体的支援の受け入れには、専門性が必要とされる面も大きく、専門機関による相談支援体制の充実も欠かすことができません。

今回の調査はできる限り幅広く事例を集めることに主眼を置いており、民生委員の主観に基づいて記入されたものであることから、客観性や専門性という点では十分ではない面もあるかもしれません。しかし、全国にあまねく存在する民生委員だからこそ明らかにすることができた課題も少なくないと考えます。

今後、本会としても、全国の民児協関係者と協力し、本調査で明らかにすることができた課題に対して、新たなサービスの仕組みづくりへの提言や地域での具体的な取り組みを進めていく所存ですので、関係の皆様のご支援ご協力を引き続きお願いいたします。

平成 30 年 3 月

全国民生委員児童委員連合会  
会長 得能 金市

※ 今回の全国モニター調査は、調査 1「社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」、調査 2「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」、調査 3「単位民児協の組織および活動に関する調査」の 3 種を一体的に行ないました。

本報告書は、調査 1「社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」の結果をまとめたもので、調査 2「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」および調査 3「単位民児協の組織および活動に関する調査」の結果は第 2 分冊としてまとめています。

# 民生委員制度創設 100 周年記念 全国モニター調査 調査の概要

## 1. 調査内容

民生委員制度創設 100 周年記念事業の 1 つである「全国モニター調査」は、全国の 23 万人余の全民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）、および全国の 1 万余の全単位民生委員児童委員協議会（単位民児協）を対象として、以下の 3 種類の調査を一体的に実施した。

- ・調査 1 民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査
- ・調査 2 民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査
- ・調査 3 単位民児協の組織および活動に関する調査

## 2. 調査対象数および回答数

- ・調査 1 および調査 2（全民生委員・児童委員対象）  
対象数 23 万 1,551 人 回答数 20 万 750 人（回答率 86.7%）
- ・調査 3（全単位民児協対象）  
対象数 1 万 328 民児協 回答数 9,260 民児協（回答率 89.7%）

※ 調査票は、都道府県・指定都市民児協を通じて単位民児協に送付。回答にあたっては、単位民児協から、所属委員個人の回答票・単位民児協としての回答票を一括して全国民生委員児童委員連合会に返送してもらった。

## 3. 調査期間および調査時点

- ・調査期間 平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 9 月 20 日
- ・調査時点 平成 28 年 4 月 1 日

## 4. 調査実施主体

全国民生委員児童委員連合会

### —報告書上の表記等について—

- ・ 図表のタイトルおよび文章中における調査票の選択肢の表現については、表示の都合上、調査票と文意が変わらない程度に、一部簡略化した箇所がある。
  - ・ パーセンテージの計算は小数点第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで表示した。したがって、各回答の合計が 100% にならない場合もある。
- ※ 本報告書では、調査 1「社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」の結果をまとめている（調査 2「民生委員・児童委員の活動および意識に関する調査」および調査 3「単位民児協の組織および活動に関する調査」の結果は第 2 分冊としてまとめている）。

# 目次

## はじめに 調査の概要

## 調査1「民生委員・児童委員による 社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」結果

1. 社会的孤立のなかで課題を抱えた人（世帯）への支援の状況	3
(1) 全体状況、区域担当民生委員・主任児童委員別の状況	3
(2) 自治体区分別の支援状況	4
(3) 民生委員の経験年数別の支援状況	4
2. 課題を抱えた人（当事者）の状況	5
(1) 年齢、性別	5
(2) 自治体区分別にみた当事者の年齢構成	5
(3) 就労・就学・年金受給の状況	6
(4) 生活保護受給の有無	6
(5) 認知症、障がい	7
3. 世帯の状況	8
(1) 世帯人数	8
(2) その地域における居住年数	9
4. 当事者およびその世帯が抱える課題	10
(1) 当事者およびその世帯が抱える課題	10
① 概況	
② 高齢者のみ世帯とそれ以外の世帯での課題の相違	
(2) 当事者およびその世帯にとっての主要課題	12
(3) 複合して発生している課題	14
5. 民生委員による相談支援経過	16
(1) 地域住民の気づきの有無	16
(2) 民生委員が相談支援に関わることとなった契機	16
(3) 民生委員としての「つなぎ先」の有無（専門機関との連携）	18
(4) 具体的な「つなぎ先」について	19
(5) つなぎ先による支援について	20
① 支援の実施状況	
② 具体的支援内容	
(6) 民生委員による支援	22
6. 支援後の状況（課題の解決・改善状況）	23
(1) 課題の解決・改善状況	23
(2) 主たる課題別にみた課題の解決・改善状況	24

# 社会的な課題として取り上げられることの多い「状態・課題」についての分析

社会的な課題として取り上げられることの多い「状態・課題」についての分析…………… 27

## 1. 近隣住民とのトラブル・ゴミ屋敷に関する事例…………… 29

(1) 近隣住民とのトラブル・ゴミ屋敷に関する事例の分析の視点…………… 29

- ① 「近隣住民とのトラブル」といわゆる「ゴミ屋敷」の関係
- ② 「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の事例の背景と分類

(2) 当事者の状況と地域との関係…………… 31

(3) 「近隣住民とのトラブル」「ゴミ屋敷」の具体像…………… 37

(4) 相談支援の経過と支援後の状況…………… 39

(5) 「近隣住民とのトラブル」や  
「ゴミ屋敷」状態にある人（世帯）に対する支援に関する考察…………… 46

- ① 受診・治療により認知症や精神的疾患の症状が緩和し、  
近隣住民とのトラブルの度合いが下がる
- ② 在宅介護サービスの利用を通じて状態が改善する
- ③ 地域包括支援センターにつないで施設入所となる

## 2. ひきこもり・親の年金頼みで子が無職の事例…………… 48

(1) ひきこもり・親の年金頼みで子が無職の事例の分析の視点…………… 48

- ① 「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」の関係
- ② 「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」の事例の分類と背景
- ③ 分析の視点

(2) 当事者の状況と地域との関係…………… 52

(3) 「ひきこもり」「親の年金頼みで子が無職」の具体像…………… 59

- ① 「親の年金頼みで子が無職」で、  
ひきこもっていない「子」が当事者とみられる事例
- ② 「親の年金頼みで子が無職」で、  
ひきこもっていない「親」が当事者とみられる事例
- ③ 「ひきこもり」で本人が65歳未満の事例

(4) 相談支援の経過と支援後の状況…………… 62

(5) 「ひきこもり」や  
「親の年金頼みで子が無職」の人（世帯）に対する支援に関する考察…………… 67

- ① 複合化した課題のなかで優先課題から順に対応して状況を改善する
- ② 長い目で支援を継続していく
- ③ 親子の適切な距離を確保することで状況を改善する

## 3. 住まい不安定に関する事例…………… 71

(1) 住まい不安定に関する事例の分析の視点…………… 71

(2) 当事者本人の状況と地域との関係…………… 72

(3) 「住まい不安定」の具体像…………… 78

(4) 相談支援の経過と支援後の状況…………… 81

(5) 「住まい不安定」にある人（世帯）に対する支援に関する考察…………… 86

- ① 住まい不安定の原因となる課題の解決
- ② 新たな住まいの確保にあたって

4. 社会的孤立を背景に課題を有する人への支援の充実にむけて	89
(1) 社会的孤立を背景にした課題の構造	89
① 課題の特徴	
② 民生委員による関わりの経緯	
(2) 社会的孤立状態にある人（世帯）の支援に関わる民生委員活動の実態と課題	91
① 民生委員の経験年数による「支援力」の相違	
② つなぎ先の重要性	
(3) 社会的孤立の状況にある人（世帯）に 対する支援の充実に向け期待される取り組み	92
① 時間を要する支援	
② 契約等に係る制度面での見直し	
③ 地域力の向上	
事例編	95
調査1 調査票	119



## 調査 1

**「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある  
世帯への支援に関する調査」結果**



# 調査1 「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に関する調査」結果

- 平成25年12月～28年11月の任期中に、全国の民生委員・児童委員が実施した、社会的孤立状態にあって課題や心配ごとを抱えた人（世帯）への支援事例を把握したものを。

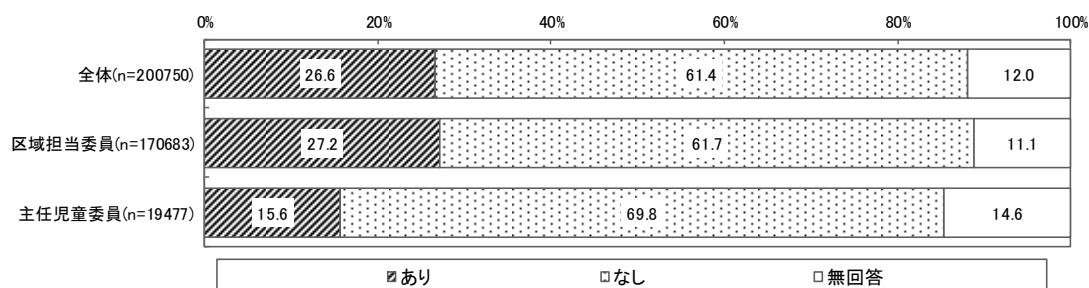
## 1. 社会的孤立のなかで課題を抱えた人（世帯）への支援の状況

### (1) 全体状況、区域担当民生委員・主任児童委員別の状況

- 回答のあった民生委員・児童委員（以下、民生委員）20万750人のなかで、社会的孤立状態にあり、かつ課題や困りごと（以下、課題）を抱える住民（世帯）への支援を行なった経験を有する民生委員は、53,454人であった（回答全体の26.6%、無回答（未記入）を除くと30.2%）。全国で4人に1人の民生委員はこうした世帯への支援を行なった経験を有することとなる。
- 民生委員の多くは、担当区域をもって、対象者を限定せずに相談支援を行なう「区域担当民生委員」であるが、子どもや子育て世帯への支援を専門に担当する民生委員である「主任児童委員」も全国で約2万1千人存在する（23万人余の民生委員の内数）。今回調査は主任児童委員も対象としており、区域担当民生委員、主任児童委員別に支援経験の有無を聞いたところ、区域担当民生委員の方が高い割合を示した。

これは、主任児童委員は担当区域をもたず、必要な場合に個別の世帯への支援を担うという役割の相違によることを反映した結果といえる。

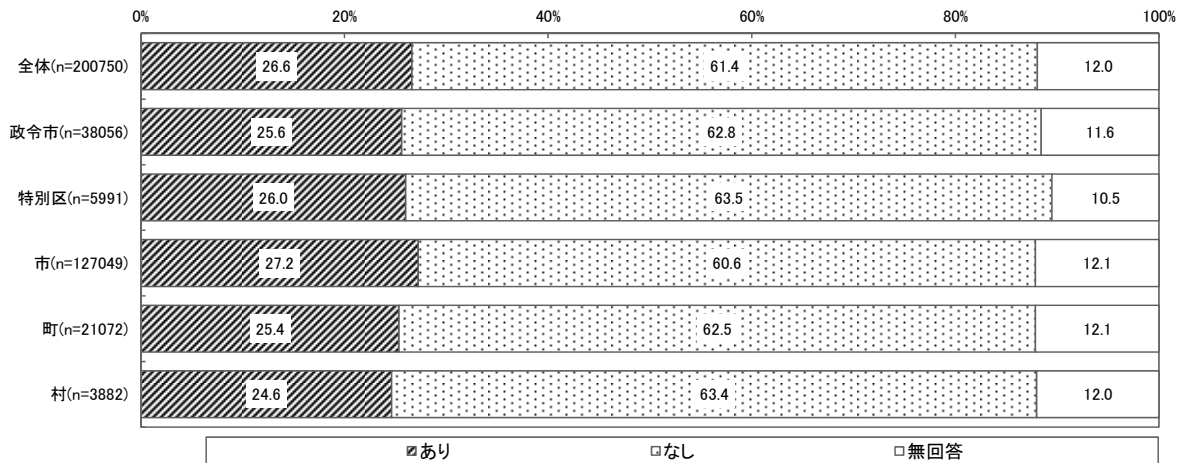
図表 1-1 社会的孤立状態にあって課題を抱えた者（世帯）への支援状況



## (2) 自治体区分別の支援状況

- 社会的孤立状態にある世帯に対する民生委員による支援については、政令市・特別区（東京 23 区）、市・町・村という自治体区分別にみても、大きな相違はみられなかった。

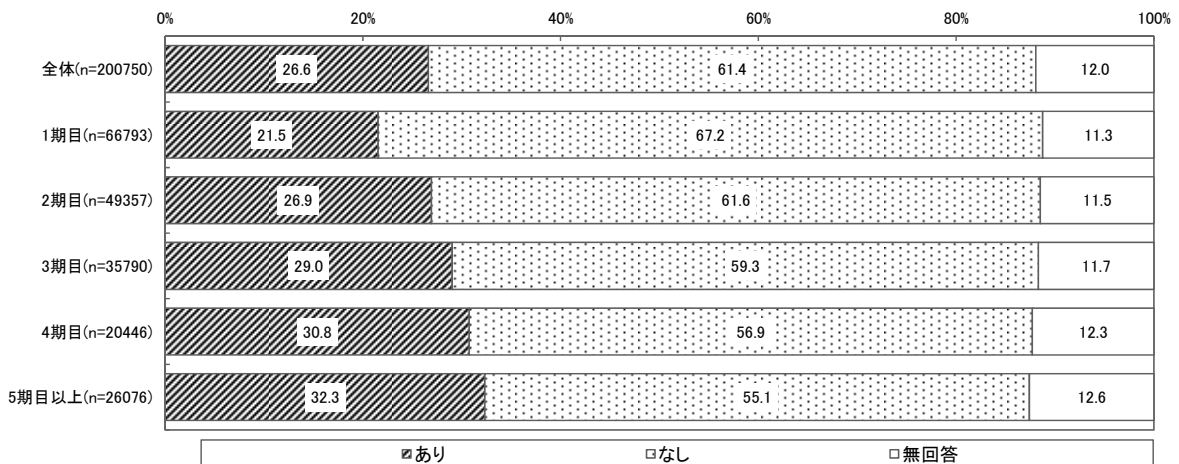
図表 1-2 社会的孤立状態にあつて課題を抱えた者（世帯）への支援状況（市区町村別）



## (3) 民生委員の経験年数別の支援状況

- 全国約 23 万人の民生委員のうち、約 6 割は民生委員就任から 2 期目までの比較的経験の浅い委員となっている。社会的孤立状態にあつて課題を抱えた人（世帯）への支援経験の有無を民生委員の在任期間別にみると、在任期間が長い委員ほど高い割合となっている。これは、在任期間が長くなるほど住民からの認知度も高まり、多くの相談や情報が寄せられることがその一因と考えられる。

図表 1-3 民生委員としての在任期間別にみた支援の状況



## 2. 課題を抱えた人（当事者）の状況

### (1) 年齢、性別

- 有効回答 53,454 事例における「課題を抱えた人＝当事者」（世帯で複数の要支援者がいる場合は主たる支援対象者、以下同じ。）の年齢については、75 歳以上の高齢者が多くを占めたが、「40 歳～59 歳」の層も約 7 千人を数えた。
- また、男女別では、男性 21,460 人（40.1%）、女性 24,721 人（46.2%）、「無回答（未記入）」7,273 人（13.6%）で、女性の方が多かった。

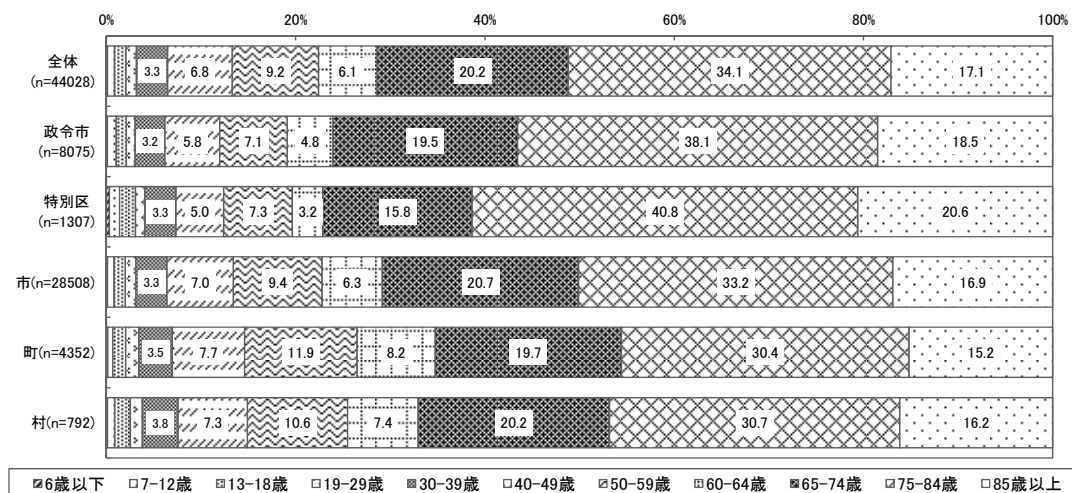
図表 1-4 当事者（主たる支援対象者）の年齢

年齢	度数	%	無回答除く%
6歳以下	54	0.1	0.1
7-12歳	319	0.6	0.7
13-18歳	536	1.0	1.2
19-29歳	487	0.9	1.1
30-39歳	1,454	2.7	3.3
40-49歳	2,999	5.6	6.8
50-59歳	4,031	7.5	9.2
60-64歳	2,707	5.1	6.1
65-74歳	8,902	16.7	20.2
75-84歳	15,015	28.1	34.1
85歳以上	7,524	14.1	17.1
無回答	9,426	17.6	無回答除く件数
合計	53,454	100.0	44,028

### (2) 自治体区別にみた当事者の年齢構成

- 当事者の年齢構成を自治体区別にみると下図のとおりであった。政令市や特別区では 75 歳以上の後期高齢者の割合が高い一方、町・村では 64 歳以下の割合が高かった。

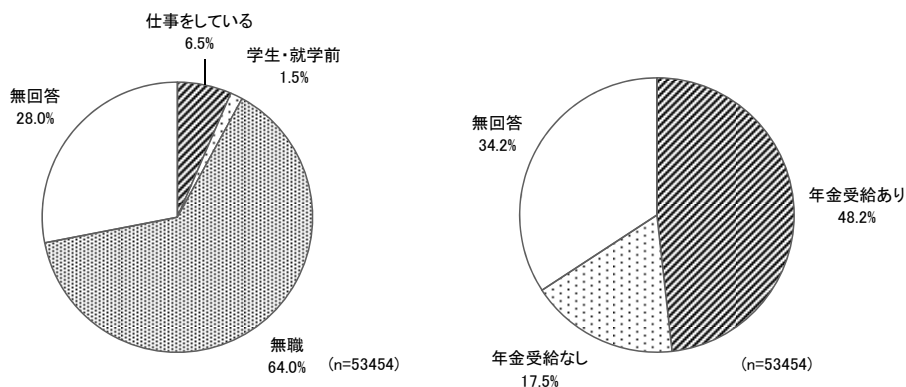
図表 1-5 自治体区別にみた当事者の年齢構成



### (3) 就労・就学・年金受給の状況

- 前記のように、当事者には高齢者が多いこともあり、就労している割合は6.5%にとどまり、年金受給者が48.2%を数えた。
- 「年金受給の有無」は全体の3分の1が無回答となっている。世帯の所得状況はプライバシー性も高く、民生委員でも把握が困難な場合が多いことが伺われる。

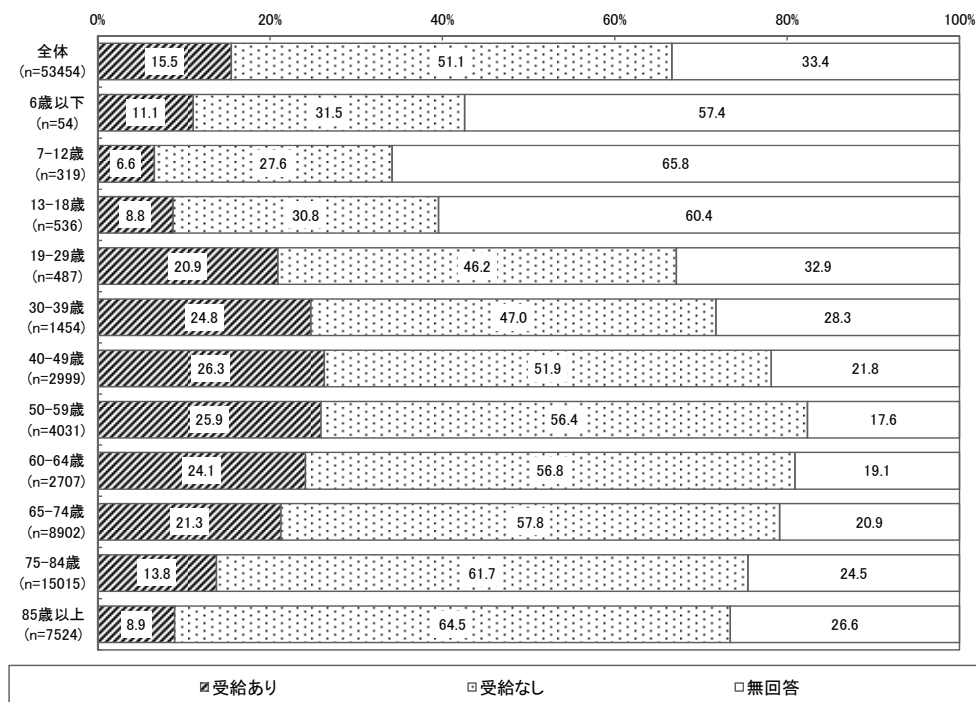
図表 1-6 当事者の就労・就学等の状況（左）と年金受給の有無



### (4) 生活保護受給の有無

- 当事者本人の経済状況に関して、生活保護を「受給している」との回答は15.5%、「受給していない」は51.1%であった。年齢階層別にみると、「30歳～64歳」の層では約25%が生活保護を受給していた。

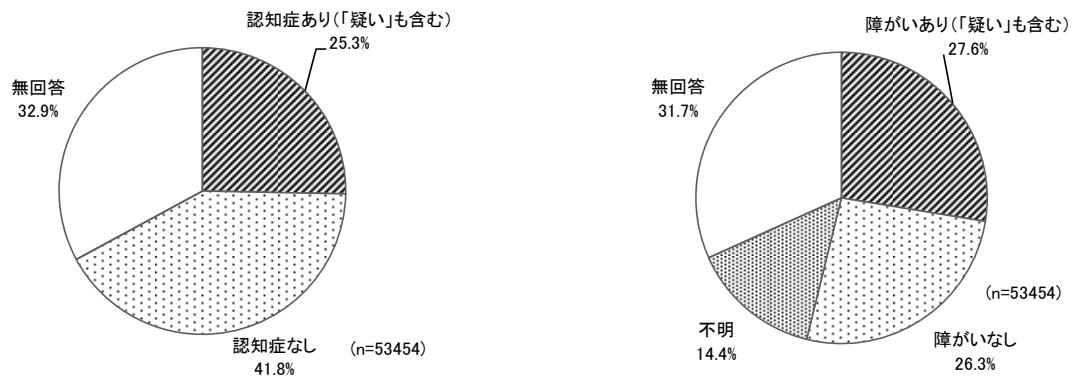
図表 1-7 当事者の生活保護受給の状況



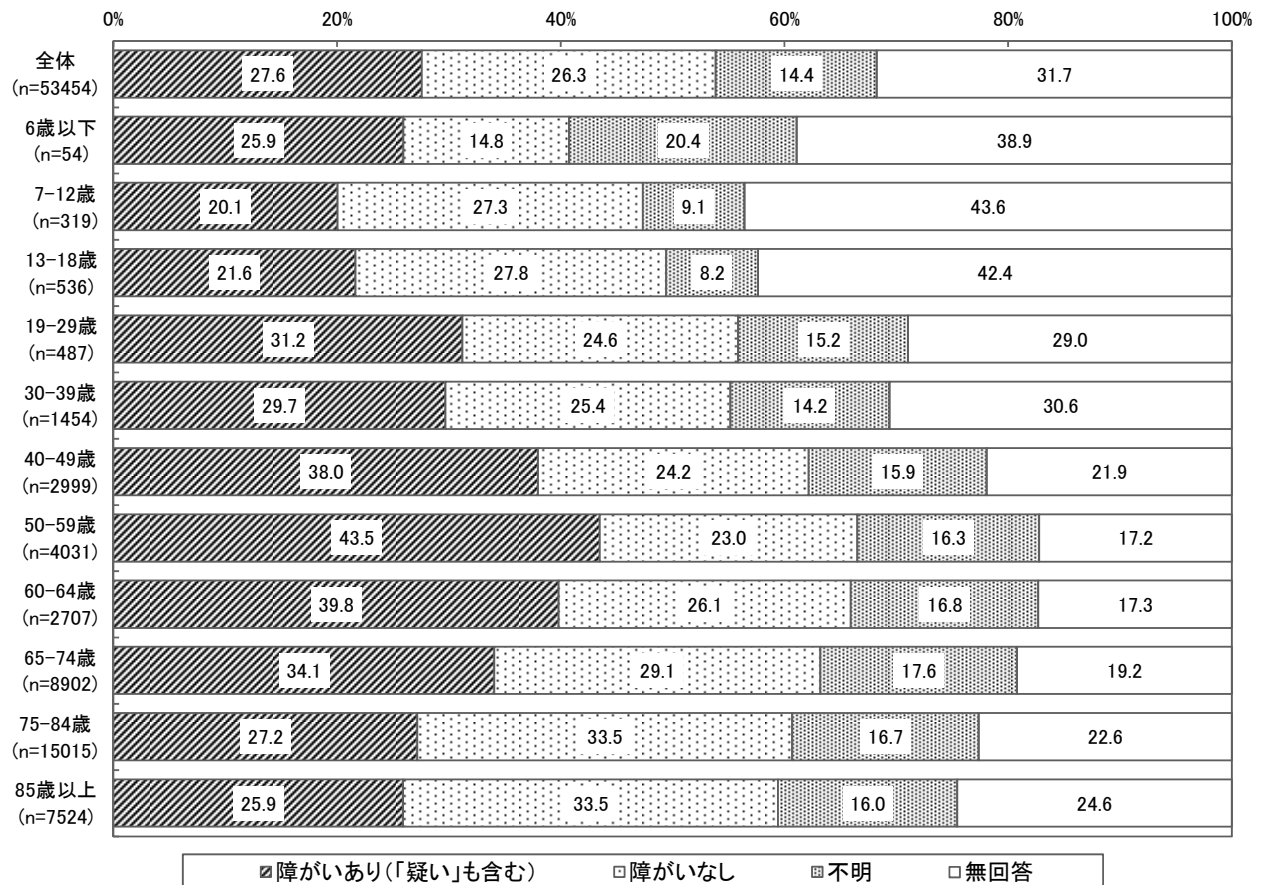
## (5) 認知症、障がい

- 当事者本人が「認知症あり」（「疑い」も含む）との回答は25.3%であった。また障がい（身体、知的、精神等）あり（「疑い」も含む）の回答は27.6%であった。
- 障がいの有無について当事者の年齢階層別にみると、「50～59歳」の層において障がいがある人の割合が高く43.5%であった。

図表 1-8 当事者における認知症（左）、障がいの有無（「疑い」を含む）



図表 1-9 年齢区分別にみた当事者の障がいの有無（疑いを含む）

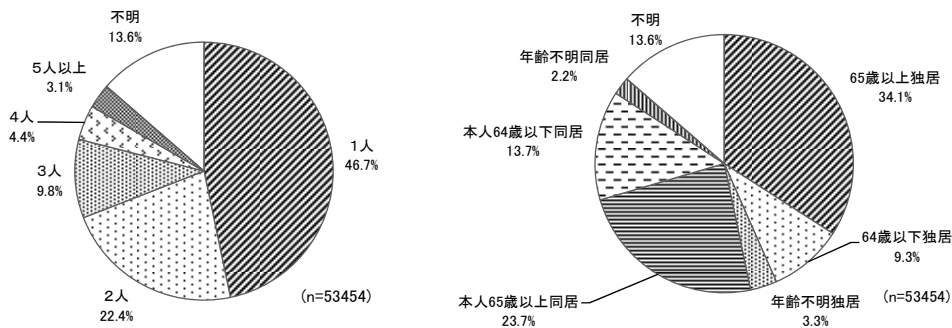


### 3. 世帯の状況

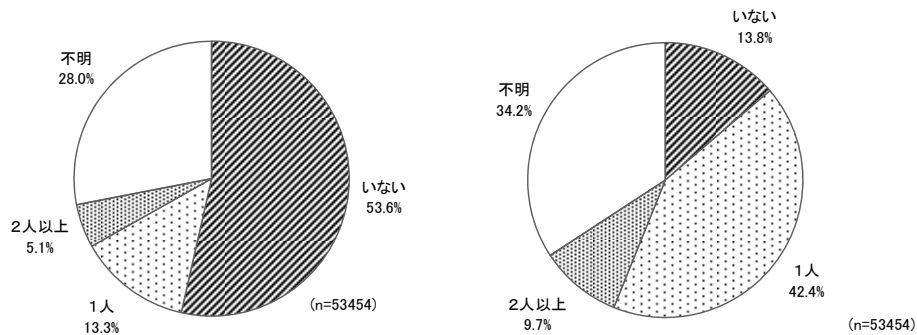
#### (1) 世帯人数

- 当事者が属する世帯の人数についてみると、当事者のみの独居世帯が半数近くに上り、その多くが独居高齢者世帯であった。
- また、当事者に高齢者が多いこともあり、就労している人がいない世帯が半数を超えている。同様に、年金受給者が1人以上いる世帯も半数を数えた。
- 当事者以外に、「認知症」の人、「障がいがある」人がいる世帯もそれぞれ3割前後を数えた。

図表 1-10 当事者が属する世帯人数（左）と当事者の年齢別にみた世帯状況



図表 1-11 同居世帯における就労している者の人数（左）と年金受給者の人数



図表 1-12 同居世帯における「認知症」の人の有無

	度数	%	無回答除く%
いない	20,951	39.2	58.4
1人	14,068	26.3	39.2
2人以上	839	1.6	2.3
無回答	17,596	32.9	無回答除く件数
合計	53,454	100.0	35,858

図表 1-13 同居世帯における「障がいがある」人の有無

	度数	%	無回答除く%
いない	19,592	36.7	54.6
1人	14,247	26.7	39.7
2人以上	2,647	5.0	7.4
無回答	16,968	31.7	無回答除く件数
合計	53,454	100.0	36,486



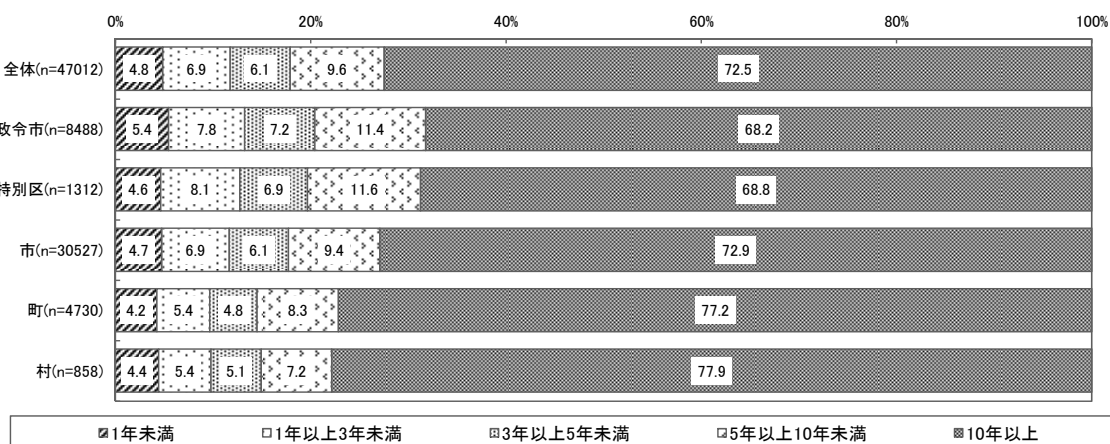
## (2) その地域における居住年数

- 今回調査の対象は社会的孤立状態にある世帯である。そこで、民生委員が支援に関わることとなった時点で、当事者が属する世帯がその地域にどれくらいの期間住んでいるのかを尋ねたところ、「10年以上」という回答が最も多かった。
- これを自治体区分別でみると、政令市や特別区においては、町村部と比較して居住期間が短い世帯の割合が高かった。

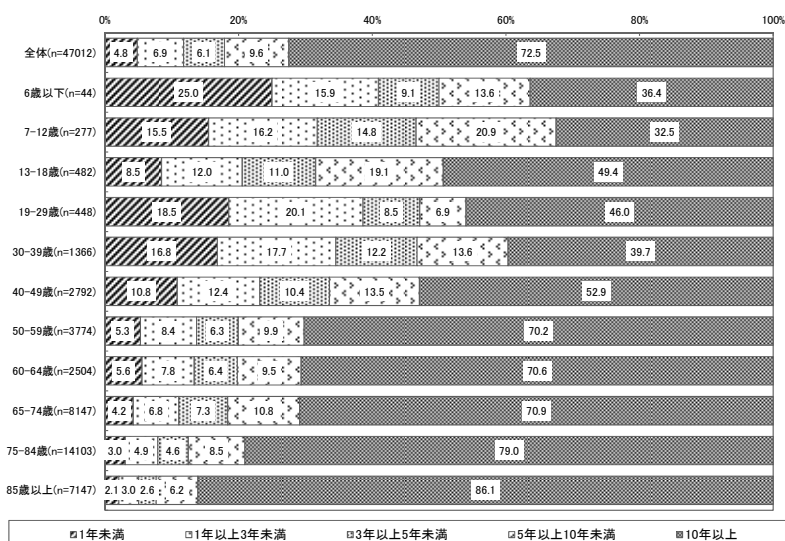
図表 1-14 当該世帯のその地域での居住年数（民生委員の支援開始時点）

居住年数	度数	%	無回答除く%
1年未満	2,275	4.3	4.6
1年以上3年未満	3,253	6.1	6.5
3年以上5年未満	2,884	5.4	5.8
5年以上10年未満	4,529	8.5	9.1
10年以上	34,071	63.7	68.2
不明	2,913	5.4	5.8
無回答	3,529	6.6	無回答除く件数
合計	53,454	100.0	49,925

図表 1-15 当該世帯のその地域での居住年数（自治体区分別、無回答を除く）



図表 1-16 当事者の年齢区分別にみたその地域での居住年数



## 4. 当事者およびその世帯が抱える課題

### (1) 当事者およびその世帯が抱える課題

#### ①概況

- 社会的孤立状態にある世帯においては、複数の課題が複合するケースが少くない。そこで、当事者およびその世帯が抱えている課題について、心身の状態を含め、想定される課題を選択肢として提示し、該当するものすべてを選択する形で回答を求めた（回答数の制約なし）。
- その結果、「身体的な病気・けが」が34.1%と最多で、次いで「認知症」、「近隣住民とのトラブル」であった。また、「引きこもり」やいわゆる「ごみ屋敷」もそれぞれ9千世帯近くを数えた。

図表 1-17 当事者およびその世帯が抱える課題（該当するものをすべて選択）

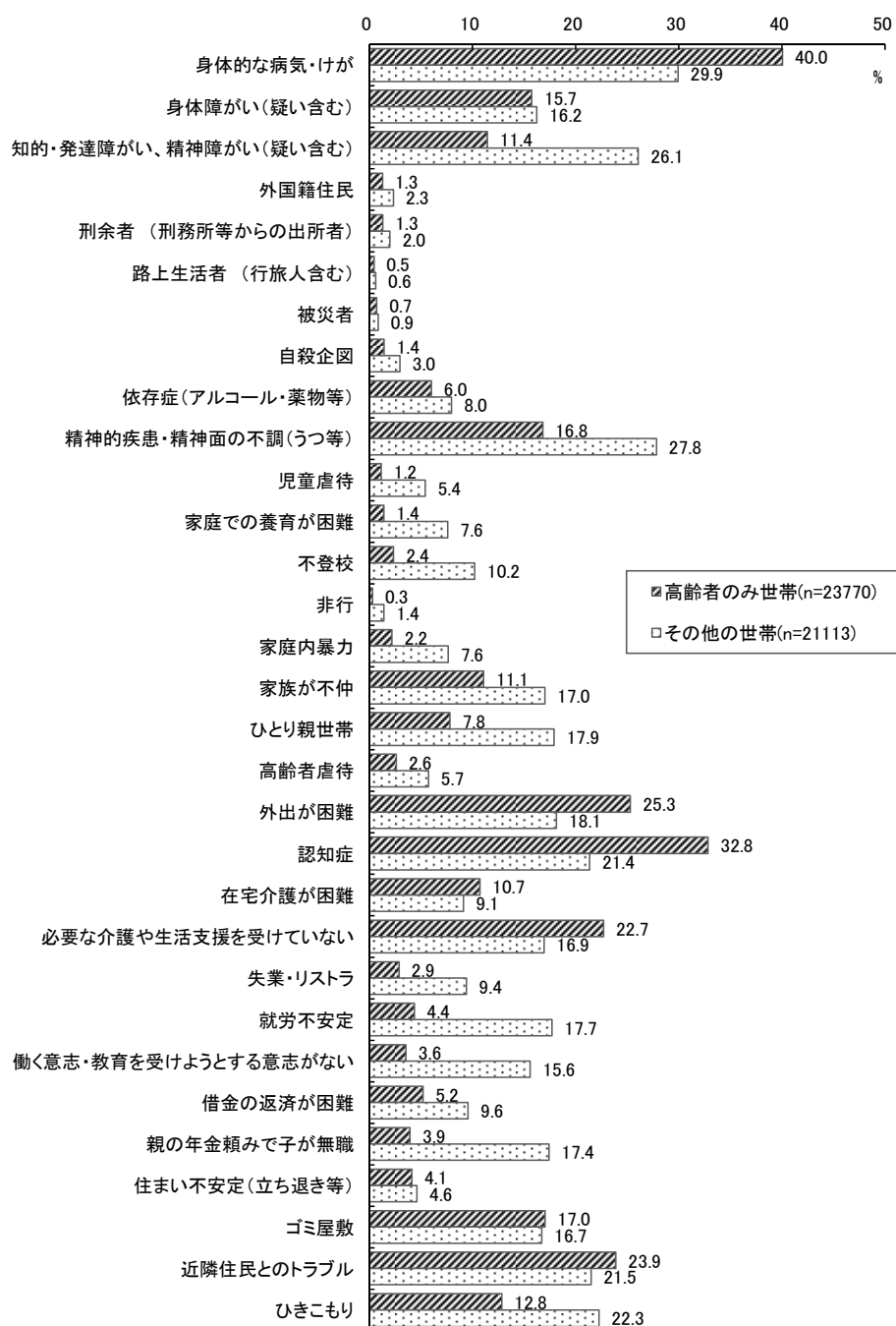
N=53,454(世帯)

課題	度数	%
身体的な病気・けが	18,212	34.1
認知症	14,641	27.4
近隣住民とのトラブル	11,705	21.9
外出が困難	11,438	21.4
精神的疾患・精神面の不調(うつ等)	11,188	20.9
必要な介護や生活支援を受けていない	10,119	18.9
知的・発達障がい、精神障がい(疑い含む)	9,462	17.7
ひきこもり	8,879	16.6
ゴミ屋敷	8,792	16.4
身体障がい(疑い含む)	8,408	15.7
家族が不仲	7,046	13.2
ひとり親世帯	7,009	13.1
就労不安定	5,453	10.2
親の年金頼みで子が無職	5,399	10.1
在宅介護が困難	5,236	9.8
働く意志・教育を受けようとする意志がない	4,685	8.8
借金の返済が困難	3,780	7.1
依存症(アルコール・薬物等)	3,635	6.8
不登校	3,456	6.5
失業・リストラ	3,021	5.7
家庭内暴力	2,463	4.6
家庭での養育が困難	2,346	4.4
住まい不安定(立ち退き等)	2,185	4.1
高齢者虐待	2,133	4.0
児童虐待	1,792	3.4
自殺企図	1,101	2.1
外国籍住民	1,029	1.9
刑余者(刑務所等からの出所者)	880	1.6
非行	475	0.9
被災者	439	0.8
路上生活者(行旅人含む)	299	0.6
その他	6,188	11.6

## ②高齢者のみ世帯とそれ以外の世帯での課題の相違

- 世帯構成員の年齢に基づき、世帯構成員全員が65歳以上の「高齢者のみ世帯」と「その他の世帯」に分け、それぞれに抱える課題を集計すると、高齢者のみ世帯では「身体的な病気・けが」、「認知症」、「外出が困難」が上位3項目であった。
- 一方、「その他の世帯」では、第1位は「身体的な病気・けが」で同じであったが、以下、「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」、「知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）」であった。

図表 1-18 当事者およびその世帯が抱える課題（該当するものをすべて選択）



※世帯構成員の年齢が判明した回答について、高齢者のみの世帯とそれ以外の世帯に分けて集計した

## (2) 当事者およびその世帯にとっての主要課題

- 当事者本人およびその世帯が抱える課題のうち、とくに主要な課題（緊急性、重要性が高いもの）3項目を尋ねた結果では、前項の結果と比較して、「身体的な病気・けが」が最多、次いで「認知症」であることは同じだが、以下、「近隣住民とのトラブル」、いわゆる「ゴミ屋敷」、「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」と続いており、「近隣住民とのトラブル」やいわゆる「ゴミ屋敷」が主要な課題となっていることが明らかとなった。

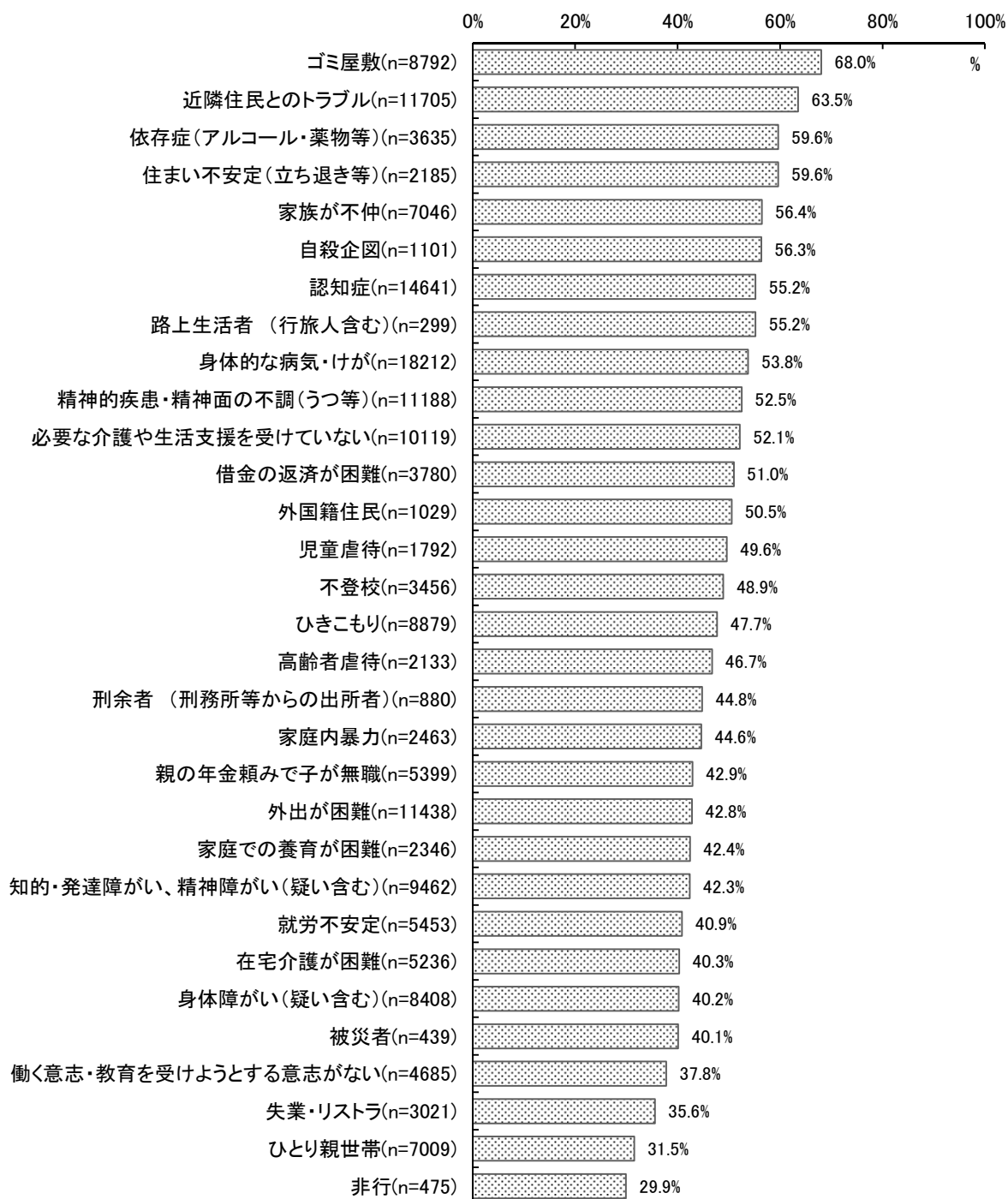
図表 1-19 当事者およびその世帯が抱える課題（主たる課題3項目）

N=53,454(世帯)、3項目を回答

課題	度数	%
身体的な病気・けが	9,790	18.3
認知症	8,083	15.1
近隣住民とのトラブル	7,433	13.9
ゴミ屋敷	5,980	11.2
精神的疾患・精神面の不調(うつ等)	5,873	11.0
必要な介護や生活支援を受けていない	5,274	9.9
外出が困難	4,892	9.2
ひきこもり	4,233	7.9
知的・発達障がい、精神障がい(疑い含む)	4,007	7.5
家族が不仲	3,976	7.4
身体障がい(疑い含む)	3,380	6.3
親の年金頼みで子が無職	2,316	4.3
就労不安定	2,228	4.2
ひとり親世帯	2,208	4.1
依存症(アルコール・薬物等)	2,167	4.1
在宅介護が困難	2,109	3.9
借金の返済が困難	1,926	3.6
働く意志・教育を受けようとする意志がない	1,769	3.3
不登校	1,689	3.2
住まい不安定(立ち退き等)	1,302	2.4
家庭内暴力	1,099	2.1
失業・リストラ	1,074	2.0
高齢者虐待	996	1.9
家庭での養育が困難	995	1.9
児童虐待	888	1.7
自殺企図	620	1.2
外国籍住民	520	1.0
刑余者(刑務所等からの出所者)	394	0.7
被災者	176	0.3
路上生活者(行旅人含む)	165	0.3
非行	142	0.3
その他	3,866	7.2

- なお、世帯の主要課題となっている割合を把握するため、各課題について、「世帯の主要な課題（3項目）」として挙げられた数を「世帯の課題（該当するものすべて）」で挙げられた数で除することにより、主要課題となっている割合を求めた結果が下図のとおりである。
- いわゆる「ゴミ屋敷」および「近隣住民とのトラブル」が共に60%を超えており、主要な課題となりやすいことが明らかとなった。

図表 1-20 「主要な課題」となっている割合



### (3) 複合して発生している課題

- 社会的孤立状態にある世帯では、複数の課題が複合的に発生しやすいと考えられる。そこで、前記(1)にある世帯の課題としてあげられたもの(回答数を問わず)について、どのような組み合わせでの発生頻度が高くなっているかを分析した。
- その結果は、次頁表のとおりであり、たとえば以下のような組み合わせの発生率が高くなっていた。

#### <発生頻度が比較的高い組み合わせの例>

##### \*発生率40%超の組み合わせから抜粋

- ▶ 身体的な障がい・けが × 外出が困難
- ▶ 刑余者 × 身体的な病気・けが
- ▶ 路上生活者(行旅人含む) × 身体的な障がい・けが
- ▶ 被災者 × 身体的な病気・けが、認知症
- ▶ 自殺企図 × 精神的疾患・精神面の不調(うつ等)
- ▶ 依存症(アルコール・薬物等) × 身体的な病気・けが
- ▶ 非行 × 知的・発達障がい、精神障がい(疑い含む)
- ▶ 高齢者虐待 × 認知症
- ▶ 働く意志・教育を受けようとする意志がない × ひきこもり
- ▶ 失業・リストラ × 身体的な病気・けが
- ▶ 借金の返済が困難 × 身体的な病気・けが

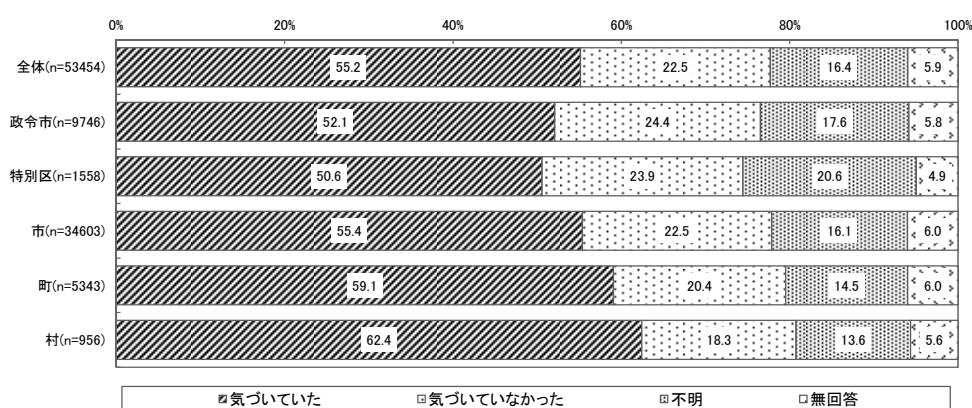


## 5. 民生委員による相談支援経過

### (1) 地域住民の気づきの有無

- 民生委員がその世帯の相談支援に関わることとなった時点で、地域の住民が、その当事者（世帯）が課題を抱えていることに気づいていたかについて尋ねたところ、「気づいていた」が55.2%、「気づいていなかった」が22.5%であった。
- 自治体区分別にみると、「気づいていた」割合は町・村が政令市・特別区よりも高かった。なお、「不明」の割合は都市部ほど高く、民生委員であっても周辺住民からの状況把握の難しさも伺われる結果であった。

図表 1-22 地域住民の気づきの状況（自治体区分別）



### (2) 民生委員が相談支援に関わることとなった契機

- 民生委員が、その世帯の相談支援に関わることとなった契機（その世帯が課題を抱えていることを把握した契機）としては、「近隣住民、自治会・町内会からの相談」が最多であり、次いで「民生委員自身の訪問による発見」、「本人・家族からの相談」であった。

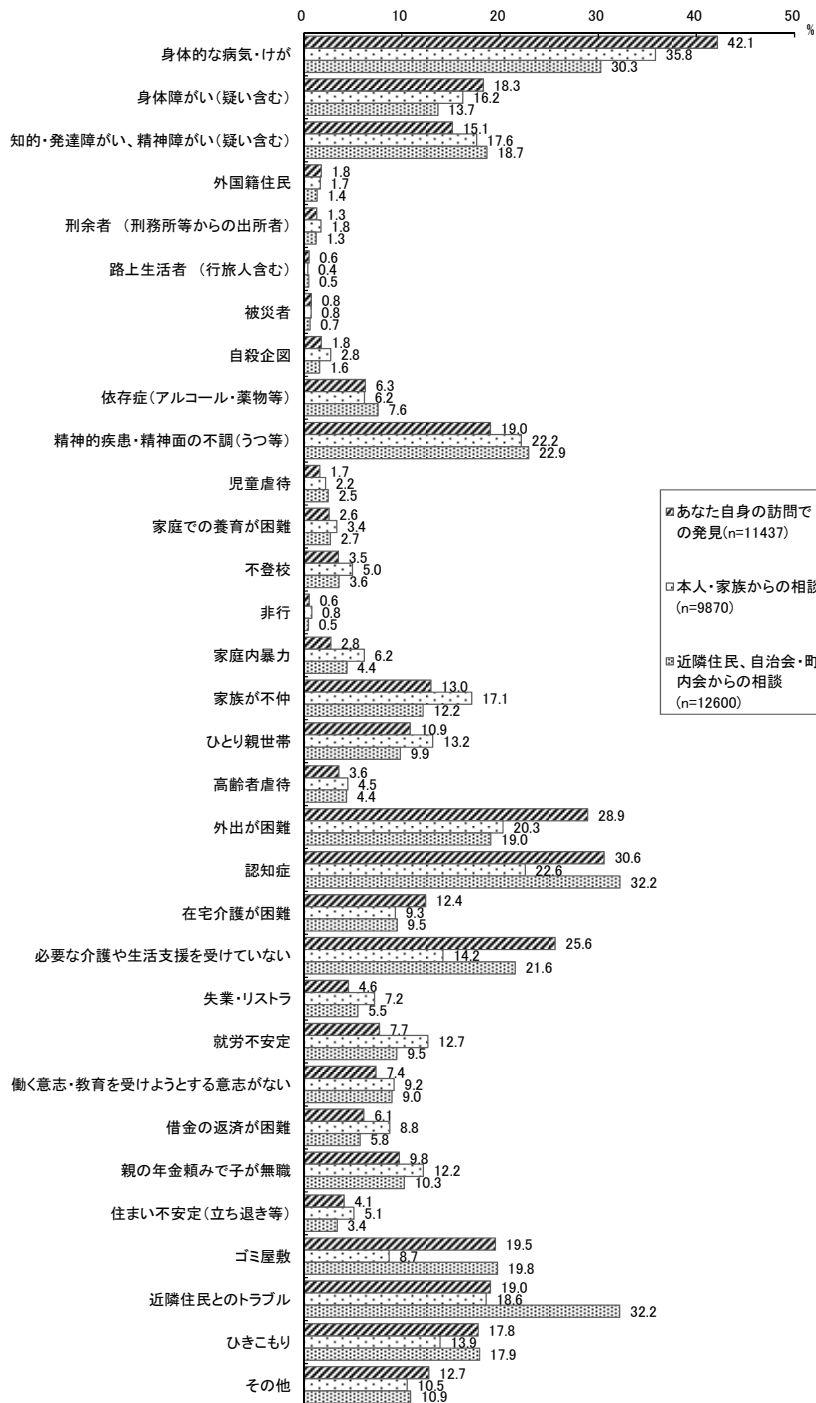
図表 1-23 民生委員が相談支援に関わることとなった契機

相談支援の契機	度数	%	無回答除く%
近隣住民、自治会・町内会からの相談	12,600	23.6	28.0
あなた自身の訪問での発見	11,437	21.4	25.4
本人・家族からの相談	9,870	18.5	21.9
福祉事務所や市・区役所等からの連絡	2,213	4.1	4.9
地域包括支援センターからの連絡	2,098	3.9	4.7
学校(小・中学校等)からの連絡や相談	1,354	2.5	3.0
社協からの連絡	653	1.2	1.4
民児協会長・事務局からの連絡	547	1.0	1.2
上記以外の関係機関からの連絡	391	0.7	0.9
保健所・保健センターからの連絡	164	0.3	0.4
児童相談所からの連絡	61	0.1	0.1
保育所、幼稚園、認定こども園からの連絡や相談	60	0.1	0.1
その他	3,591	6.7	8.0
無回答	8,415	15.7	無回答除く件数
合計	53,454	100.0	45,039



○ 課題と相談支援の契機との関係を見ると、「身体的な病気やけが」、「外出が困難」といった課題を抱える世帯については民生委員（下図では「あなた自身」）の訪問による場合が多く、家族の不仲や就労関係の課題を抱える世帯は「本人・家族からの相談」が多かった。さらに近隣住民とのトラブルは「近隣住民、自治会・町内会からの相談」が多かった。

図表 1-24 課題別にみた相談支援の契機（主たる課題3項目の回答について）

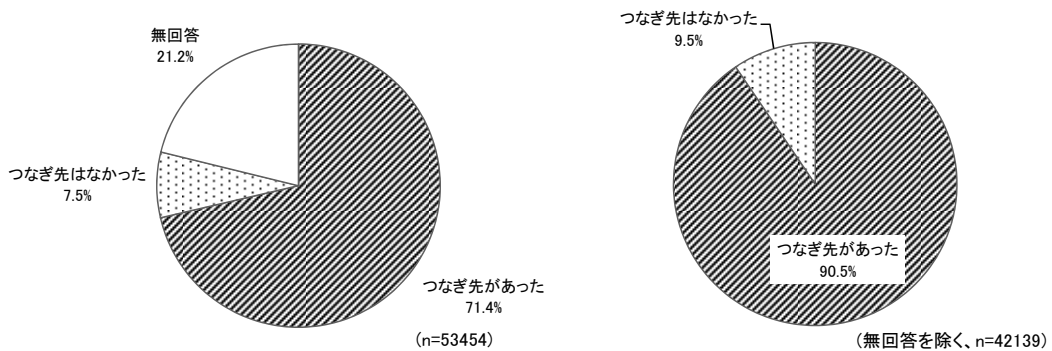


注) 上図は、上位3項目のうちに、各課題が含まれている世帯数をそれぞれ母数としたもの。よって、それぞれの課題が重要度第一位である世帯のみを集計したものではない。

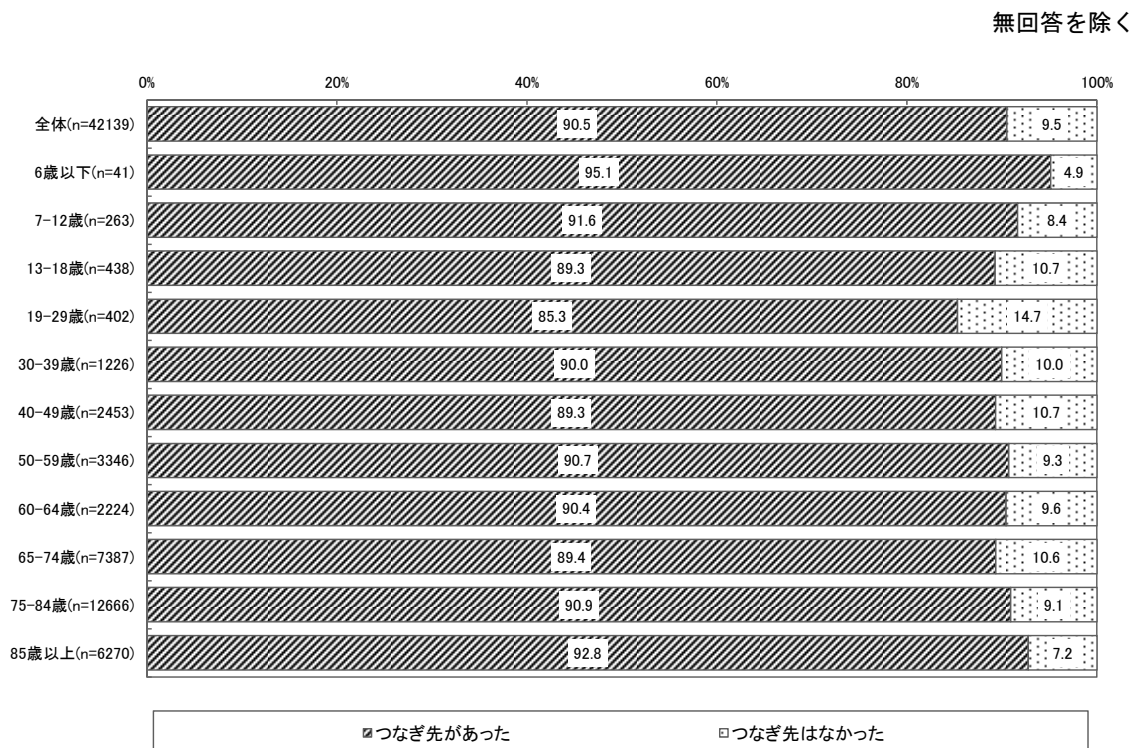
### (3) 民生委員としての「つなぎ先」の有無（専門機関との連携）

- 民生委員は住民の課題解決の「つなぎ役」といわれるように、課題を抱えた住民を専門的な支援を担う機関や専門職につなぐことを主な役割としている。
- 今回の回答事例について、当事者（世帯）支援のために、「つなぎ先」があったか否かを尋ねた結果、「つなぎ先があった」ケースが71.4%、「なかった」ケースが7.5%であった。
- 当事者の年齢階層別にみると、19～29歳については「つなぎ先がなかった」という割合が他の年代に比べて多かった。これについては、たとえば不就労等、若年層の当事者が抱える課題の特性にもよることが想定されるところであり、今後、課題別のつなぎ先の有無を含め、さらなる分析が必要と考えられる。

図表 1-25 専門的支援のための「つなぎ先」の有無



図表 1-26 専門的支援のための「つなぎ先」の有無（当事者の年代別）



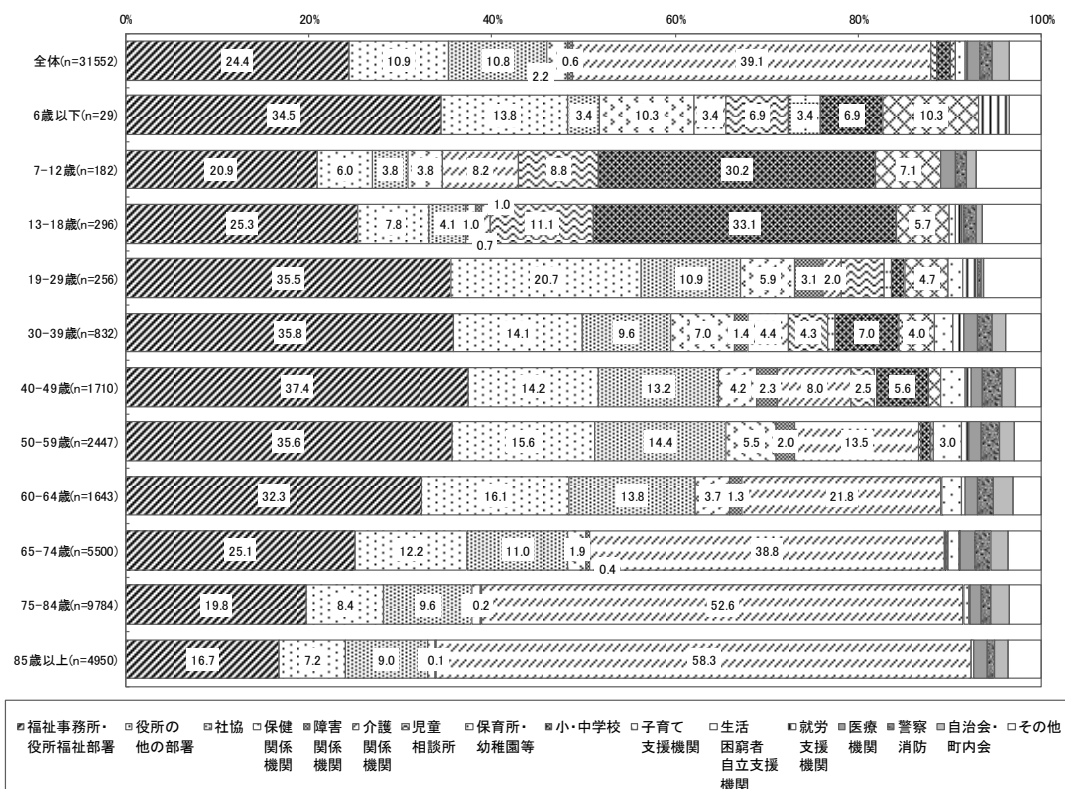
#### (4) 具体的な「つなぎ先」について

- つなぎ先があったとの回答について、そのつなぎ先（複数の場合は支援の中心機関1か所）を聞いたところ、最多は「介護関係機関（地域包括支援センター・介護事業所など）」であった。
- 当事者の年齢別では、7～18歳の層は学校、19～64歳は福祉事務所や役所の福祉部署、65歳以上では地域包括支援センター等の介護関係機関が多かった。これは年代層における課題特性を反映した結果と考えられる。

図表 1-27 具体的なつなぎ先（主たる支援の担当機関）

つなぎ先	度数	%	無回答除く%
介護関係機関(地域包括支援センター・介護事業所など)	12,338	32.3	39.1
福祉事務所や市・区役所、町村役場の福祉担当部署	7,689	20.2	24.4
市・区役所、町村役場のその他の部署	3,425	9.0	10.9
社会福祉協議会	3,410	8.9	10.8
保健関係機関(保健所・保健センター・精神保健福祉センターなど)	698	1.8	2.2
自治会・町内会	571	1.5	1.8
小・中学校	452	1.2	1.4
医療機関(病院・診療所など)	434	1.1	1.4
警察・消防	420	1.1	1.3
生活困窮者自立支援機関	342	0.9	1.1
児童相談所	198	0.5	0.6
障がい関係機関(相談支援事業所・就労支援機関など)	187	0.5	0.6
子育て支援機関(地域子育て支援センターなど)	165	0.4	0.5
就労支援機関(ハローワーク・地域若者サポートステーションなど)	84	0.2	0.3
保育所・幼稚園・認定こども園	20	0.1	0.1
その他	1,119	2.9	3.5
無回答	6,590	17.3	無回答除く件数
合計	38,142	100.0	31,552

図表 1-28 具体的なつなぎ先（主たる支援の担当機関）



(5) つなぎ先による支援について

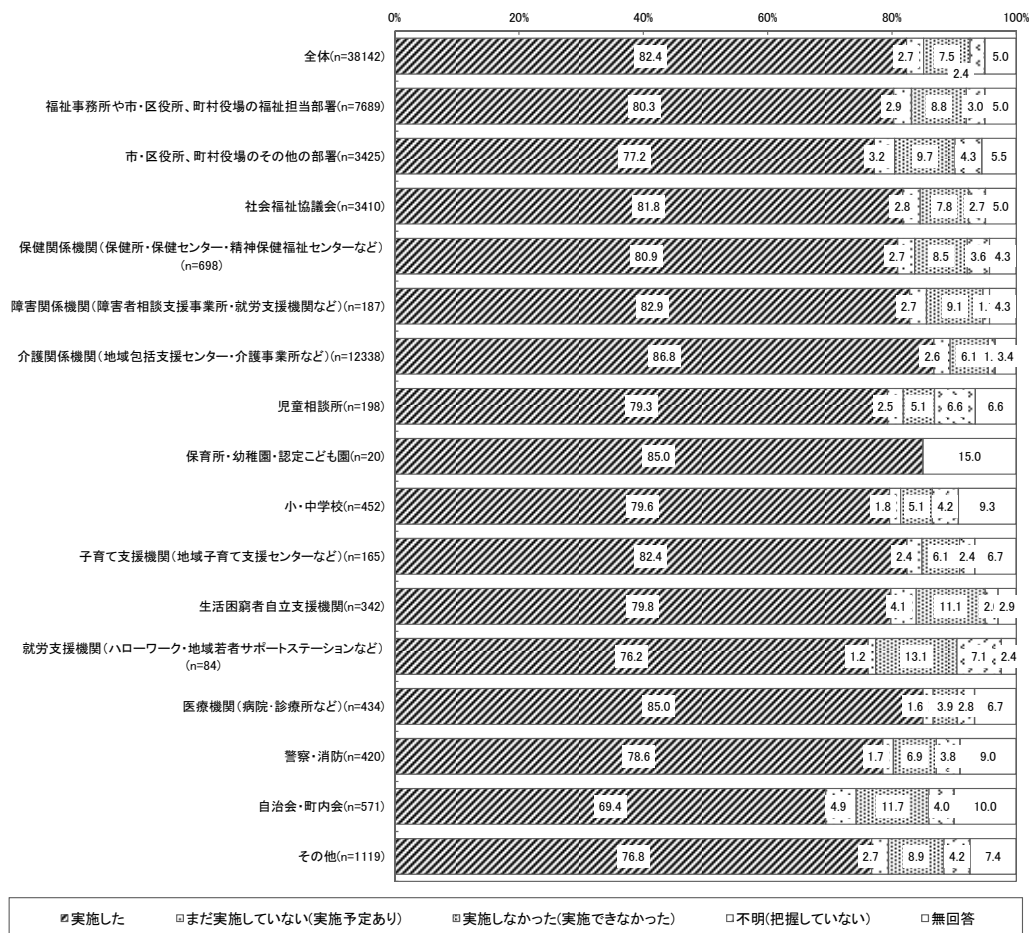
①支援の実施状況

- つなぎ先があった場合に、つなぎ先の専門機関等が支援を実施したか否かを尋ねたところ、「実施した」が82.4%、「実施しなかった」が7.5%であった。
- 「実施しなかった」割合が高いのは、「就労支援機関（ハローワーク・地域若者サポートステーションなど）」、「自治会・町内会」、「生活困窮者自立支援機関」などである。支援については、当事者の同意、やる気が重要であること、また「自治会・町内会」は専門機関ではないことも理由として考えられるところである。

図表 1-29 つなぎ先による支援の実施状況

実施の有無等	度数	%	無回答除く%
実施した	31,411	82.4	86.7
まだ実施していない(実施予定あり)	1,043	2.7	
実施しなかった(実施できなかった)	2,850	7.5	
不明(把握していない)	916	2.4	
無回答	1,922	5.0	無回答除く件数
合計	38,142	100.0	36,220

図表 1-30 つなぎ先（専門機関等）別の支援の実施状況



## ②具体的支援内容

- つなぎ先（専門機関等）において、どのような支援が実施されたのか（実施予定を含む）を尋ねたところ、下表のような結果（実施率を%で表示）となった。
- 各支援機関を通じて高い割合であったのは、「定期的な訪問」であった。
- 支援機関別に支援内容をみると、当事者が最も多い高齢者の主たるつなぎ先である介護関係機関（地域包括支援センターや介護事業所等）では、介護関連サービスの提供や利用支援が最多であった。
- 福祉事務所や行政の福祉部署においては、生活保護申請、定期的な訪問、介護・医療・障がい福祉サービス等の提供や利用支援など、幅広い支援が行なわれている。

図表 1-31 つなぎ先（専門機関等）別の支援内容

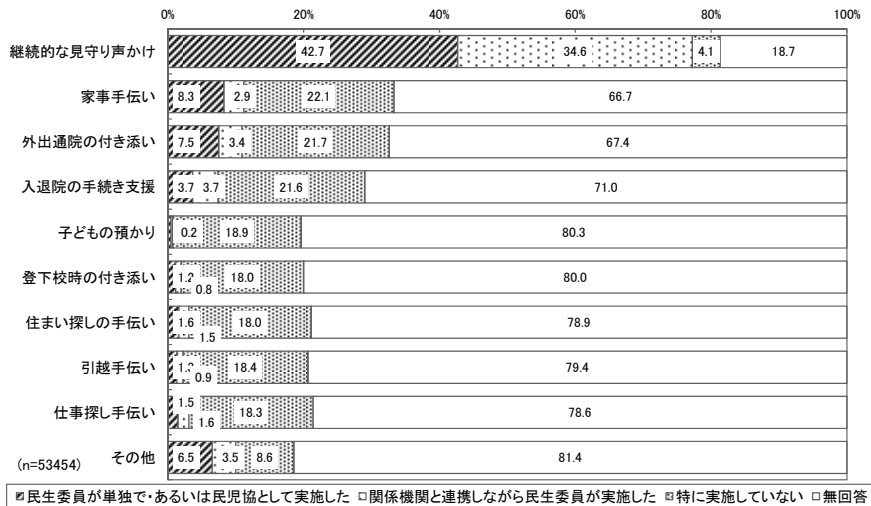
複数回答

	年金・手当受給支援	生活保護申請支援	障害者手帳取得支援	治療・受診の提供・利用支援	障がい者福祉サービス等の提供・利用支援	介護関連サービスの提供・利用支援	児童福祉サービスの提供・利用支援	児童養護施設等への入所	就学支援	住まいの確保支援	生活困窮者自立支援制度の利用支援	就労支援	生活福祉資金貸付・小口融資	専門家へのつなぎ	定期的な訪問	その他
福祉事務所・役所福祉部署(n=6395)	6.8	33.4	7.1	21.9	12.9	23.5	2.7	2.1	3.4	8.9	4.5	6.8	4.7	3.8	31.1	17.5
役所の他の部署(n=2755)	5.4	33.1	5.6	17.9	8.1	19.1	1.6	1.3	2.8	8.1	3.9	6.8	3.4	4.4	29.1	18.9
社会福祉協議会(n=2883)	5.8	17.3	4.7	17.2	10.4	27.6	1.2	0.7	3.3	6.0	7.7	8.8	11.5	5.3	36.7	19.0
保健関係機関(n=584)	4.3	13.0	8.0	38.0	13.7	14.4	3.8	1.7	1.2	3.6	3.4	6.0	1.9	3.6	40.6	24.7
障害関係機関(n=160)	8.8	13.1	23.8	17.5	54.4	11.9	1.9	2.5	1.3	5.6	1.9	21.3	1.9	6.3	38.8	13.8
介護関係機関(n=11028)	3.2	9.0	3.2	22.2	8.7	58.3	0.3	0.2	0.4	4.6	2.0	1.5	1.4	4.6	41.3	18.9
児童相談所(n=162)	3.1	11.1	5.6	7.4	1.2	2.5	13.6	38.3	12.3	3.1	3.1	5.6	4.3	0.6	38.9	23.5
保育所・幼稚園等(n=17)	0.0	5.9	0.0	0.0	11.8	0.0	47.1	0.0	0.0	5.9	11.8	0.0	0.0	0.0	5.9	29.4
小・中学校(n=368)	0.8	5.2	1.4	2.7	1.9	0.3	8.4	6.8	28.8	1.9	1.1	3.5	0.8	1.9	40.2	31.0
子育て支援機関(n=140)	4.3	16.4	2.1	9.3	5.7	5.0	24.3	12.1	14.3	3.6	2.9	5.0	5.0	3.6	46.4	20.0
生活困窮者自立支援機関(n=287)	9.1	47.7	5.6	12.9	5.9	8.4	0.7	0.3	2.4	10.1	38.3	25.8	8.4	4.9	30.0	12.9
就労支援機関(n=65)	6.2	10.8	7.7	6.2	3.1	6.2	0.0	0.0	3.1	0.0	4.6	66.2	4.6	1.5	26.2	16.9
医療機関(n=376)	2.9	7.2	7.7	62.5	10.1	29.3	0.8	0.3	1.1	3.7	0.3	2.4	0.5	3.5	17.0	18.1
警察・消防(n=337)	1.5	4.5	0.3	14.2	2.7	6.5	0.6	1.8	1.8	5.0	1.2	1.2	1.8	4.7	25.2	48.7
自治会・町内会(n=424)	2.6	6.1	1.2	6.6	4.5	12.5	0.7	0.0	0.5	4.2	0.7	2.4	1.2	1.9	46.2	39.2
その他(n=889)	4.3	7.4	2.1	12.5	4.5	18.9	1.1	0.4	1.1	7.6	1.5	4.0	1.5	7.1	31.9	44.2

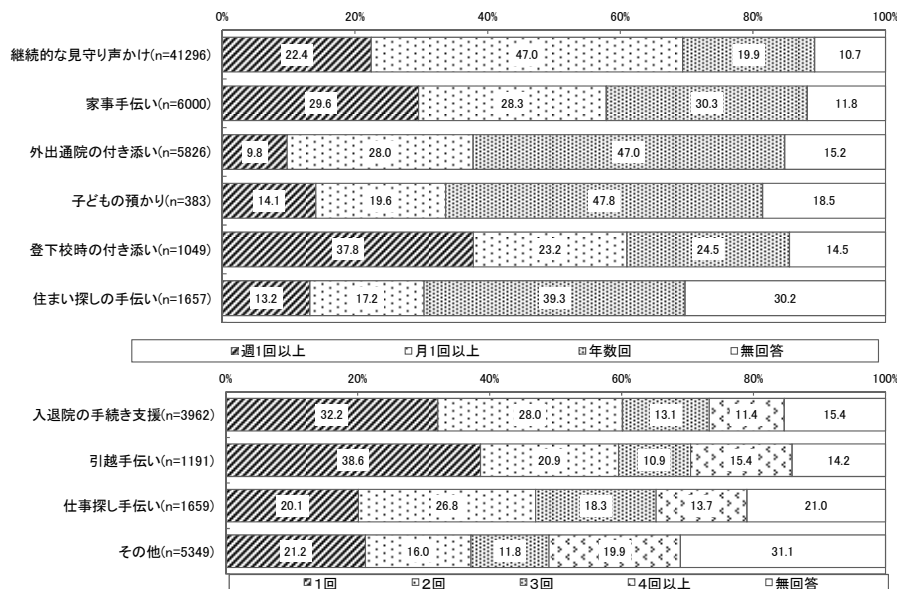
## (6) 民生委員による支援

- 前記のとおり、民生委員は専門機関への「つなぎ役」であるが、つなぎ先と連携し、当事者やその世帯の支援にもあたっている。今回調査結果では、つなぎ先がなかった事例もみられるが、つなぎ先の有無にかかわらず、当事者やその世帯に対し、民生委員自身が行なった支援内容を尋ねた結果が下図である。
- 提示した選択肢には、基本的に民生委員の役割とは考えられないものも含まれている。これは、具体的な支援の担い手がない場合等に、民生委員がやむを得ず日常的な生活支援を行なっているケースもあるからである。
- 民生委員自身による支援としては、「継続的な見守り・声かけ」が最多で、8割近い委員が単独もしくは所属する民生委員児童委員協議会として、あるいは関係機関と連携しながら実施している。それ以外にも、食事を作って届ける、掃除・洗濯・買い物の代行といった「家事手伝い」を実施したケースも1割を超えた。

図表 1-32 民生委員が実施した支援内容（項目別の実施率）



図表 1-33 民生委員による支援の頻度、回数



## 6. 支援後の状況（課題の解決・改善状況）

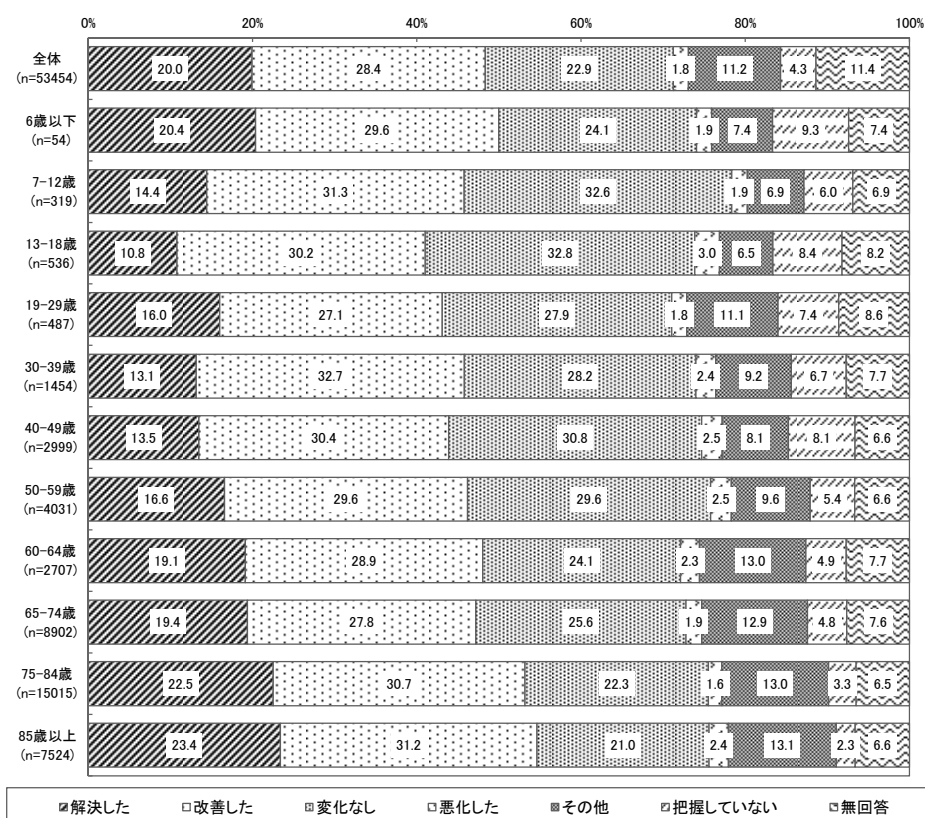
### (1) 課題の解決・改善状況

- 今回調査時点で、当事者およびその世帯が抱える課題の状況がどうなっているかを尋ねたところ、下表のとおりであった。無回答を除くと、課題や困りごとが解消した「解決」が22.5%、課題・困りごとが軽減したり、周囲に支えてくれる人や機関ができたなど状況が好転した「改善」が32.0%であった。なお、「その他」は、当事者の入院や施設入所等により民生委員の支援が終了したケース等である。
- 当事者の年齢別に状況をみると、年齢が高いほど「解決」の割合が高い。在宅介護が困難といった困りごとに対して、介護サービスの提供や利用支援によって課題が解決したケースなどが多いことが考えられる。

図表 1-34 支援後の状況（当事者や世帯の課題の状況）

支援後の状況	度数	%	無回答除く%
解決した	10,665	20.0	22.5
改善した	15,175	28.4	32.0
変化なし	12,237	22.9	25.8
悪化した	985	1.8	2.1
その他	6,010	11.2	12.7
把握していない	2,301	4.3	4.9
無回答	6,081	11.4	無回答除く件数
合計	53,454	100.0	47,373

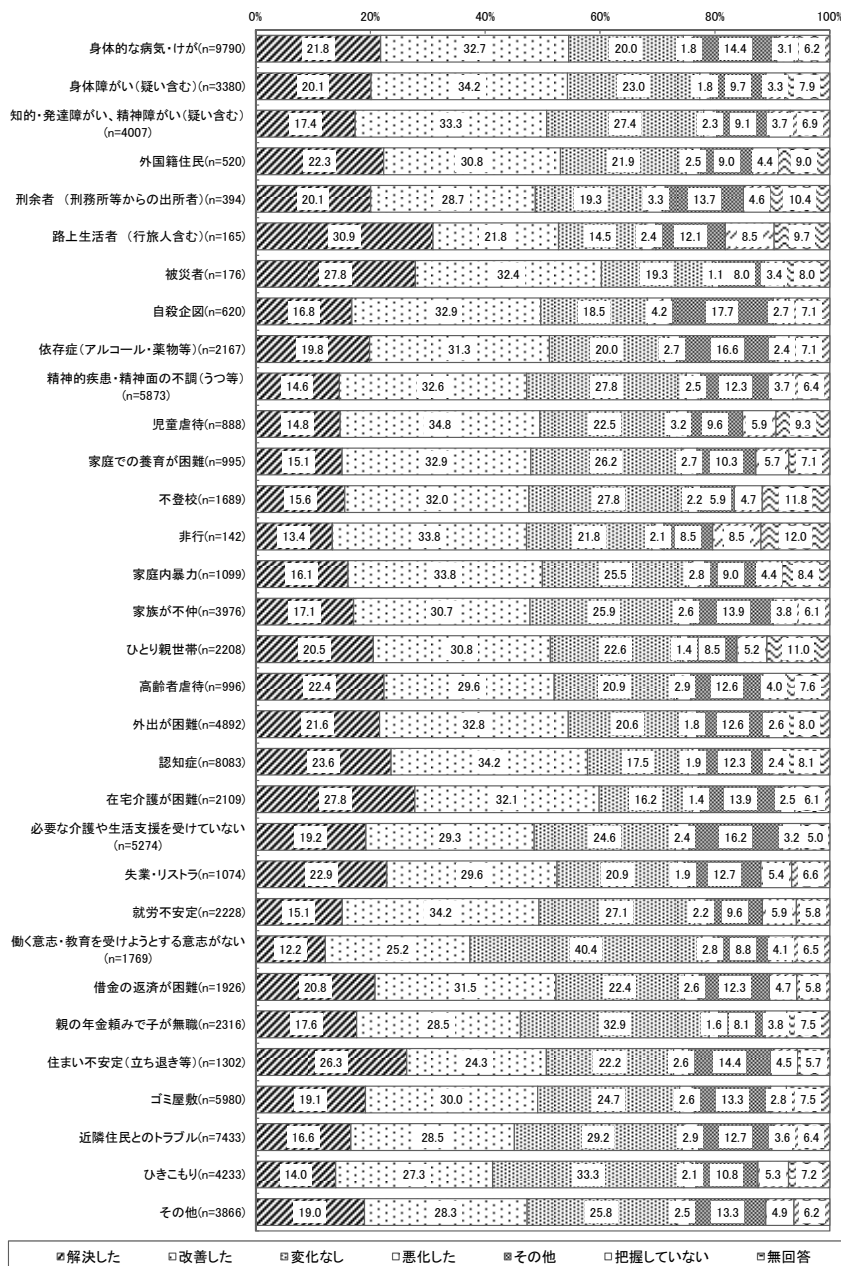
図表 1-35 支援後の状況（当事者の年齢区分別）



## (2) 主たる課題別にみた課題の解決・改善状況

- 当事者や世帯の抱える課題別に、支援後の状況をみた結果が下図である。これは、当事者やその世帯にとって主たる課題としてあげられたケースを母数として、その解決・改善等の状況を示したものである。
- 結果からは、必要なサービスや制度の利用によって「解決」する割合が高い課題を抱える世帯も少なくないが、「働く意志・教育を受けようとする意志がない」といった、いわゆるニートやひきこもりといった課題を有する世帯の状況については、「変化なし」の割合が高くなっている。

図表 1-36 主たる課題別にみた支援後の状況



注) 上図は、世帯の主要課題3項目のうちに、各課題が含まれている世帯をそれぞれ母数としたもの。

その世帯の課題が全体として解決・改善したかを表すもので、それぞれの課題が直接的に解決・改善したかを表すものではない。



## 調査 1

「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある  
世帯への支援に関する調査」

社会的な課題として取り上げられることの多い  
「状態・課題」についての分析



## 社会的な課題として取り上げられることの多い 「状態・課題」についての分析

本調査では、「社会的孤立」を「民生委員・児童委員がその人に関わろうとした時点で、周りに助けを求められる相手がいない状態、また、その人の周りにその人を気にかける人が誰もいない状態」と定義した。

そのうえで、そうした社会的孤立を背景に課題を抱えている人（世帯）に対する民生委員の支援経験をたずね、その人（世帯）がどのような状態・課題にあるのかを31項目の選択肢を示し、選択回答してもらった。

支援経験があると回答のあった53,454件のうち、最も多かった状態・課題は「身体的な病気・けが」と「認知症」であり、それぞれ1万8千件、1万5千件を数えた。当事者が65歳以上の事例が約6割を占めることから、加齢に伴う状態・課題が多いものと考えられる。続いて、「近隣住民とのトラブル」が1万2千件を数えた。また、近年課題となっているいわゆる「ゴミ屋敷」や「ひきこもり」がそれぞれ9千件を数えた。

本章では、社会的孤立状態にある人（世帯）の状態・課題を、より詳細に分析する。提示した31項目の状態・課題のうち、制度の狭間にあるもの、制度の利用につながりにくいもの、その具体的な状況が十分に明らかになっていないものを選定し、前述の「近隣住民とのトラブル」、いわゆる「ゴミ屋敷」、「ひきこもり」の3課題に、近年、社会課題として取り上げられることが多い「親の年金頼みで子が無職」「住まい不安定」を加えた5つの課題について分析を行なった。

「親の年金頼みで子が無職」については、近年「8050」と表現されるなど、大きな社会課題になっている。親の死亡を隠して年金を不正受給し続けていた事案もみられるが、今回の調査結果からは、「8050」が「9060」へと移行している状況も見受けられる。

また、「住まい不安定」については、生活保護受給者や低所得の高齢者の行き場がなく、やむを得ず暮らす劣悪な環境の集合住宅で火災が相次いで発生するなど、大きな社会課題となっている。

なお、いわゆる「ゴミ屋敷」は、家の外にゴミがあふれて「近隣住民とのトラブル」につながる人が多いのではないかとする仮定のもと、一体的に分析を行なった。また、「親の年金頼みで子が無職」は、「子」が「ひきこもり」であることが多いのではないかとする仮定のもと、一体的に分析を行なった。

以下、これらの事例に着目して分析を行なう。

- 1 近隣住民とのトラブル または ゴミ屋敷
- 2 ひきこもり または 親の年金頼みで子が無職
- 3 住まい不安定（立ち退き等）

なお、本章での分析にあたっては、下記の条件で分析を行なっている。

- ア) 社会的孤立状態にある人（世帯）の「状態・課題」として選択肢で提示をした、「ゴミ屋敷」「ひきこもり」「住まい不安定」等については、事前に明確な定義づけを行なってはいない。できるだけ幅広くデータを集めるために、民生委員の主観に基づき回答してもらっている。（調査票問4）
- イ) 「状態・課題」は、その人（世帯）について選択肢を選ぶ形式であり、当事者本人だけでなく世帯の状態・課題も含んでいるが、そのため、調査票問7で回答されている「本人」の状態・課題ではない可能性もあり得るが、本章では本人を中心に、状態・課題の分析をしている。
- ウ) 課題を複合的に有している状況を把握するため、「状態・課題」については複数回答とした。そのため、前頁123の分析においては同じ人（世帯）が対象となっていることがある。（例えば、ゴミ屋敷とひきこもりが状態・課題として選択されている場合、その人（世帯）は前頁1でも2でも分析対象となる）
- エ) 回答された事例は、それぞれの民生委員が支援したケースのうち、最も困難だった事例である。一人で複数の困難事例に対応しているケースもあることから、民生委員が支援した全数ではない。

# 1. 近隣住民とのトラブル・ゴミ屋敷に関する事例

本調査で把握した 53,454 件の事例のなかで、状態・課題として「身体的な病気・けが」「認知症」に次いで多かったのが「近隣住民とのトラブル」であった。また、いわゆる「ゴミ屋敷」についても、「あてはまるものすべて」を回答してもらう設問では第 7 位だが、緊急性や影響が大きい上位 3 項目の選択では第 4 位と順位が高くなり、地域にとって緊急性や影響が大きい課題であることが伺われた。

そこで、いわゆる「ゴミ屋敷」状態がもとで「近隣住民とのトラブル」になっている事例が多いのではないかという仮定のもと、本節では、状態・課題として「近隣住民とのトラブル」または「ゴミ屋敷」が選択された 12,454 件の事例<sup>i</sup>を対象に、当事者（世帯）の特徴や民生委員による支援の経過等を分析した。

## (1) 近隣住民とのトラブル・ゴミ屋敷に関する事例の分析の視点

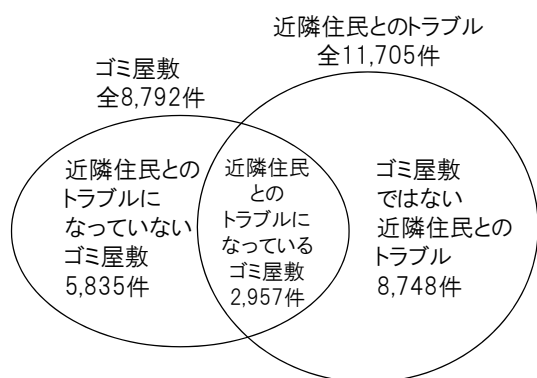
### ① 「近隣住民とのトラブル」といわゆる「ゴミ屋敷」の関係<sup>ii</sup>

「近隣住民とのトラブル」に該当する事例は 11,705 件、いわゆる「ゴミ屋敷」に該当する事例は 8,792 件であり、このうち 2,957 件については「近隣住民とのトラブル」といわゆる「ゴミ屋敷」を併発していた。また、併発がみられた 2,957 件のうち 1,094 件は、本人あるいは世帯の構成員に「認知症」があった。

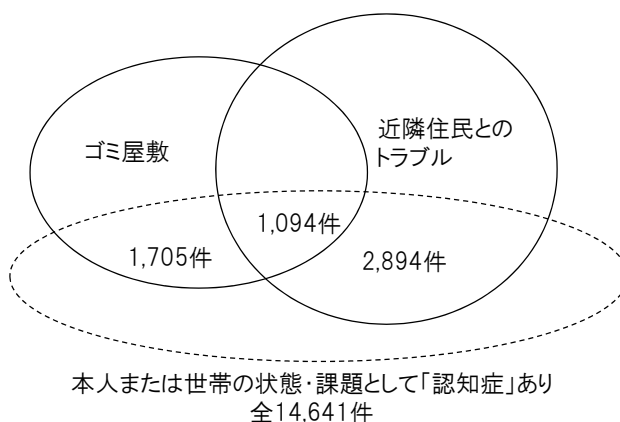
ゴミ屋敷状態ではないが近隣との摩擦が発生している事例は約 8,700 件であった。代表的な事例は、被害妄想による悪口、暴言や暴力、草木の管理不足などが近隣との摩擦の原因となっているというものである。

一方、ゴミ屋敷状態でも近隣住民とのトラブルにはなっていない事例は約 5,800 件であった。代表的な事例は、民生委員や地域包括支援センターの職員などが訪問したら、家の中にゴミが溜まっており、足の踏み場もない状態であったといったものである。

図表 2-1 近隣住民とのトラブルとゴミ屋敷の併発



図表 2-2 近隣住民とのトラブルとゴミ屋敷、認知症の併発



<sup>i</sup> 調査票問 4 (2) (当事者 (世帯) にとって緊急性や影響が大きい状態・課題 3 つまで) において選択されたもの

<sup>ii</sup> ここでは「緊急性や影響が大きい上位 3 つ」に限らず、「あてはまるものすべて」で選択された件数

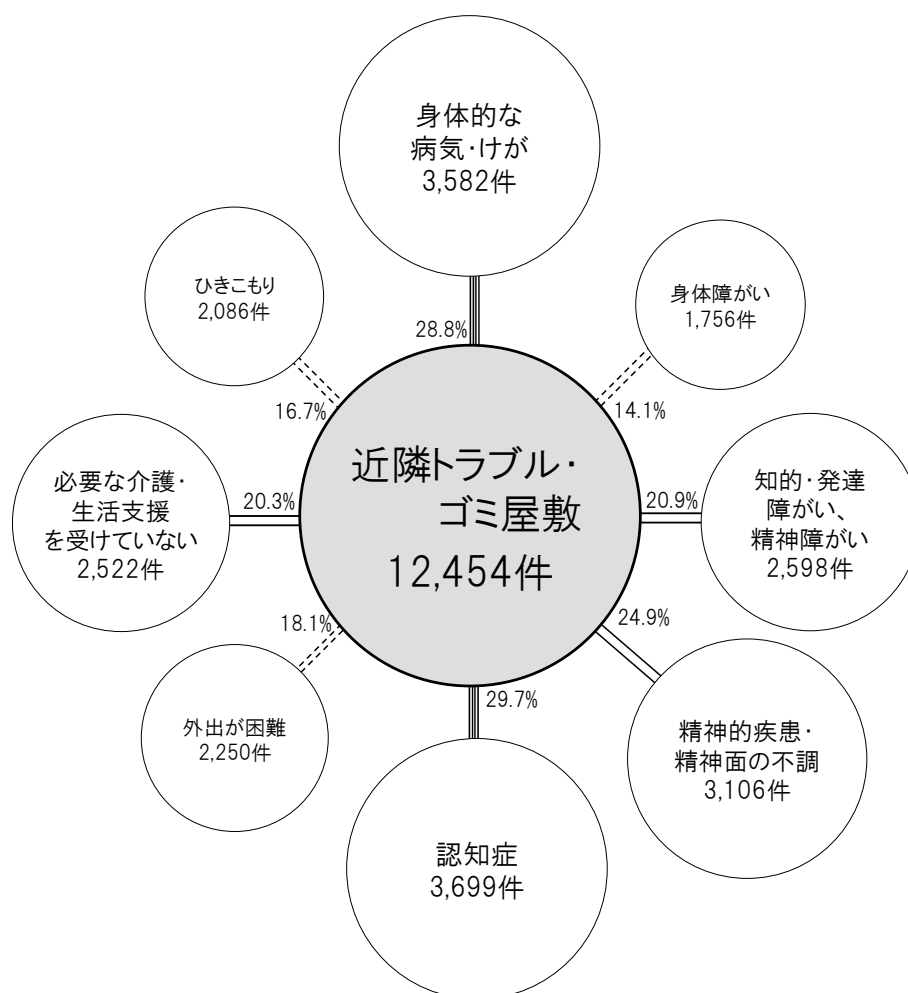
## ②「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の事例の背景と分類

「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」と併発している状態・課題として多いものは、「認知症」(29.7%)、「身体的な病気・けが」(28.8%)、「精神的疾患・精神面の不調(うつ等)」(24.9%)、「知的・発達障がい、精神障がい(疑い含む)」(20.9%)であり、多様な状態・課題が関係していることがわかる。

これらは、背景となる要因と、結果の状態とに分けることができる。例えば認知症、知的障がいなどのために、ゴミをゴミとして認識・識別できない、あるいは身体的な病気やけが、外出が困難など身体機能の低下があってゴミを出せない、といったような関係は、ゴミ屋敷状態の背景要因と見ることができる。一方、ゴミ屋敷状態のために悪臭や害虫あるいは火災の不安などにより近隣住民とのトラブルを引き起こす、といったような関係は、ゴミ屋敷状態が影響を及ぼした結果の状態と見ることができる。

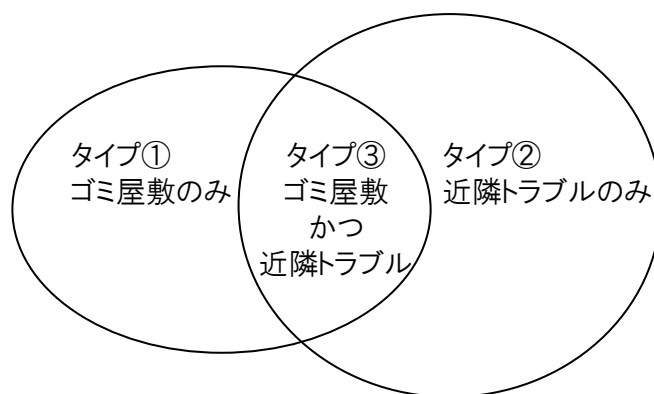
図表 2-3 近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷の事例における他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



本節では、図表 2-1 に基づいた次ページのタイプ・分類を中心に、適宜、併発の多かった認知症や障がい(「疑い」も含む)の有無の視点を加味して、状態・課題及び民生委員の支援の経過等の分析を行なった。

- ① いわゆるゴミ屋敷状態だが近隣住民とのトラブルになっていない  
(以下、ゴミ屋敷のみ)
- ② 近隣住民とのトラブルが発生しているが、いわゆるゴミ屋敷状態ではない  
(以下、近隣トラブルのみ)
- ③ いわゆるゴミ屋敷状態かつ近隣住民とのトラブルが発生している  
(以下、ゴミ屋敷かつ近隣トラブル)



## (2) 当事者の状況と地域との関係

タイプ①（ゴミ屋敷のみ）、②（近隣トラブルのみ）、③（ゴミ屋敷かつ近隣トラブル）のいずれも、当事者が65歳以上である事例が65%以上を占めた。就労している人は全体の5～7%である。また、52～55%の人が年金、16～20%の人が生活保護を受給している。

ゴミ屋敷や近隣住民とのトラブルという課題の背景要因として、認知機能の低下などが考えられるが、当事者本人に認知症（「疑い」も含む）がある人は約3割、障がい（「疑い」も含む）がある人も約3割であった。認知症、障がいの重複をみると、タイプ①②③とも16～20%に認知症と障がい（いずれも「疑い」も含む）の両方があるという結果だった。なお、併発している状態・課題としては、「認知症」、「障がい」のほかに、「身体的な病気・けが」、「精神的疾患・精神面の不調」が多い。

世帯は、約半数が独居、約2割が2人世帯であった。また、地域に住んでいる年数は、約7割が10年以上であった。

### タイプ①「ゴミ屋敷のみ」という課題を有する人の状況

タイプ①「ゴミ屋敷のみ」という課題を有する人は、タイプ②及び③と比べて、65歳未満の割合が大きい。そのため、認知症のある人の割合はタイプ②及び③に比べて小さく、年金受給の割合も低い。就労をしていない人の割合も低い。

性別では男性の割合が大きく、ひとり暮らしやひきこもりの割合が若干大きい傾向がある。約7割の人がその地域に10年以上住んでいるが、その世帯が課題を有していることに近隣住民が気づいていた割合がタイプ②③よりも小さいことが特徴として挙げられる。

「扉を開けてみたら、家の中はゴミだらけで足の踏み場もない」「部屋の中はゴミ屋敷状態」といった記述回答も多くあることも踏まえると、いわゆる「ゴミ屋敷」といっても、家の外までゴミがあふれてはおらず、地域住民が気づいていない場合も多いと考えられる。

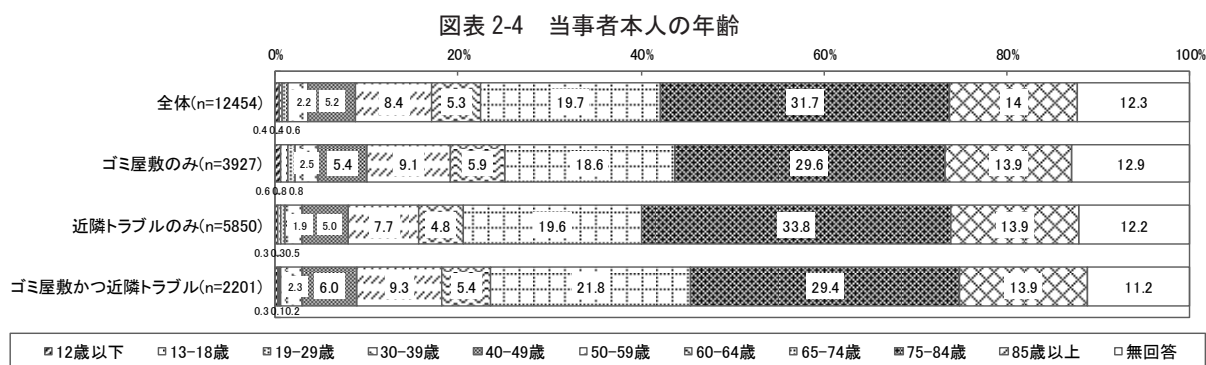
## タイプ②「近隣トラブルのみ」という課題を有する人の状況

タイプ②「近隣トラブルのみ」という課題を有する人は、65歳以上の割合が67.3%であり、タイプ①及び③と比べて大きく、性別では女性の割合が非常に大きい。また、2人以上世帯が多いことも影響しているのか、本人が就労している割合が小さい。およそ3割の人に認知症、もしくは障がいがある。「近隣住民とのトラブル」という課題を有しているタイプ②および③は、精神的な疾患を多く併発しているのが特徴といえる。

タイプ①③と比べると、居住年数10年未満の割合が大きく、72.6%の事例で近隣住民がその課題に気づいていた。近隣住民とのトラブルになっているのに近隣住民が気づいていない事例としては、例えば、集合住宅の上の階と下の階で騒音が原因でトラブルとなっているものの地域住民はそのことに気づいていない場合などが考えられる。

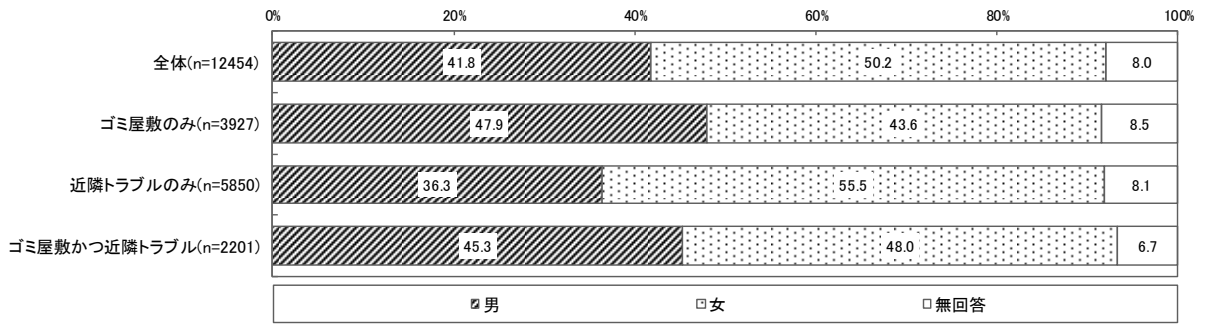
## タイプ③「ゴミ屋敷でかつ近隣トラブル」という両方の課題を有する人の状況

タイプ③「ゴミ屋敷でかつ近隣トラブル」という両方の課題を有する人は、65歳以上の人が65.1%であり、女性の割合が若干大きい。3割を超える人に認知症、障がいがある。障がいがある人の割合はタイプ①②に比べると大きく、障がいと認知症の両方がある人の割合もタイプ①②に比べると大きくなった。就労している人の割合はタイプ①とほぼ同じだったが、その一方で就労していない人の割合がタイプ①と比べると大きくなった。年金を受給している人の割合はタイプ①②と差がないが、生活保護を受給している人の割合は大きい。56.0%が独居であり、その地域に10年以上住んでいる人が74.5%だった。80.1%で近隣住民がその課題に気づいていた。タイプ①②と比べると併発している課題が多く、課題が複合化していることが伺われた。

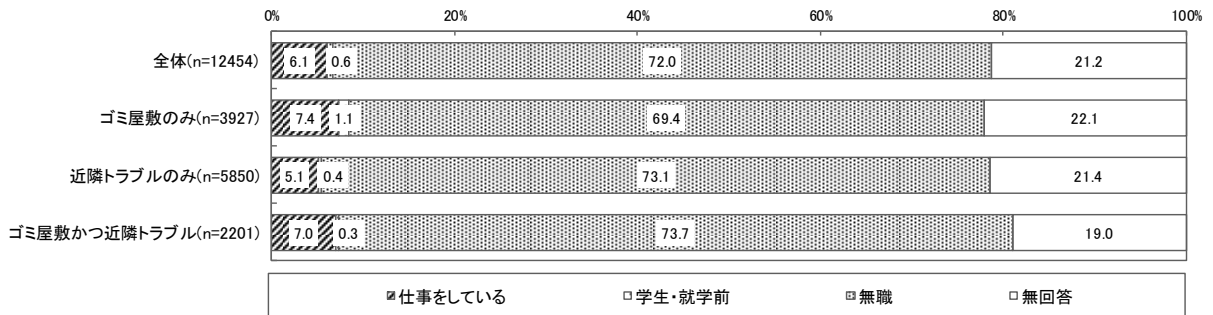




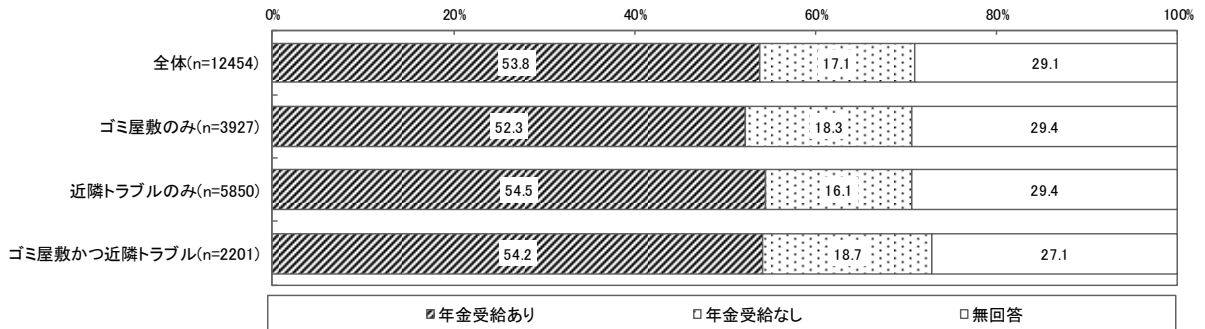
図表 2-5 当事者本人の性別



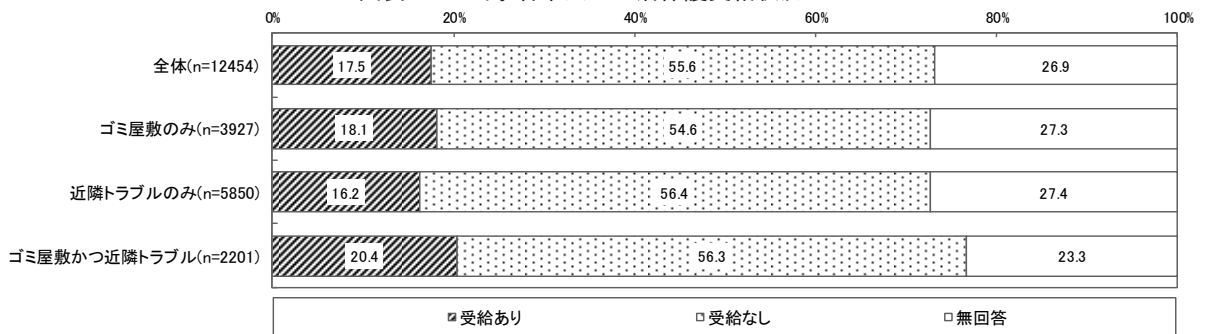
図表 2-6 当事者本人の就労・就学の状況



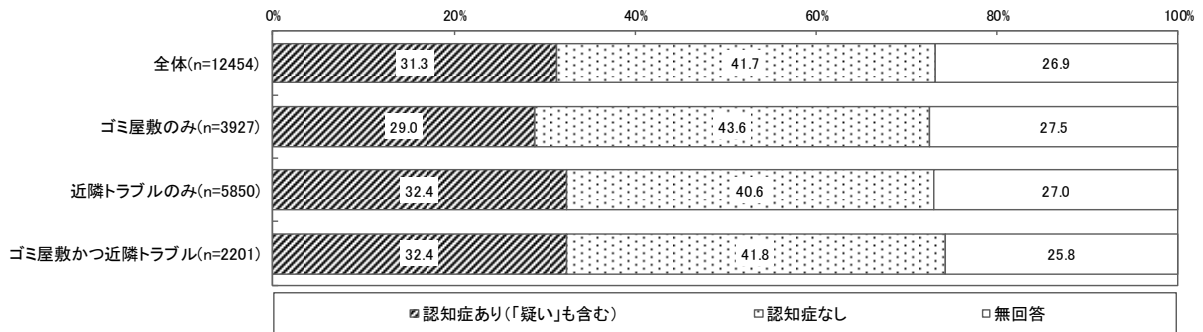
図表 2-7 当事者本人の年金受給状況



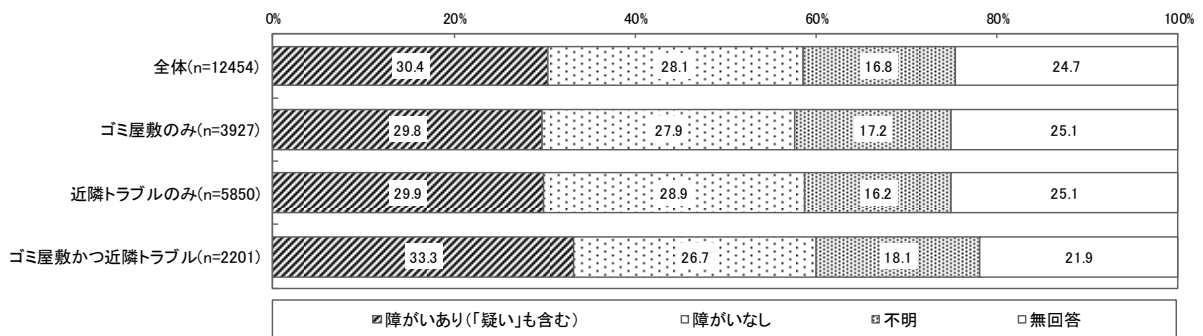
図表 2-8 当事者本人の生活保護受給状況



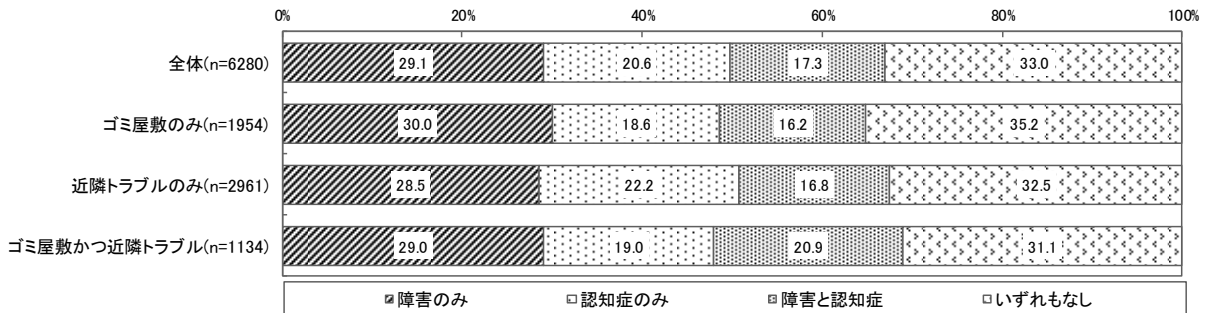
図表 2-9 当事者本人の認知症（「疑い」も含む）の有無



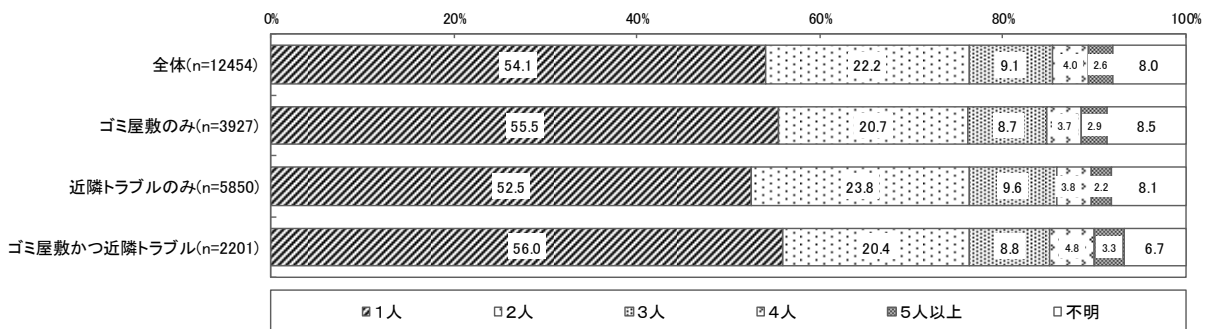
図表 2-10 当事者本人の障がい（「疑い」も含む）の有無（不明、無回答を含む）



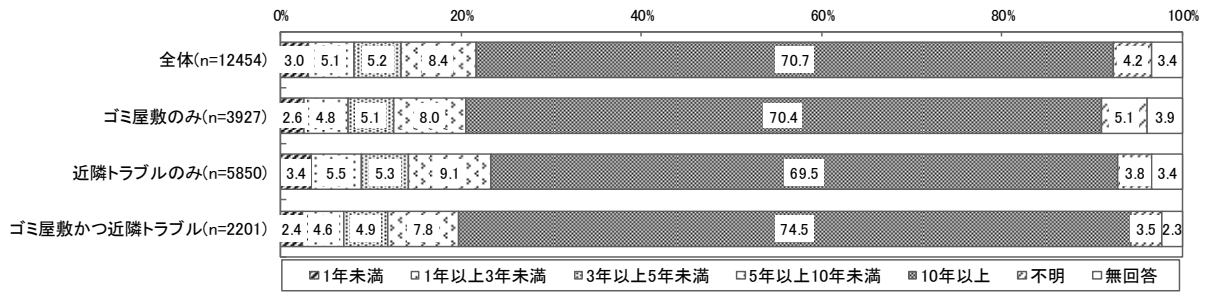
図表 2-11 当事者本人の認知症・障がい（「疑い」も含む）の有無（不明、無回答を含まない）



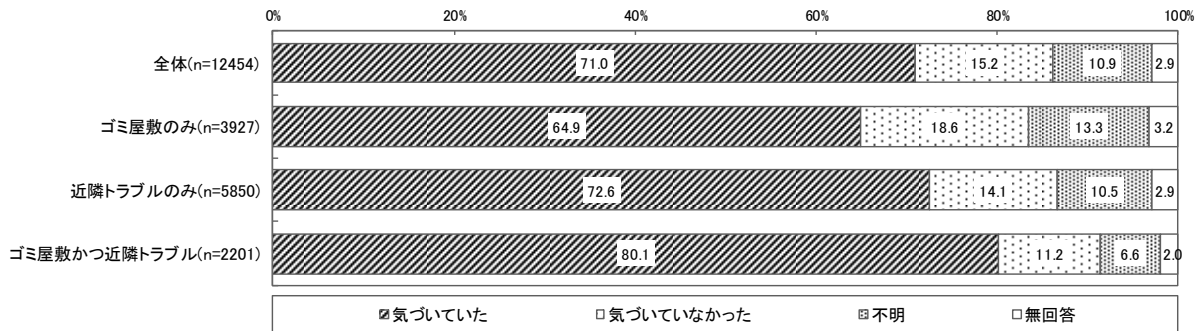
図表 2-12 世帯における人員数



図表 2-13 居住年数

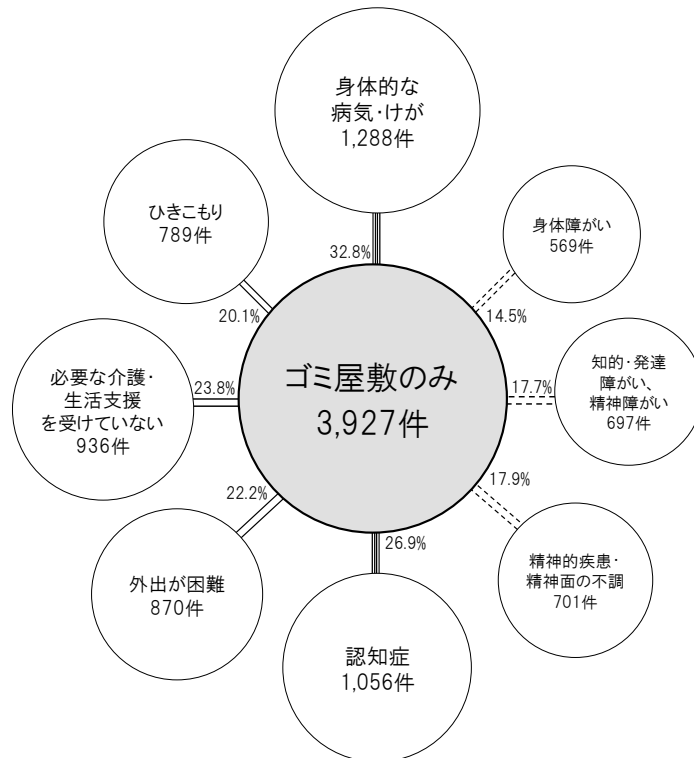


図表 2-14 近隣住人の気づき



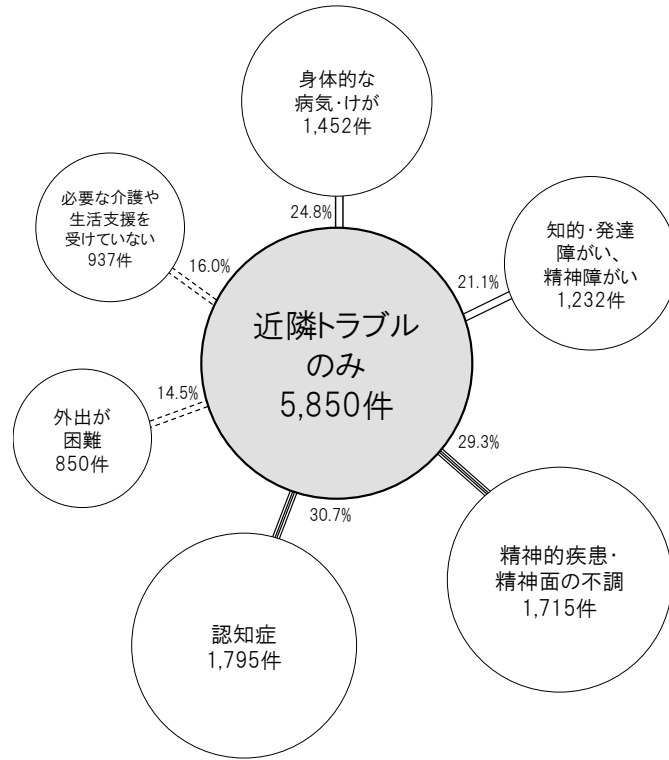
図表 2-15 【タイプ①ゴミ屋敷のみ】他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



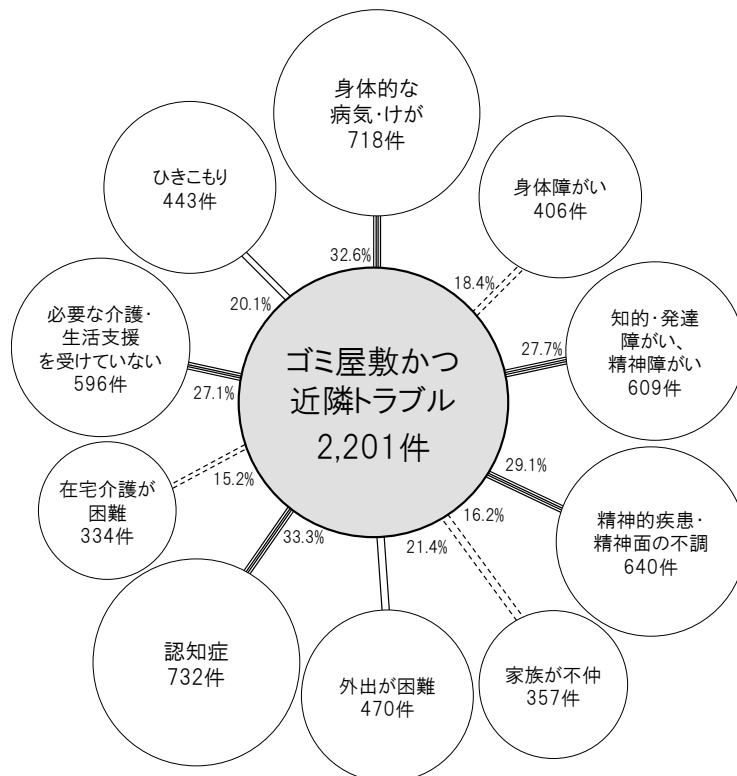
図表 2-16 【タイプ②近隣トラブルのみ】他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



図表 2-17 【タイプ③ゴミ屋敷かつ近隣トラブル】他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



### (3)「近隣住民とのトラブル」「ゴミ屋敷」の具体像

本調査では、選択肢式の設問に加え、その人（世帯）の支援経過等について記述してもらった。ここでは「近隣住民とのトラブル」や「ゴミ屋敷」の具体的な内容を整理する。

#### ゴミ・ゴミ屋敷状態

自宅内や庭などにゴミを溜めて悪臭や害虫が発生する、ゴミと思われる所有物が敷地外まではみ出す、ゴミの分別ができない、などが多い。

- ・ 30代男性。働かずアパートにひきこもり、たばことペットボトルのごみの山の中で生活している。
- ・ 80代の認知症の母と40代の息子の世帯。ゴミの分別もできておらず近所の人も困っている。
- ・ 60代の無職の男性、1人住まい。ゴミ出し、分別もできておらず近所でも問題になっている。

#### 臭い・悪臭

当事者が風呂に入らず臭い、ゴミ屋敷になっており悪臭を放っているという事例が多い。

- ・ 80代の認知症母親と60代の知的障がいのある娘のふたり暮らし。風呂には2年以上入っておらず、まわりの人からは「くさい」と言われているが、全然聞く耳を持たない。
- ・ 80代のひとり暮らしの男性。家がゴミ屋敷化し、ゴミのにおいと虫で、近所の人々が悩まされていた。
- ・ 火災を起こし、住民は後のガレキの処理をしないまま遠方に行ってしまった。乾燥したすすが舞い、悪臭と、溝がつまって困っている。

#### ペット・犬猫

当事者が飼っている・えさをあげている猫などに対して近隣が苦情を言う事例が多いが、なかには、近隣住民のペットに対して、当事者が苦情を言う場合もある。

- ・ 80代女性ひとり暮らし。ネコが増え近所に迷惑をかける。ネコに依存状態。
- ・ 80代の女性。ペットの犬と暮らしている。ゴミの山で、犬のフンもあり下足のまま出入りする。
- ・ 80代の女性。飼っていた犬がうるさいと近所の男性に大声でどなられた事がきっかけで滅入ってしまい、ゴミ屋敷状態となる。その後寝たきりになってしまった。
- ・ 60代の母親と同居する無職の40代の男性。近所の犬がうるさいと苦情を言う。

#### 音・騒音

精神的疾患、認知症などのために、大声を発するなどして騒音問題になっている。一方で、認知症による幻聴などによって、騒音がひどいと、当事者が民生委員に相談する事例も多い。

#### 【当事者が騒音を発している】

- ・ 極度のそう状態。昼夜に関係なく、大声を発していた。
- ・ 認知症の高齢者世帯。大声で叫んでいる等の苦情が近所から出る。
- ・ 知的障がいのある20代男性。近所から、夜間も大声を出したり、壁をたたいたりする音が激しいと苦情があった。

**【当事者が近隣の騒音について訴えるがその事実がない】**

- ・60代男性の独居。隣人が夜間に騒音を出す、低周波で攻撃してくる等の訴えがあった。隣近所の方に実態を確認したがそういう事はないと言われた。最後には隣人が転出した。
- ・ひとり暮らしの70代の女性。騒音がひどいと自治会長や民生委員に訴えるが、確認してもその事実がない。

**被害妄想**

認知症や精神的疾患などによる妄想が近隣からの孤立のきっかけになっている事例が多い。家族内でのいさかいの原因になっている場合もある。

- ・被害妄想と思われる、60代の女性が一人で生活している。同町内の人に対し、言動、行動が著しく悪く、だれもが相手にせず、孤立している。
- ・80代のマンション住まいの女性。盗聴などの被害妄想的な相談を民生委員にする。

**盗み・盗る**

「泥棒」「盗まれた」などの表記の大多数は、認知症による妄想が関連するものだが、なかには、当事者本人が万引きをする例もある。

**【もの盗られ妄想】**

- ・70代の女性。盗難被害妄想が多く、民生委員宅に電話がかかってくる。本人宅に行くとその物品があつたりする。
- ・70代の独身男性のひとり暮らし。近所に親しい親戚がいなく、何かと電話してきて「すぐ来てくれ」「物が盗まれた」「医者に連れていってくれ」等相談された。

**【ものを盗んでしまう・万引き】**

- ・80代女性ひとり暮らし、認知症がひどく近所の人とたびたびトラブルがある。近所の人によるところの女性が近隣住民の畑の野菜を盗んでしまうとのこと。
- ・独居女性。万引きを繰り返し、警察からたびたび連絡を受ける。年金が入ると人にごちそうしたりしてすぐに底をつき、あげく万引きをするという悪循環。食事あまり取れていない。
- ・70代独居男性。スーパーで万引き、タクシー料金未払い、ライフライン料金滞納。
- ・夫婦と、小学生と未就学児。30代の母親に精神障がいがあり、育児放棄、万引きしている。

**悪口・暴言**

当事者本人が近隣住民の悪口を言って地域から孤立する、近隣の人に悪口を言われているという被害妄想がある、という内容が多い。

- ・10年ほど前から近隣の人々の悪口を看板に書き、家の外壁や柵に大量に貼ってある。警察、市役所、地域包括支援センターなどが面談を試みるも、居留守を使われて会えない。
- ・70代の認知症の女性。近所の人々が自分の悪口を言うと訴えて警察へ通報していた。本人の話の聞くと「寂しい」とのことで、民生委員が定期的に訪問して話をするようにしたら解決した。
- ・ひとり暮らしの80代の女性。妄想や幻覚があり、隣人の悪口を大声で言うので、隣人が精神的に弱ってしまった。

#### (4) 相談支援の経過と支援後の状況

タイプ①②③のいずれも、相談支援のきっかけとしては「民生委員自身の訪問」「本人・家族からの相談」「近隣住民、自治会・町内会からの相談」の3つで6割超を占め、全体の4分の3はつなぎ先があったとされる。つなぎ先としては介護関係機関、福祉事務所や役所の福祉担当部署が多かった。つなぎ先の多くは支援を実施しており、その内容は、定期的な訪問や介護保険に基づくサービスの提供や利用支援が多い。

民生委員や民児協による支援内容も定期的な訪問が多く、なかには家事手伝いや外出・通院の付き添いを、民生委員（民児協）が単独で行なっている割合も1割前後であった。

支援後の状況については、約5割の事例で「解決した」か「改善した」と回答していた。年齢別にみると、75歳以上の高齢者では「解決した」「改善した」の割合が大きく、つなぎ先が実施した介護保険の提供や利用支援が、功を奏していることが伺われる。

ただし、当事者は複数の課題を同時に有している場合が多いため、「解決・改善した」のが「近隣住民とのトラブル」「ゴミ屋敷」の状態なのか、あるいは同時に有していた別の課題・状態なのかを明確に区別することはできない。

最後に、つなぎ先の機関別に着目して支援後の状況をみると、保健関係機関や障がい関係機関につないだ事例は「改善した」割合が小さい。健康上の課題や障がい等の課題があると、状況の改善が難しいことが伺われる。

#### タイプ①「ゴミ屋敷のみ」という課題を有する人への支援経過

タイプ①「ゴミ屋敷のみ」の場合、相談支援のきっかけは民生委員自身の訪問が多く、その割合は近隣住民からの相談を上回る。これは近隣住民が気づいていた割合が小さいこととも関連し、屋内のみがゴミ屋敷状態だったという事例が多いことが伺われる。

75.5%でつなぎ先があり、つなぎ先の多くは支援を実施しているものの、支援の内容は「定期的な訪問」が最も多い。記述された事例概要を踏まえると、実際の支援を開始する前の信頼関係の構築に時間を要していることが伺われる。また、民生委員（民児協）単独で家事手伝いを実施している割合が10.6%あり、具体的な内容を事例概要でみると、民生委員がゴミの片付けをしたというものが多くみられた。

支援後の状況は、タイプ②③に比べ「解決した」と回答している事例が多く、障がい関係機関を除くどの機関につないでも「解決した」が20%前後となっている。これは、ゴミが片付いたという結果が目に見えやすいためと考えられる。

#### タイプ②「近隣トラブルのみ」という課題を有する人への支援経過

タイプ②「近隣トラブルのみ」の課題を有する人の場合、相談支援のきっかけは、地域住民からの相談が最も多い。一方、本人・家族からの相談がきっかけとなっている割合は、「ゴミ屋敷」を含むタイプ①③と比較して約2倍となる。これには、被害妄想による悪口、暴言や暴力などがある場合に、家族にとっても当事者本人が手に負えない状況にあり、民生委員に相談するといった状況があると考えられる。

つなぎ先の有無についてみると、タイプ①③と比べて「つなぎ先があった」と回答した割合はほぼ同じだが、「つなぎ先がなかった」と回答した割合は若干大きくなる。つなぎ先の多くは支援を実施しているものの、支援の内容は定期的な訪問が最も多い。タイプ①と同様、つなぎ先による支援を開始する前の信頼関係の構築に、時間を要していることが伺われ

る。一方で、民生委員（民児協）単独で実施した支援をみると、継続的な見守り・声かけを実施している割合はタイプ①③とほぼ同じ水準であるものの、家事手伝いや外出・通院の付き添いを実施している割合は小さくなる。したがって、タイプ②の人については、民生委員（民児協）としても接点を持ちづらいことが伺われる。

支援後の状況については、44.5%が「解決した」「改善した」としており、その割合は小さくなる。ただし、生活困窮者自立支援機関につないだ場合は「解決・改善した」割合が大きい。生活困窮者自立支援機関につないだ場合の支援が実施された割合は小さいものの、支援が実施されれば、その支援が功を奏していることが伺われる。

### タイプ③「ゴミ屋敷でかつ近隣トラブル」という課題を有する人への支援経過

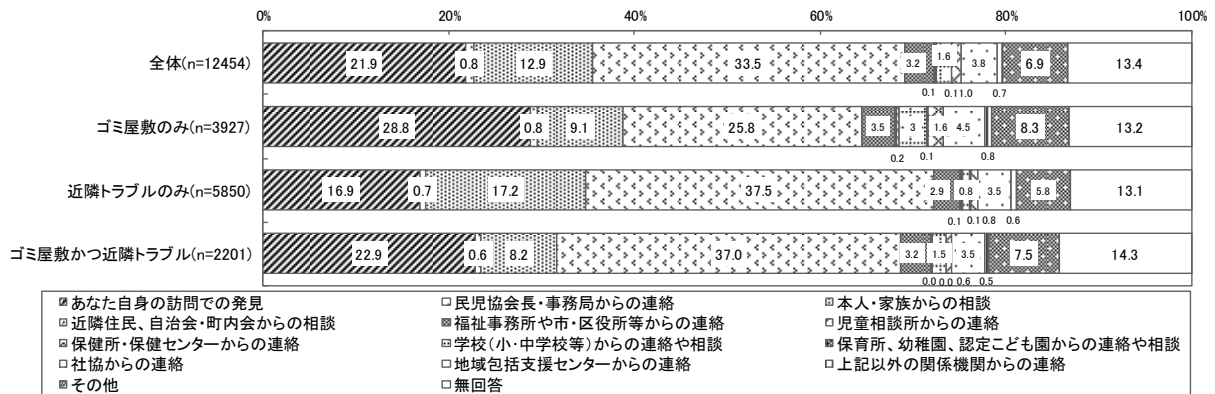
タイプ③「ゴミ屋敷でかつ近隣トラブル」という両方の課題を有している人に限ってみると、相談支援のきっかけは地域住民からの相談が最も多く、次いで民生委員自身の訪問となる。本人・家族からの相談の割合は小さい。

79.3%の事例でつなぎ先があり、つなぎ先の多くが支援を実施しているが、支援の内容は定期的な訪問が最も多い。タイプ①②同様、つなぎ先による支援を提供するまでに、信頼関係の構築に時間を要していることが伺われる。民生委員（民児協）独自で、家事手伝いや外出・通院の付き添いをしている割合が、タイプ①②に比べて大きい傾向がある。

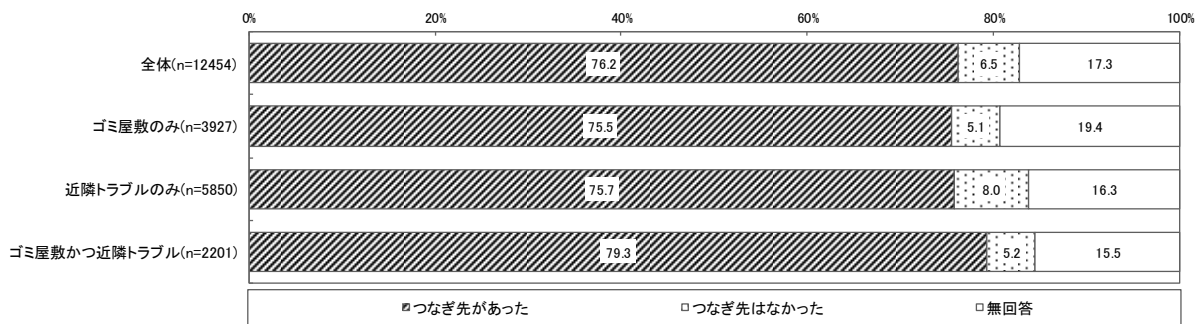
支援後の状況については、49.4%が「解決した」「改善した」としている。なかでも、社会福祉協議会や生活困窮者自立支援機関につないだ場合に「解決・改善した」割合が大きい。また、母数は少ないものの、生活困窮者自立支援機関につないだ場合に「解決・改善した」割合も81.8%と大きい。



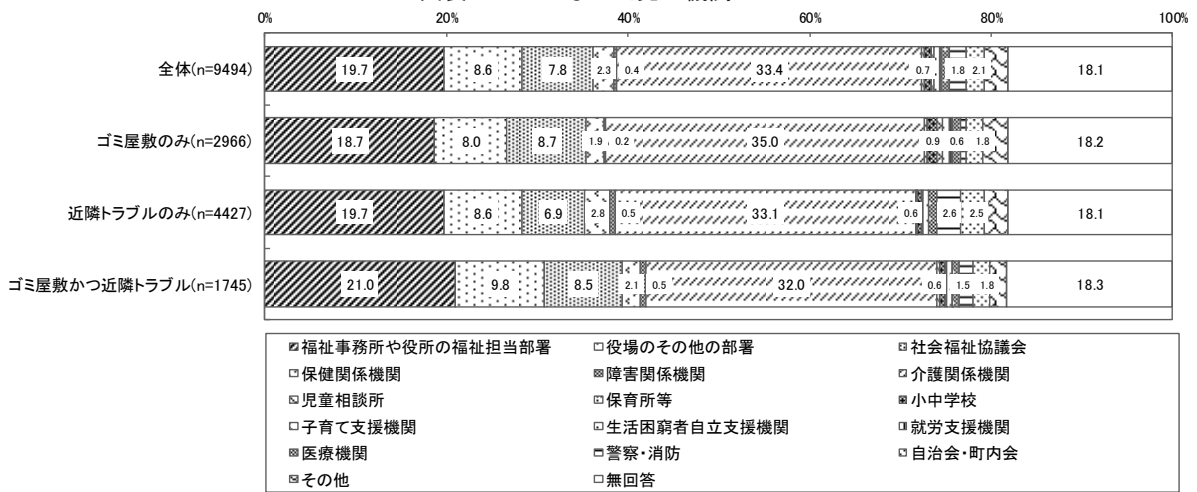
図表 2-18 相談支援のきっかけ



図表 2-19 つないだ先の機関の有無

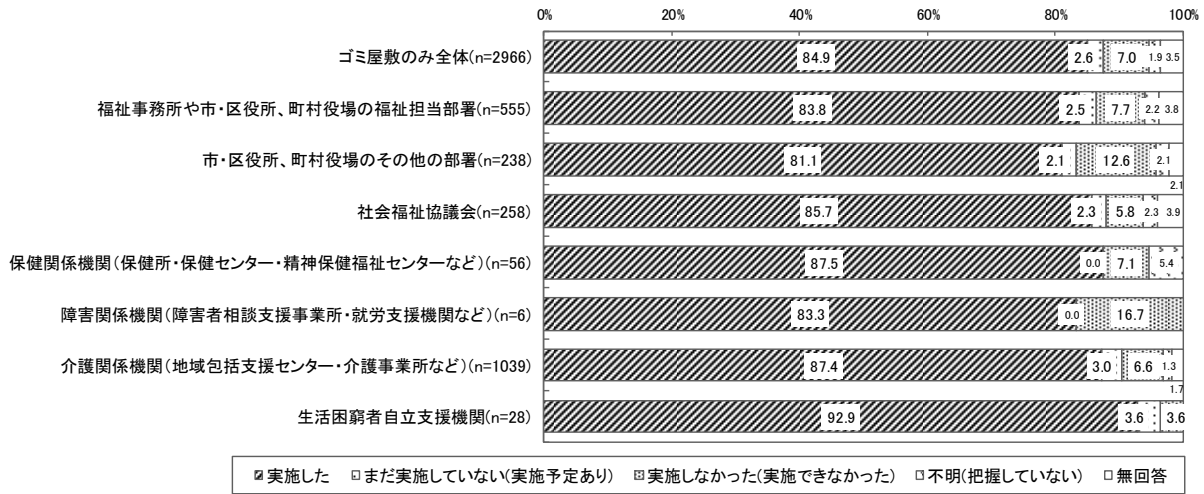


図表 2-20 つないだ先の機関

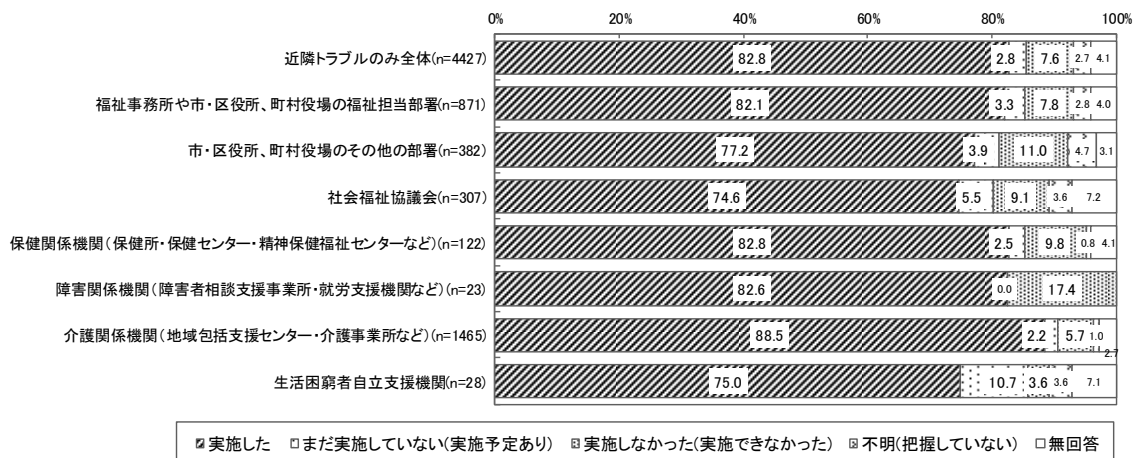


※ 少数の数値については、保健関係機関、障害関係機関、生活困窮者自立支援機関、警察・消防、自治会・町内会について掲載した

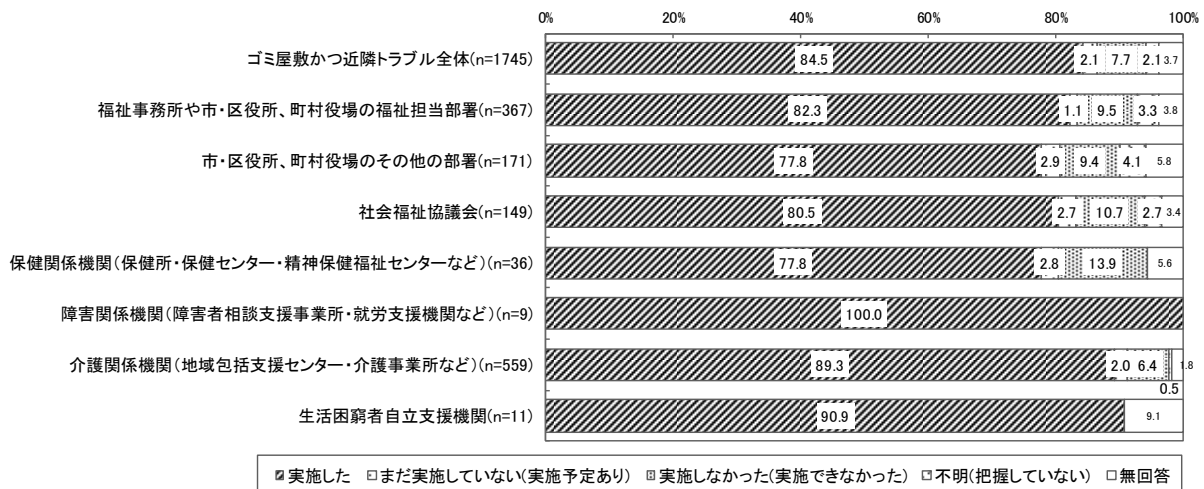
図表 2-21 【タイプ①ゴミ屋敷のみ】つないだ先の機関別 支援実施有無（主な機関のみ）



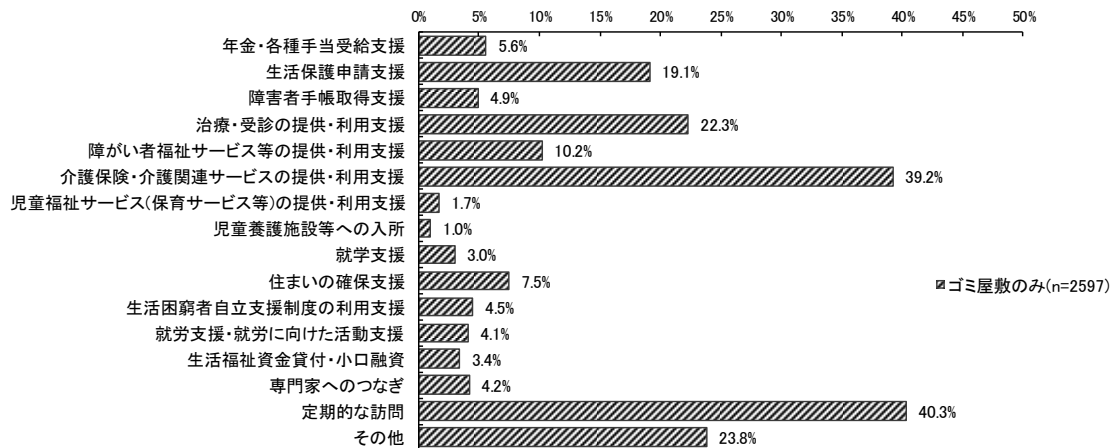
図表 2-22 【タイプ②近隣トラブルのみ】つないだ先の機関別 支援実施有無（主な機関のみ）



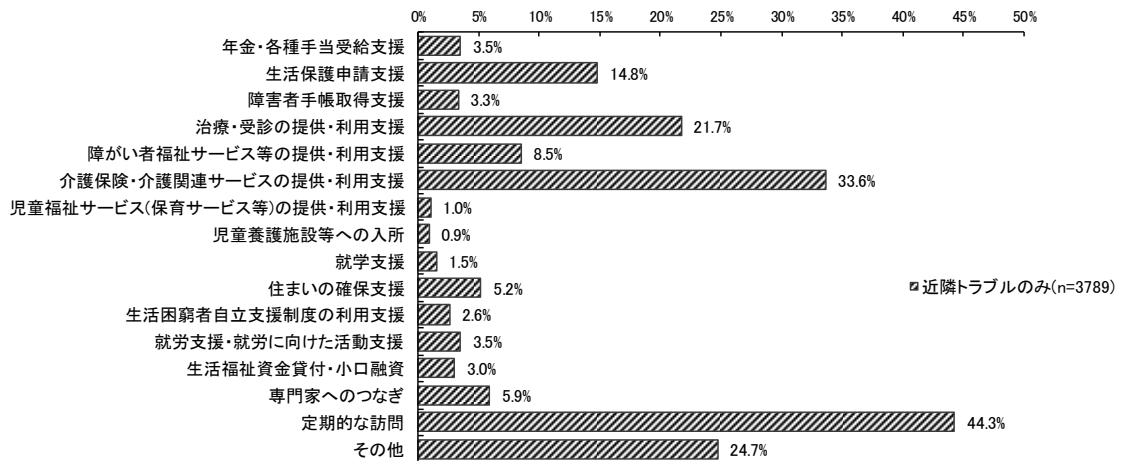
図表 2-23 【タイプ③ゴミ屋敷かつ近隣トラブル】つないだ先の機関別 支援実施有無（主な機関のみ）



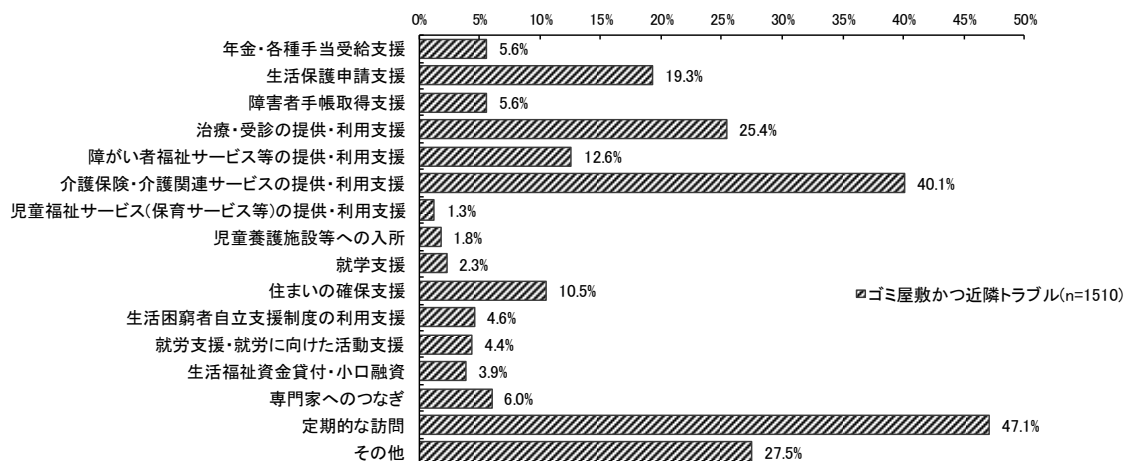
図表 2-24 【タイプ①ゴミ屋敷のみ】つないだ先の機関による支援の内容（あてはまるものすべて）



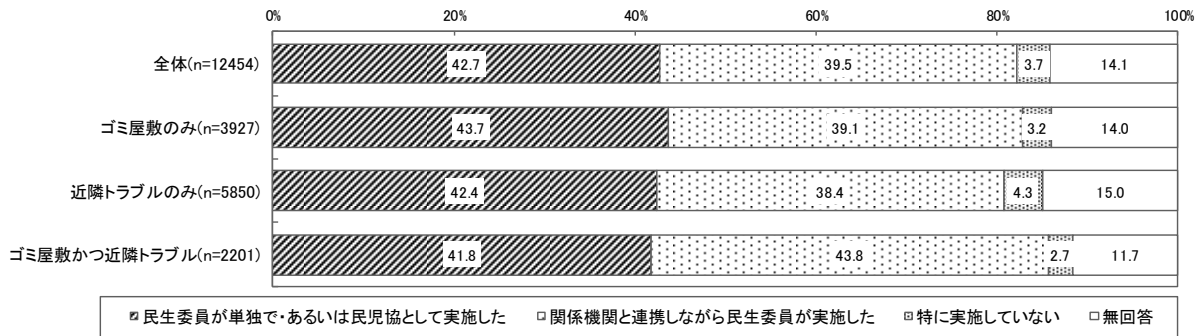
図表 2-25 【タイプ②近隣トラブルのみ】つないだ先の機関による支援の内容（あてはまるものすべて）



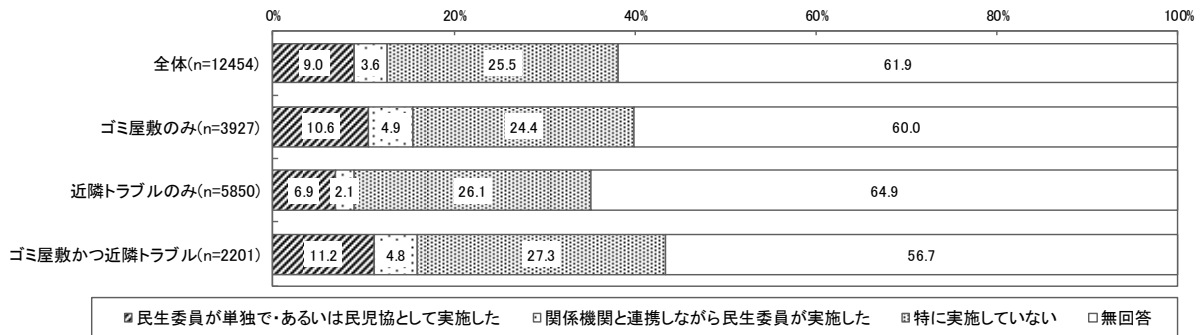
図表 2-26 【タイプ③ゴミ屋敷かつ近隣トラブル】つないだ先の機関による支援の内容（あてはまるものすべて）



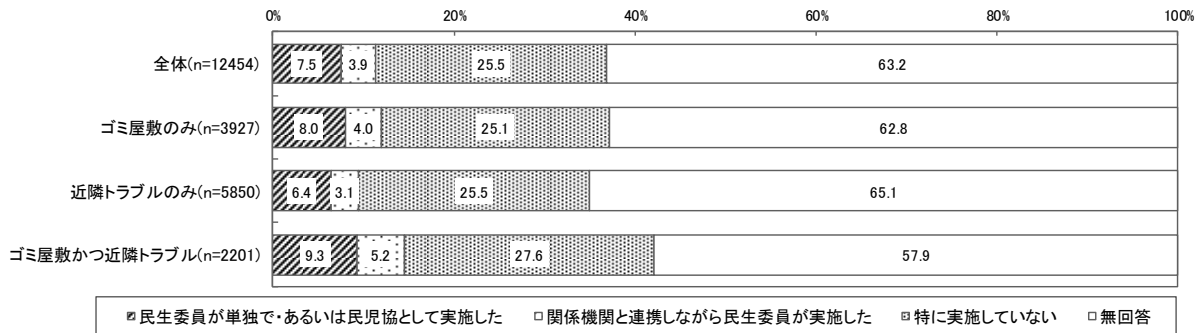
図表 2-27 民生委員や民児協による支援①継続的な見守り・声かけ



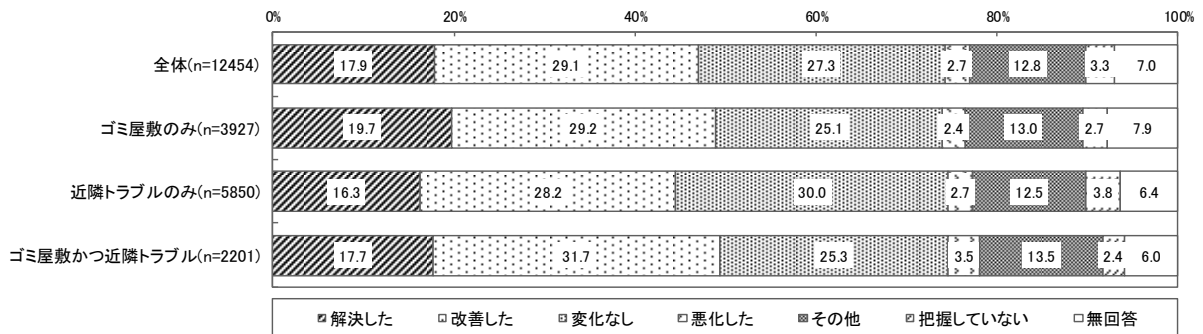
図表 2-28 民生委員や民児協による支援②家事手伝い



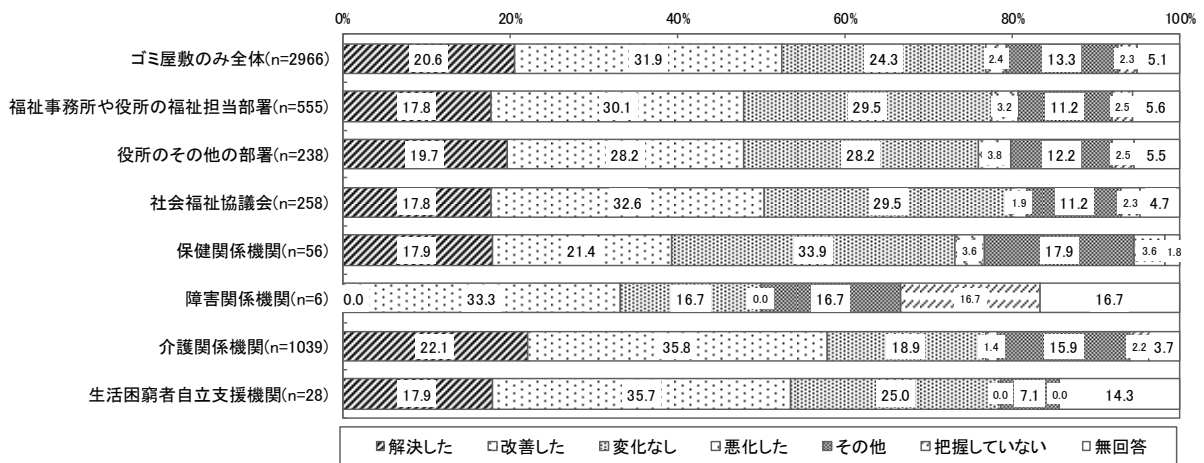
図表 2-29 民生委員や民児協による支援③外出・通院の付き添い



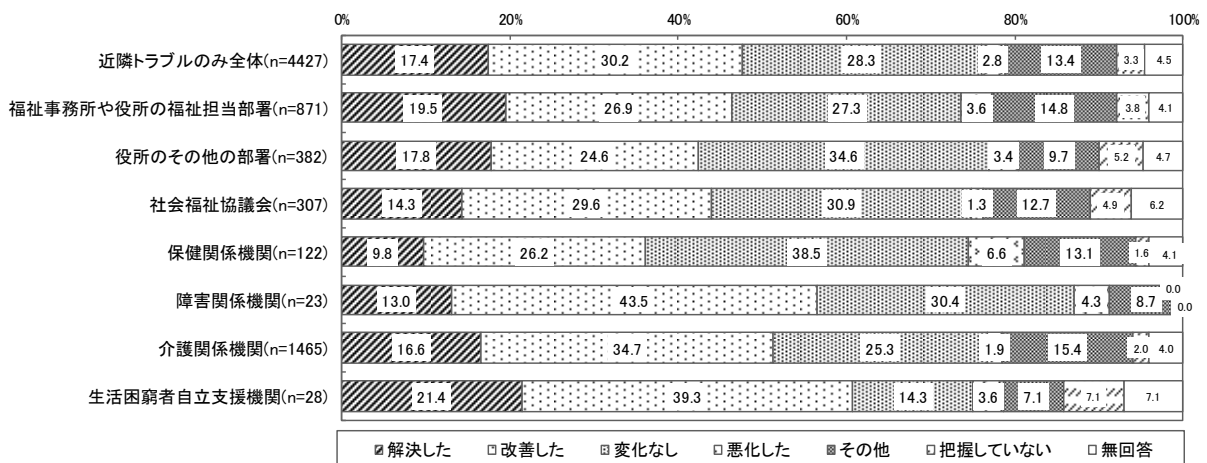
図表 2-30 支援後の状況



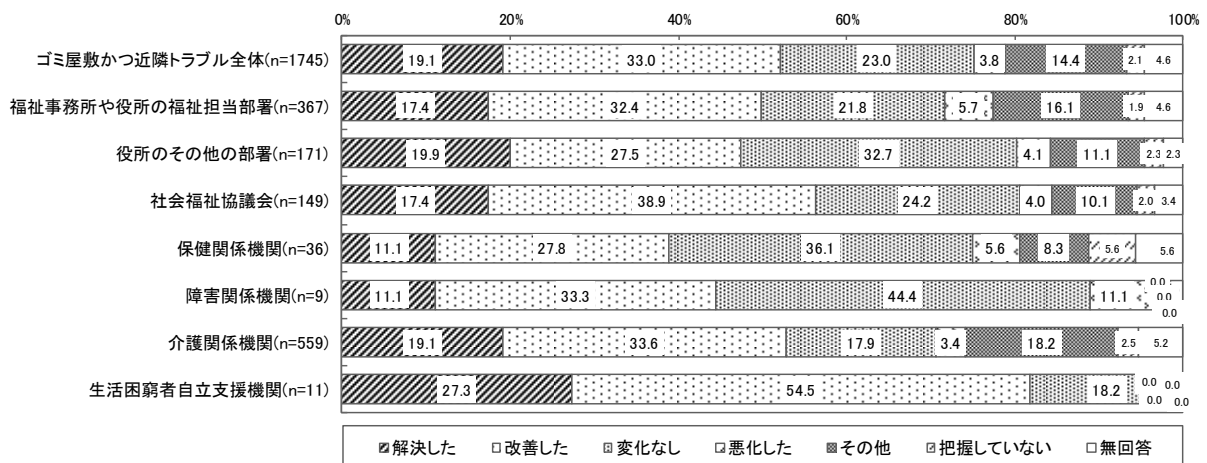
図表 2-31 【タイプ①ゴミ屋敷のみ】つないだ先の機関別 支援後の状況（主な機関のみ掲載）



図表 2-32 【タイプ②近隣トラブルのみ】つないだ先の機関別 支援後の状況（主な機関のみ掲載）



図表 2-33 【タイプ③ゴミ屋敷かつ近隣トラブル】つないだ先の機関別 支援後の状況（主な機関のみ掲載）



## (5)「近隣住民とのトラブル」や「ゴミ屋敷」状態にある人（世帯）に対する支援に関する考察

本調査では、選択肢式の設問に加えて、その人（世帯）の概要を記述してもらった。ここでは、「解決した」「改善した」と回答された事例を中心に、支援経過の傾向等を整理する。

### ①受診・治療により認知症や精神的疾患の症状が緩和し、近隣住民とのトラブルの度合いが下がる

タイプ①（ゴミ屋敷のみ）、②（近隣トラブルのみ）、③（ゴミ屋敷かつ近隣トラブル）のいずれの場合においても、「認知症」や「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」を併発している割合が大きい。事例概要には、認知症や精神的疾患の症状がある事例の場合、医療機関等の専門的な支援につなぎ、治療を受けることで症状が緩和し、近隣住民とのトラブルの度合いが下がるという事例がみられた。

受診・治療といった支援は「保健関係機関」につないだ場合に多く実施されている。ただし、タイプ①（ゴミ屋敷のみ）、②（近隣トラブルのみ）、③（ゴミ屋敷かつ近隣トラブル）のいずれの場合においても、民生委員によるつなぎ先は「介護関係機関」、「福祉事務所や役所の福祉担当部署」が多く、「保健関係機関」は少ない。

したがって、民生委員と保健関係機関との連携体制を今よりも充実させていくことが必要と考えられる。

### ②在宅介護サービスの利用を通じて状態が改善する

タイプ①（ゴミ屋敷のみ）、②（近隣トラブルのみ）、③（ゴミ屋敷かつ近隣トラブル）のいずれの場合においても、65歳以上の高齢者が多い。そして、民生委員によるつなぎ先の機関は「介護関係機関」が多くを占めている。

事例概要には、介護関係機関につないだことによって定期的に介護サービスを利用するようになり、結果として状態が改善した事例がみられた。例えば、ホームヘルプサービスの利用開始により、専門職による定期的な訪問が実現し、再びゴミ屋敷状態になることを予防できたという事例である。

介護関係機関につないで支援が実施される一方で、タイプ①（ゴミ屋敷のみ）、②（近隣トラブルのみ）、③（ゴミ屋敷かつ近隣トラブル）のいずれの場合においても、約4割の事例で「民生委員が単独であるいは民児協として」「継続的な見守り・声かけ」を実施している現実もある。

今後、高齢化がますます進展する見通しのなかで、民生委員あるいは民児協だけで支援を実施し続けていくのは、民生委員の負担の拡大につながる。専門機関と連携するとともに、専門機関の数にも限りがあることから、専門機関の主導のもと、地域住民どうしによる支援の体制を充実させていくことも重要と考えられる。

### ③地域包括支援センターにつないで施設入所となる

前述のとおり、タイプ①（ゴミ屋敷のみ）、②（近隣トラブルのみ）、③（ゴミ屋敷かつ近隣トラブル）のいずれの場合においても、65歳以上の高齢者が多く、つなぎ先も「介護関係機関」が多くを占めている。それゆえ、「解決した」「改善した」事例には、介護関係機関につないだ結果、施設入所や入院となった事例が一定数みられた。このような支援の結果は、

地域課題の解決ではあるものの、本人が地域から離れることによってもたらされたものである。

今後、その地域において近隣住民とのトラブルやいわゆるゴミ屋敷といった課題を有する人の増加に対し、施設や医療機関等の社会資源が不足すれば、この事例のような解決策の実現が難しいことも多くなる可能性がある。

地域住民が地域課題を自らの課題として捉え、課題解決に向けて参画するという地域共生社会の実現が求められるなか、専門機関の充実だけでなく、地域住民の意識を変え地域における支援の体制を整えていくことも求められる。

## 2. ひきこもり・親の年金頼みで子が無職の事例

本節では、「親の年金頼みで子が無職」と「ひきこもり」の事例に着目する。「ひきこもり」は社会的孤立状態に陥りやすく、制度の利用につながりにくい課題である。一方、「親の年金頼みで子が無職」は、近年「8050」と表現されるなど、大きな社会課題になっている。

本節では、「親の年金頼みで子が無職」または「ひきこもり」が選択された6,231件の事例を対象に分析を行なう。

### (1) ひきこもり・親の年金頼みで子が無職の事例の分析の視点

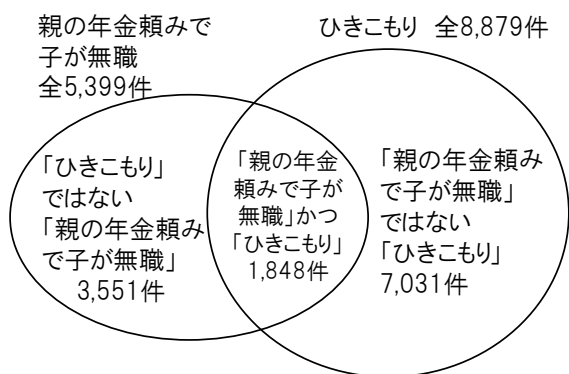
#### ①「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」の関係<sup>ii</sup>

「ひきこもり」に該当する事例は8,879件、「親の年金頼みで子が無職」に該当する事例は5,399件であり、このうち1,848件は両方の課題を併発していた。事例の件数を比較すると、「ひきこもり」が「親の年金頼みで子が無職」の約1.6倍に上る。

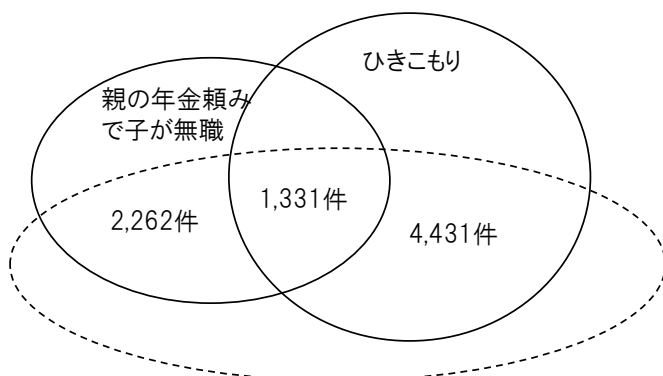
「親の年金頼みで子が無職」からみると、その約3分の1がひきこもり状態にもあてはまる。逆に、「ひきこもり」からみると約5分の1が「親の年金頼みで子が無職」にもあてはまる。このように「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」は関連が強い課題であるといえる。

これら2つの課題に共通する状態として、「ひきこもり」かつ「親の年金頼みで子が無職」の1,848件のうち、本人または家族が「身体障がい」「知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）」「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」「認知症」である割合が約65%、1,331件に上る。

図表 2-34 「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」の併発



図表 2-35 「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」、認知症や障がい等の併発



本人または世帯の状態・課題として認知症、身体障がい、知的・発達障がい、精神障がい、精神的疾患 あり 全30,363件

<sup>i</sup> 調査票問4(2)(当事者(世帯)にとって緊急性や影響が大きい状態・課題3つまで)において選択されたもの

<sup>ii</sup> ここでは「緊急性や影響が大きい上位3つ」に限らず、「あてはまるものすべて」で選択された件数



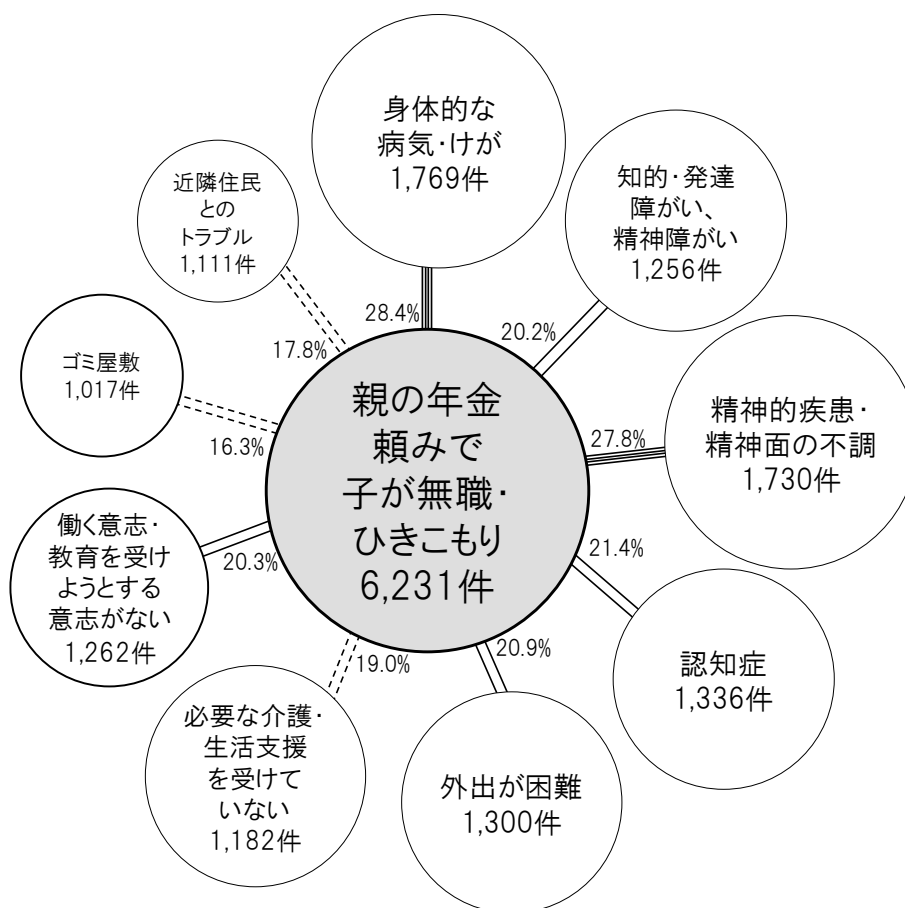
## ②「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」の事例の分類と背景

「ひきこもり」あるいは「親の年金頼みで子が無職」と併発している状態・課題として多いものは、本人の年齢によって傾向が異なるが、「ひきこもり」と「親の年金頼みで子が無職」全体では「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」と「身体的な病気・けが」がそれぞれ3割近くに上り、「知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）」も2割を超えた。「認知症」「外出が困難」「必要な介護や生活支援を受けていない」が課題であるのは、当事者本人あるいは世帯が稼働年齢層ではないことが推測される。

また、「近隣住民とのトラブル」や「ゴミ屋敷」にも該当する事例が16～18%に上り、世帯・家族の課題から、地域への課題へと広がっている事例もあると考えられる。

図表 2-36 「ひきこもり」あるいは「親の年金頼みで子が無職」の事例における他の状態・課題の併発率

(併発が概ね15%以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



### ③分析の視点

「親の年金頼みで子が無職」の「子」は「ひきこもり」であることが多いのではないかと仮定したが、図表 2-34 により、3分の2は「ひきこもり」という課題を有していないことがわかった。

そこで、本節では、「親の年金頼みで子が無職」と「ひきこもり」を併発している事例を個別には分析対象とせず、「ひきこもり」として一体的に分析することとする。

これは、「親の年金頼みで子が無職」の「子」がひきこもっている場合、ひきこもりが長期化したことによって、「親の年金頼みで子が無職」状態になったことが想定され、「子」が「ひきこもり」であることが主たる課題となっている場合が多いと思われるからである。そこで、「ひきこもり」に対する支援経過等を分析すべく、「ひきこもり」と一体的に捉え分析する。

逆に、「親の年金頼みで子が無職」の3分の2は「ひきこもり」という課題を有していないことから、「ひきこもり」を併発していない「親の年金頼みで子が無職」を分析対象とする。

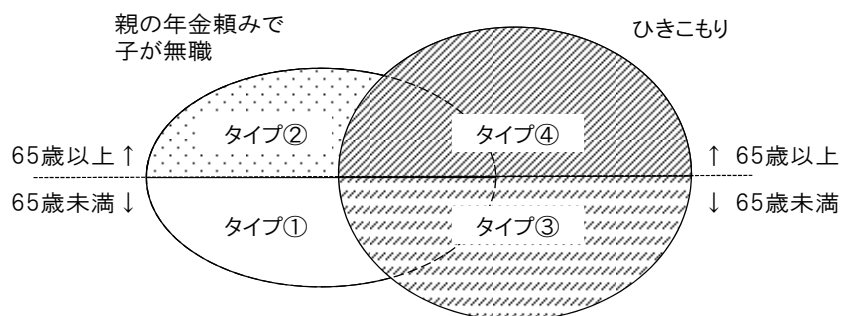
また、本調査の調査票で選択された課題は、世帯の有する課題であり、必ずしも当事者本人の課題とは限らない。そこで、できる限り本人の課題として焦点化できるよう、当事者の年齢によって分析対象を分けることとする。

つまり、「親の年金頼みで子が無職」のうち本人が65歳未満の場合は、当事者を「子」として分析する。また、「親の年金頼みで子が無職」のうち本人が65歳以上の場合は、当事者を「親」として分析する。

同じように、「ひきこもり」についても、高齢者の「ひきこもり」と若中年層の「ひきこもり」では背景となる要因が異なる。高齢者の「ひきこもり」は加齢に伴う心身機能の低下による「外出が困難」なことによって「ひきこもり（状態）」となっている場合が少なくないと考えられる。一方、若中年層の「ひきこもり」は精神的疾患や精神面の不調によって、就労が難しい状況にある場合が少なくないと考えられる。

以上を踏まえ、本節では、以下の4タイプで分析を進めることとした。なお、年齢に着目した分析を行なう必要があることから、本人の年齢が無回答であったものを除いた5,274件を分析対象とする。

- ① 「親の年金頼みで子が無職」だが「ひきこもり」ではない、本人65歳未満の事例  
→（「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「子」が当事者であるとみられる事例）
- ② 「親の年金頼みで子が無職」だが「ひきこもり」ではない、本人65歳以上の事例  
→（「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「親」が当事者であるとみられる事例）
- ③ 「ひきこもり」で本人65歳未満の事例
- ④ 「ひきこもり」で本人65歳以上の事例



このうち、タイプ④（「ひきこもり」で本人65歳以上の事例）については、加齢に伴う心身の機能の低下という要因が多いと思われる。かつ、このような課題・状態に対し、介護保険制度に基づく社会資源の整備が進んでおり、民生委員による支援の経過を見ても、介護関係機関につないで「解決・改善する」割合が大きい。したがって、社会的孤立を背景に制度のはざまに陥りがちな事例における民生委員の関わりを把握するという本調査の目的を踏まえ、本節では、タイプ①～③に限って着目することとした。

## (2) 当事者の状況と地域との関係

### タイプ①「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「子」が当事者とみられる事例の状況

タイプ①は男性が77.3%を占め、50代以上が全体の69.5%と、中高年男性が多いことがわかる。また、30～40代が28.4%を占めるが、仕事をしている割合は7.8%と限定的である。障がいあり（「疑い」も含む）が37.5%に上り、「知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）」（28.4%）、「身体的な病気・けが」（25.6%）、「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」（24.2%）などを併発している。生活保護を受給している人の割合は15.5%と決して大きい数字ではなかった。

世帯をみると、ふたり暮らしで、かつ就労している人員がいないという構成の割合が大きい。一方で、独居世帯も26.7%を占める。必ずしも親子が同居しているとは限らず、経済的には親の年金頼みになっているが世帯は別であるという事例が一定割合あるということである。独居の場合、就労・年金受給・生活保護受給のいずれかにあてはまる、つまり本人に何らかの収入がある人の割合は4割にとどまる。

その地域に10年以上住んでいる人が75.8%であり、その人（世帯）が課題を抱えていることに近隣住民が気づいていた割合は63.1%だった。独居の場合に近隣住民が気づいていた割合は65.2%である。

### タイプ②「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「親」が当事者とみられる事例の状況

タイプ②は、女性が65.4%であり、年齢は75歳以上が79.3%と多い。一方で、65～74歳の人も20.8%を占めており、「8050」と表現されるような世帯だけでなく、「7040」のような事例も一定数あることがわかる。

認知症（「疑い」も含む）が34.2%、障がいあり（「疑い」も含む）が28.4%であった。「身体的な病気・けが」（33.3%）「認知症」（29.8%）を併発している割合が大きく、「外出が困難」（20.5%）や「必要な介護や生活支援を受けていない」（24.7%）といった状態も併発している。身体的な病気・けがや認知症により、支援が必要であるにもかかわらず、「子」の存在によって必要な支援を受けることができている可能性も伺われる。

年金を受給している人が84.6%、生活保護を受給している人が13.1%となっている。独居の場合も、年金受給・生活保護受給が89.3%と大部分は年金・生活保護が収入になっていることがわかる。

世帯をみると、2人世帯が約5割、独居世帯が約2割である。別居している子が年金の管理をしていて少額しか渡してもらえない、子が年金を使い込んでしまうといった事例があると考えられる。

その地域に10年以上住んでいる人が76.8%を占める。その人（世帯）が課題を抱えていることに近隣住民が気づいていた割合は57.8%である一方で、気づいていなかった割合が24.9%に上った。独居の場合、近隣住民が気づいていた割合は52.8%であり、気づいていなかった割合が31.3%に上った。併発している課題・状況をみると「ゴミ屋敷」が15.0%、「近隣住民とのトラブル」が18.3%あり、親の認知症、子の障がいなどが背景要因となって、課題が複合化し、近隣住民が気づくようになったような事例も一定数あることが伺われる。

### タイプ③「ひきこもり」で本人が65歳未満の事例の状況

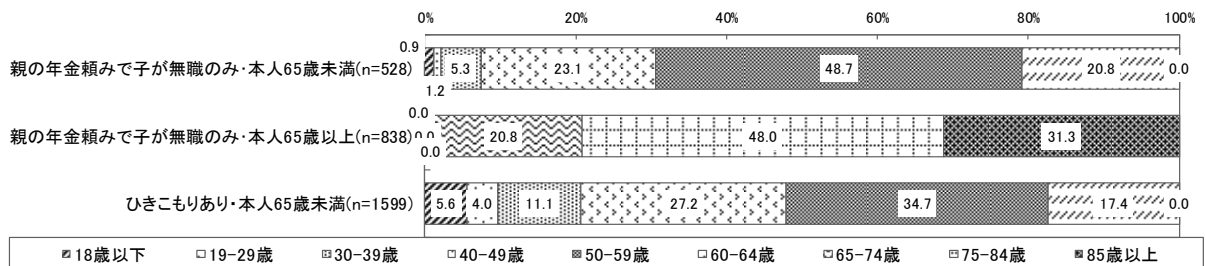
タイプ③は、男性が69.4%を占める。30代が11.1%、40代が27.2%、50代が34.7%と、タイプ①と比較して若中年層の割合が大きい。「働く意思・教育を受けようとする意思がない」(32.8%)とともに、「精神的疾患・精神面の不調(うつ等)」を併発している割合が多く、全体の38.3%を占め、精神面の不調が就労に影響している可能性が伺われる。

就労している割合は7.0%、年金受給は8.9%に留まり、生活保護を受給している人の割合は18.6%である。世帯をみると、独居が43.7%と大きく、世帯内に就労している人がいない世帯の割合が66.1%に上る。独居の場合に限ってみると、就労・年金受給・生活保護受給のいずれかにあてはまる人(本人に何らかの収入がある人)の割合は43.7%であった。

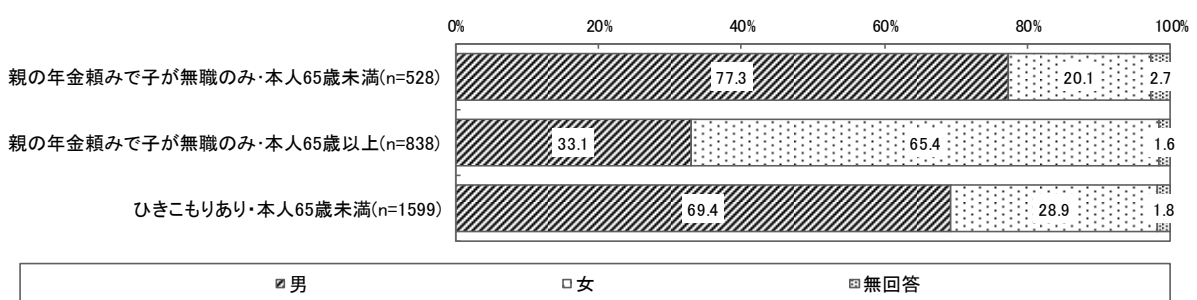
つまり、少なくとも民生委員が支援に関わっている65歳未満の独居ひきこもりの事例では、半数以上が就労・年金受給・生活保護受給による収入がなく、同居していない家族からの仕送りや、貯金の取り崩しなどによって生活していることが伺われる。

その地域に10年以上住んでいる人は69.2%を占め、近隣住人が気づいていた割合は63.2%に上る。独居の場合には気づいていた割合が66.4%であった。ひきこもりだからといって地域が気づきにくいとは限らず、タイプ①やタイプ②と同じように、併発する他の課題をきっかけとして近隣住民が気づいた事例も多いと考えられる。

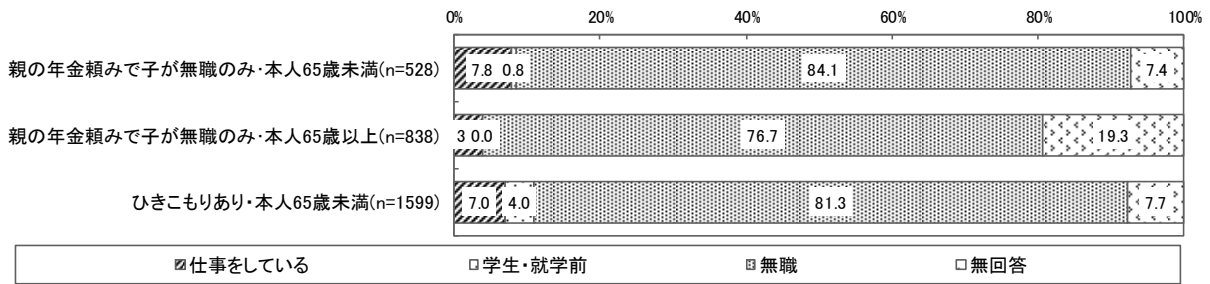
図表 2-37 当事者本人の年齢



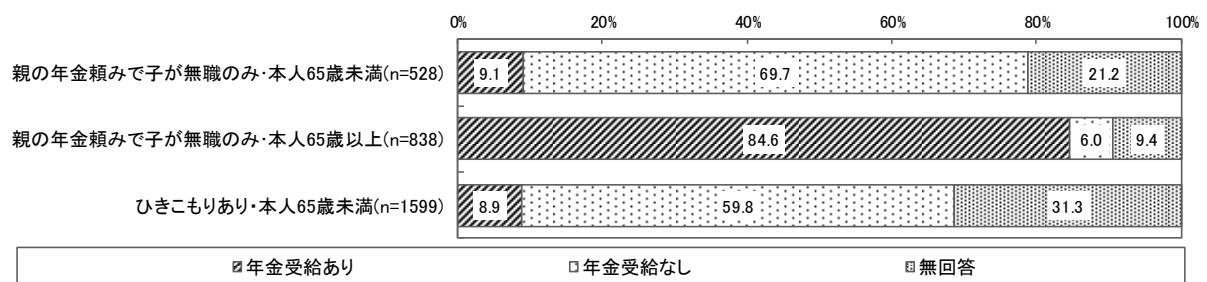
図表 2-38 当事者本人の性別



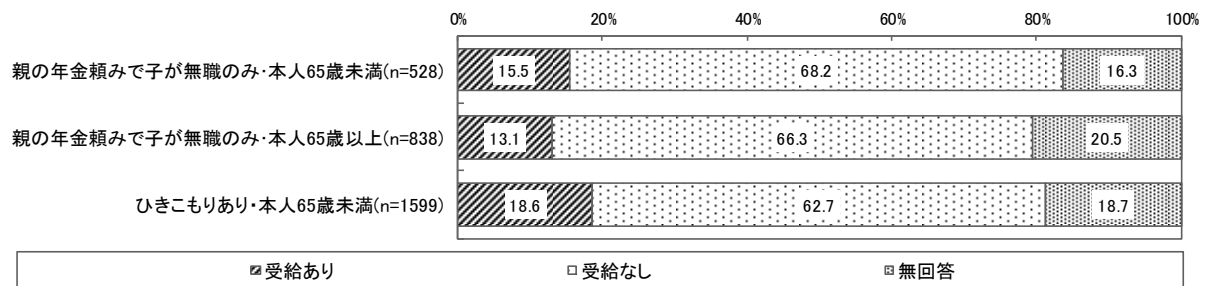
図表 2-39 当事者本人の就労・就学の状況



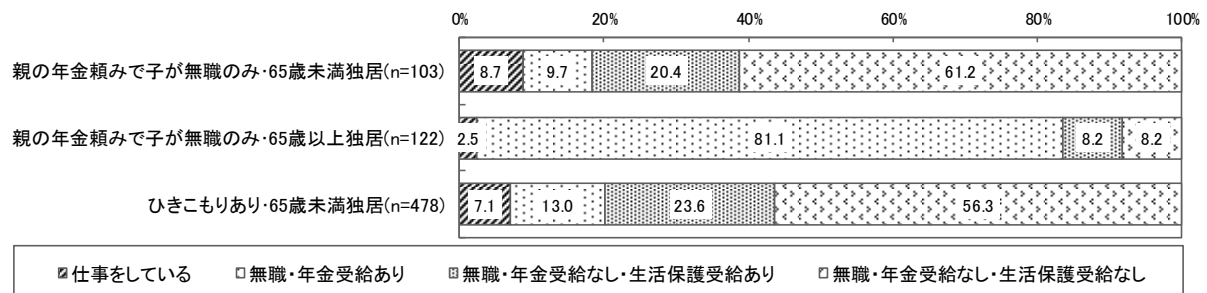
図表 2-40 当事者本人の年金受給状況



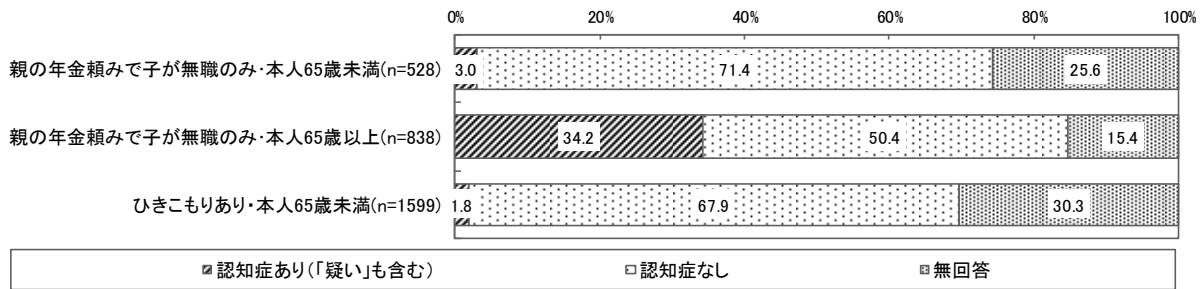
図表 2-41 当事者本人の生活保護受給状況



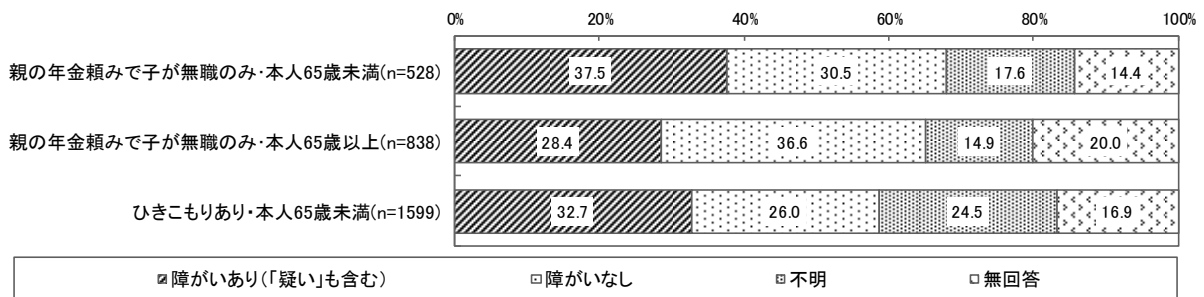
図表 2-42 独居世帯の場合の当事者本人の就労・年金受給・生活保護受給の状況（無回答を除く）



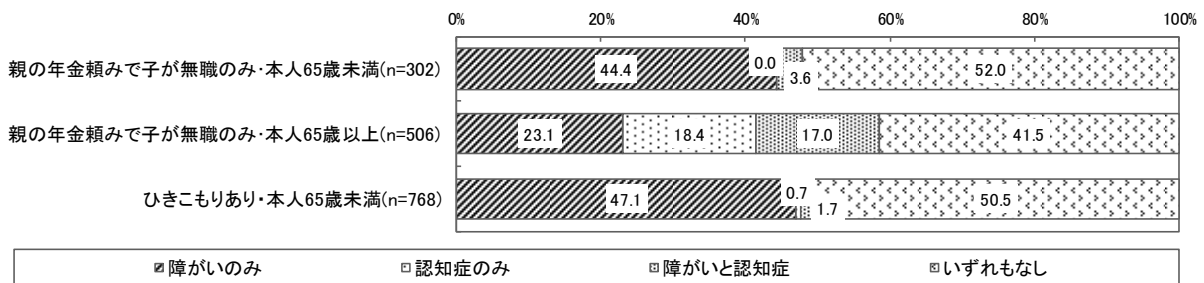
図表 2-43 当事者本人の認知症（「疑い」も含む）の有無（不明、無回答を含む）



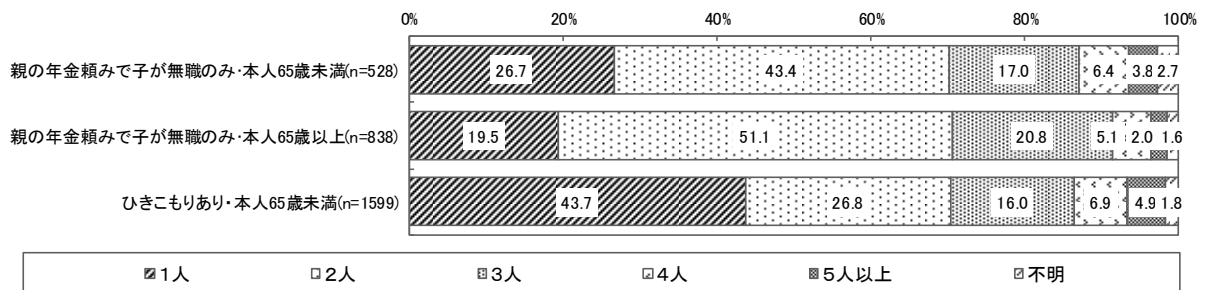
図表 2-44 当事者本人の障がい（「疑い」も含む）の有無（不明、無回答を含む）



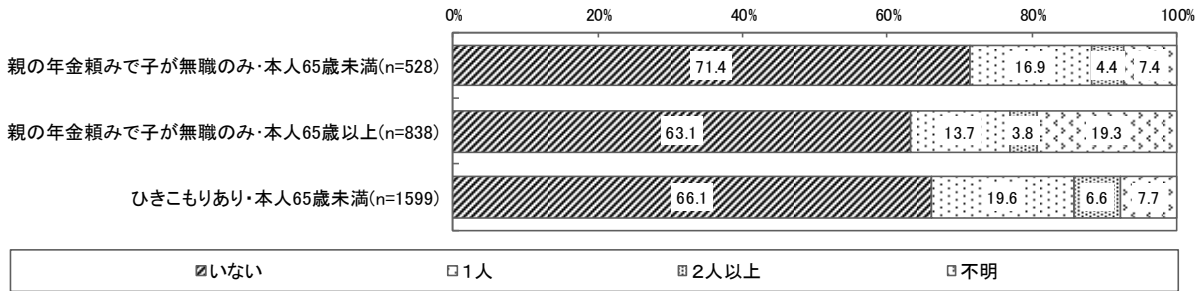
図表 2-45 当事者本人の認知症・障がい（「疑い」も含む）の有無（不明、無回答を含まない）



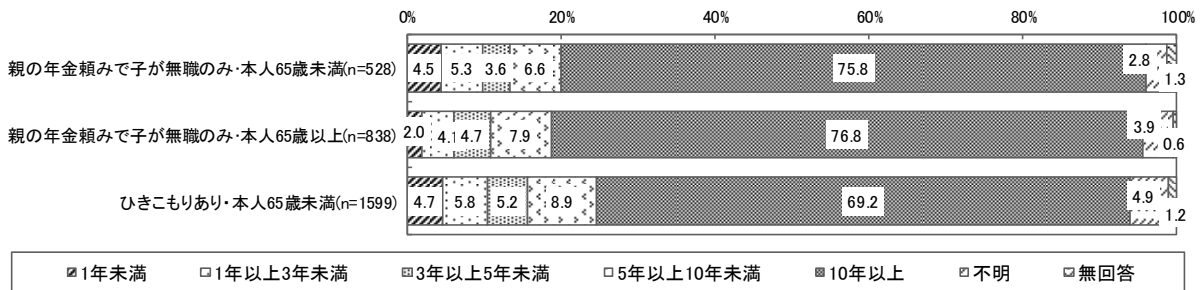
図表 2-46 世帯における人員数



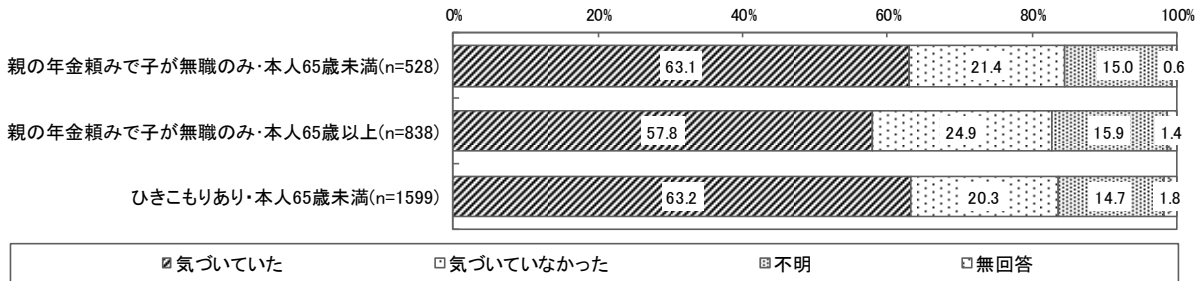
図表 2-47 世帯における就労している人の人数



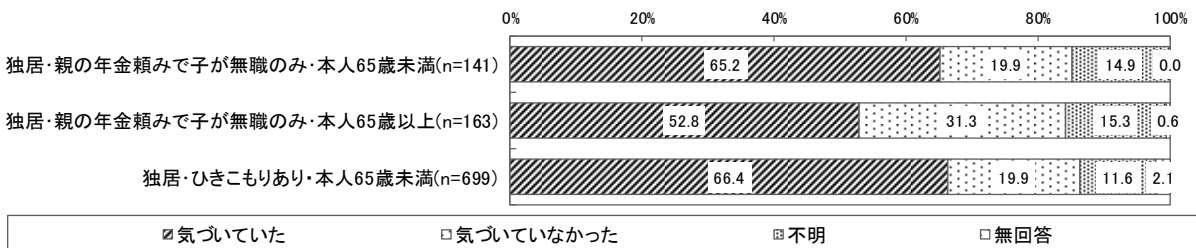
図表 2-48 居住年数



図表 2-49 近隣住人の気づき



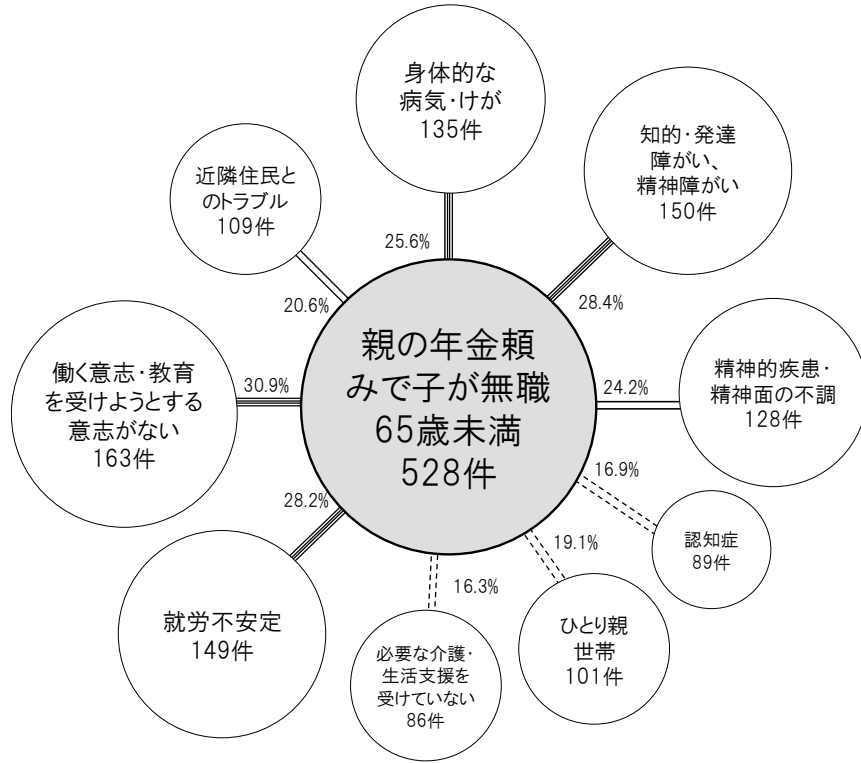
図表 2-50 近隣住人の気づき（独居世帯のみ）





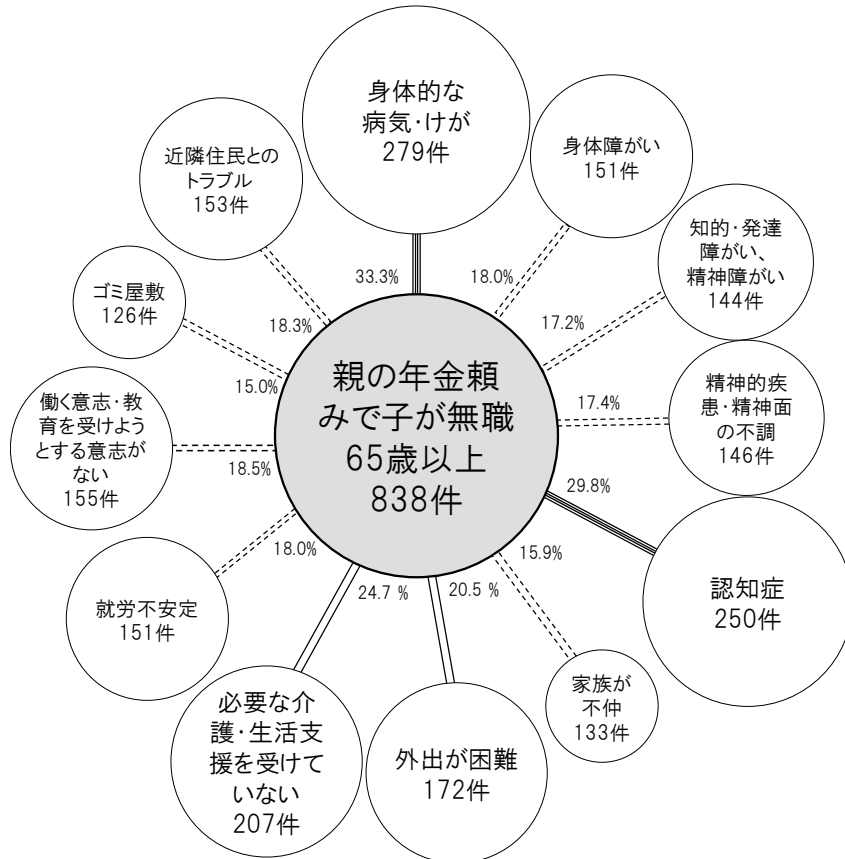
図表 2-51 【タイプ①親の年金頼みで子が無職 65歳未満】他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



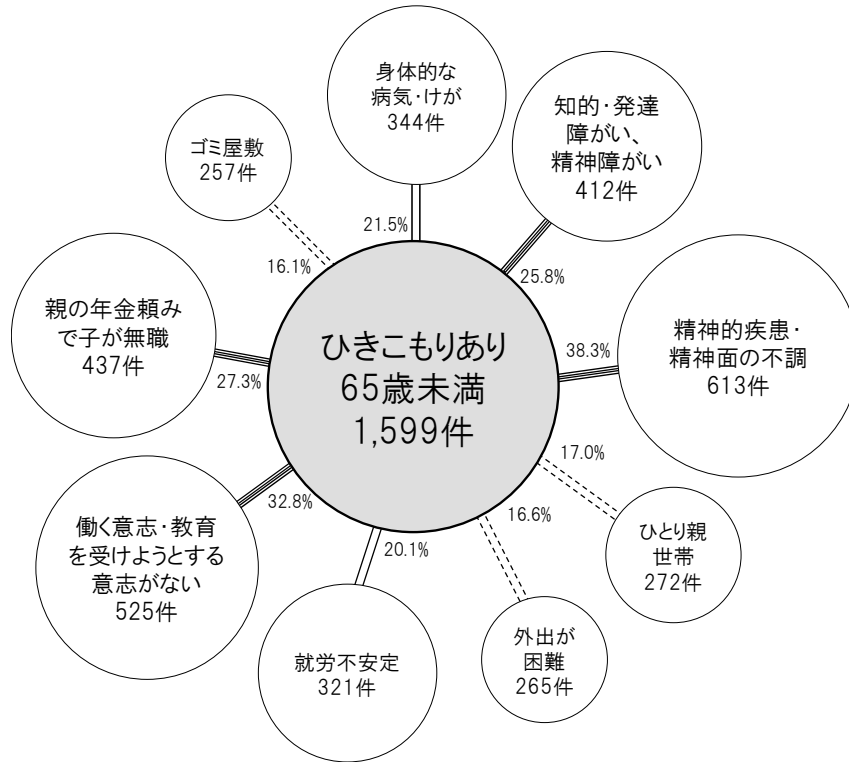
図表 2-52 【タイプ②親の年金頼みで子が無職 65歳以上】他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



図表 2-53 【タイプ③ひきこもりあり 65歳未満】他の状態・課題の併発率

(併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは併発している件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



### (3)「ひきこもり」「親の年金頼みで子が無職」の具体像

本調査では、社会的孤立状態にある人（世帯）がどのような課題を抱えているかを選択回答してもらおうと同時に、その人（世帯）の概要を記述してもらった。

ここでは、「ひきこもり」「親の年金頼みで子が無職」が課題として選択されている調査票において、記述された事例の概要から、具体的な内容を整理する。

#### ①「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「子」が当事者とみられる事例

##### 親子が同居している場合

子は障がいや精神的疾患のために就労が難しい場合や、子が親の介護を理由に就労しないといった事例がある。また、子がアルコールやギャンブルの依存症である場合も見受けられる。

##### 独居の場合

親が施設入所あるいは入院していて、子は経済的には親に依存しているものの独居世帯である場合も少なくない。なかには、子が暴力的で同居が難しく、別居している場合もある。

#### 【親子同居の事例】

- ・ 60代の母親と30代の統合失調症の息子の2人世帯。亡き父親の遺族年金と息子の障害年金で暮らしている。息子は精神的に不安定で近隣とトラブルを起こすことが多い。その状態の中で詐欺に遭って預貯金もすべてなくなったが、生活保護受給申請は拒んでいる。
- ・ 70代の母親と40代の息子のふたり暮らし。母親の年金で生活している。息子は酒・タバコ・パチンコが大好きで、仕事に就いても2~3日で辞めてしまう。近隣住民がうるさいといって壁を叩くなどしてトラブルになっている。
- ・ 80代で認知症疑いのある母親と50代無職の娘の世帯で母親の年金で生活している。娘はてんかんの持病があり、借金と対人トラブルにより死にたいとよく口走る。長男である弟に親の面倒を押しつけられたと嘆くが、地域包括支援センターからの支援は拒否している。
- ・ 病気の両親と50代の息子の3人家族。息子は酒が入ると人格が変わってかなり乱暴になり、周囲の人達とたびたびトラブルを起こしている。

#### 【独居の事例】

- ・ 80代の父親と50代の息子。父親は施設入所しており、息子はひとり暮らしである。市役所の水道課より、4ヶ月水道が使われていないとの連絡があり様子を見に行くと、電気、ガスのメーターも止まっていた。家に張り紙をしてやっと息子と会うことができ、生活困窮者自立支援事業の窓口につないだ。
- ・ 50代のひとり暮らしの女性。施設に入所している70代の母親の年金収入で生活。就労はしておらず、近隣との付き合いもない。ゴミは出せず部屋内もゴミの山である。炊事もほとんどできない。精神障がいの検査を受けて、現在判定待ちである。
- ・ 母親が入院し、50代の息子がひとり暮らし。以前は仕事をしていたが、現在は無職である。母親の年金を県外の兄が管理し、兄から生活費を受け取っている。
- ・ 精神的な疾患を抱え仕事も全然せず親に頼って暮らしている50代の男性。暴力的なため母親も手に負えず、同居が難しく、ひとり暮らしとなった。近隣住民の畑を荒らしたり、

大声で威嚇したりするなど、近所とのトラブルにもなっているが、暴力的で手出しができない。

## ②「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「親」が当事者とみられる事例

### 親子が同居の場合

親の介護をしている無職の子と、認知症や要介護の親という組み合わせが多数みられる。また、無職の子が家庭内暴力を振るっている事例もあった。

### 親と子が別居の場合

親と子は別居だが、子（時には甥など）が年金を使い込んでしまう例が多数あった。

### 【親子同居の事例】

- ・ 80代の認知症の母親と50代の無職の娘のふたり暮らし。娘は母親の認知症を認めようとしないので要介護認定も受けない。娘は自分の時間がないので辛いというが、地域包括支援センターに相談に乗ってもらっても話を聞くだけで介護サービスの利用は拒んでいる。
- ・ 70代の認知症の母親と50代の長男とのふたり暮らし、母親に認知症があり、長男は無職で介護をしている。地域包括支援センターに訪問してもらったが玄関で拒否された。
- ・ 80代の母親と50代の息子（無職）のふたり暮らし。普段は仲良く暮らしているが、息子がアルコール依存症のため、親に怒鳴ったり、暴力を振るったりする状態が長年続いている。地域包括支援センターや役所、警察などが介入して息子に入院治療を奨め、母親と離そうとしたが、本人同士は一緒に暮らす事を希望している。

### 【親子別居の場合】

#### 《独居の場合》

- ・ 80代のひとり暮らし女性。母親の年金を管理していた娘が、年金を使い込んで、母親の自宅の家賃を滞納していた。
- ・ 80代の母親と40代の二人の息子が近所に住んでいる（世帯は別）。息子の一人は病気療養中、もう一人は時々アルバイトをするものの長続きしない。母親が生活保護を受けられるようになったが、ほとんど息子たちが使ってしまう。母親はひどく痩せてしまい、あまり食べていない様子。介護保険のデイサービスの利用を奨めても拒否している。
- ・ 80代のひとり暮らし女性で、夫の遺族年金で暮らしていた。近所に住む長男が通帳、印鑑を取り上げ、母親には2~3万円しか渡していない。時々食べ物を持って来るようだが、母親を罵る。母親の手術を予定していたが、長男の反対で中止になった。
- ・ 70代のひとり暮らしの女性。生活保護を受給しているが、民生委員にお金を貸してほしいと依頼に来た。話を聞くと、甥がときどき来てお金を持ち出すことがわかった。甥に絶対お金は貸さないようにと言っても、止めることができない。

#### 《独居以外の場合》

- ・ 80代姉妹のふたり暮らし、姉は認知症がある。二人の年金で暮らしているが、姉の娘が母親の年金の入る通帳を管理し、母親に金銭を渡していない。娘は働かずに母親の年金で生活している。地域包括支援センターにつなぎ、訪問してもらったが支援を拒まれた。
- ・ 80代母親と10代の孫のふたり暮らし。住所不定の息子（孫の父親）が来ては、母親の年金を持って行き、家賃、光熱費が払えない。

### ③「ひきこもり」で本人が65歳未満の事例

#### 同居世帯の場合

ひきこもり状態にある本人は、精神的疾患を患っている場合も多い。本人以外の家族が窓口になって、生活の状態を民生委員が把握しているが、本人には会えないこともある。

#### 独居の場合

親などと同居していたが、親の死去や施設入所に伴って独居になった事例もある。本人に会うことができないので正確な状態を把握できず、伝聞形で記述されている回答もあった。

#### 【同居の事例】

- ・ 80代の父親と50代の長男の世帯で、父親の年金収入で生活。両親とも元教師で子に対し理想が高く、攻撃的な性格で、躰に厳しく、長男は精神的疾患を患い、なんとか大学を卒業したものの就職せず自宅でひきこもっている。母親は8年前に死亡。
- ・ 70代の両親と40代の娘の世帯で、娘は20代の頃から精神的疾患のためひきこもりの状態である。時々近所を徘徊して庭木や花を傷つけるなどのトラブルがある。
- ・ 80代の両親と50代のひきこもりの息子の世帯。母親は歩行困難で、父親も体調がすぐれない。息子は、20年程ひきこもっている。
- ・ 両親と長男、長女の4人家族。父親の年金収入で生活している。無職の30代の長男は10年以上ひきこもっている。就職活動を始めたがうまくいかず、酒を飲んで家で暴れる。
- ・ 20代のひきこもりの女性。80代の祖母、60代の両親との4人暮らし。中学生のころから不登校になり、ひきこもりとなった。祖母に対しての暴力もみられる。
- ・ 80代の祖母と離婚して戻った娘家族（子ども3人）の家庭。娘の長男（現在30代）のひきこもりについて祖母より相談があった。本人は、高校卒業後一度就労するも、軽い聴覚障がいもあり、すぐ失業。その後、夜、たまにコンビニに行く以外はひきこもっている状態。現在は祖母にしか会えない。

#### 【独居の事例】

- ・ 40代の独居男性。インターネットで知り合った人からストーカーされているという思い込みから外出できずひきこもり。貯金を取り崩して生活をしているらしい。近所の人とも合わないようにしているようで、夜暗くなってから買い物に行っている。
- ・ 50代女性でひとり暮らし。近隣住民より女性が家にひきこもっているとの相談があった。パニック障がいがあり、体が思うように動かず、昼夜逆転の生活をしている。外出もできないので、頼まれると民生委員が買物に行っている。
- ・ 40代男性。小学生のときにいじめにあい、不登校からひきこもりになった。うつ病を患っている。30代のときに母親が亡くなり、それ以来ひとり暮らしである。足腰が弱って100mぐらいしか歩けなかったが、民生委員が付き添って歩けるようになった。
- ・ 50代の男性で、30年間ひきこもっている。40代までは母親と同居していたが、母親が認知症のため施設入所し、家を売却して男性はアパートでひとり暮らしを始めた。母親の年金で暮らしていたが、昨年母親が亡くなり、生活保護受給となった。

#### (4) 相談支援の経過と支援後の状況

##### タイプ①「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「子」が当事者とみられる事例の支援経過

タイプ①の場合、相談支援のきっかけは、「本人・家族からの相談」「近隣住民、自治会・町内会からの相談」で半数以上を占める。独居の場合には「近隣住民からの相談」が31.9%に上る。「子」に精神的な疾患があることが多く、事例概要を踏まえると、その言動が近隣住民とのトラブルにつながっており、その結果、近隣住民からの相談が支援のきっかけとなっている事例があることが伺われる。

「つなぎ先があった」割合は70.3%で、福祉事務所や役所の福祉部署につないでいる割合が大きく、つなぎ先による支援内容としては生活保護申請支援が34.6%に上る。

ただし、背景に精神的な疾患や障がいがあるとみられる事例が多いにも関わらず、保健関係機関・障がい関係機関・医療機関につないでいる割合は小さい。つなぎ先があった事例のうち、保健関係機関につないだ割合は2.7%、障がい関係機関は0.8%、医療機関は1.3%であった。ただ、実施された支援内容をみると、治療・受診の実施率が高いことや、就労支援機関につないでいる割合（1.9%）に比べて就労支援の実施率が高いことを踏まえると、民生委員がつないだ先の機関が、さらなる専門機関へとつないでいる可能性が伺われる。「解決した」割合は17.6%であるが、福祉事務所や役所の福祉部署につないだ場合に「解決した」割合が増えることから、生活保護の受給決定をもって、「解決した」としている事例も含まれていると考えられる。

##### タイプ②「親の年金頼みで子が無職」で、ひきこもっていない「親」が当事者とみられる事例の支援経過

タイプ②の場合、相談支援のきっかけは、「近隣住民、自治会・町内会からの相談」「本人・家族からの相談」「民生委員自身の訪問」がほぼ同率で全体の4分の1ずつを占める。65歳未満の「子」が当事者であるとみられる事例に比べて、「民生委員自身の訪問」がきっかけとなっている割合が大きいのは、高齢者世帯の実態調査などで訪問した際に発見したケースが一定数あるためと思われる。

65歳以上であるため、地域包括支援センターなどの介護関係機関につないでいる割合が33.0%と最も多く、支援内容としては介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援が38.0%を占めた。公的サービスの整備が進んでいることもあり、「解決した」あるいは「改善した」割合は51.5%に上る。つないだ先の機関別でみると、「介護関係機関」よりも「役所のその他の部署」や「社会福祉協議会」につないだ場合に「解決した」割合が高くなっている。これは、行政直営の地域包括支援センターが役場の建物内に設置されているという可能性や、「親」への支援とともに「子」への支援が行なわれたことによる結果である可能性が考えられる。

##### タイプ③「ひきこもり」で本人が65歳未満の事例の支援経過

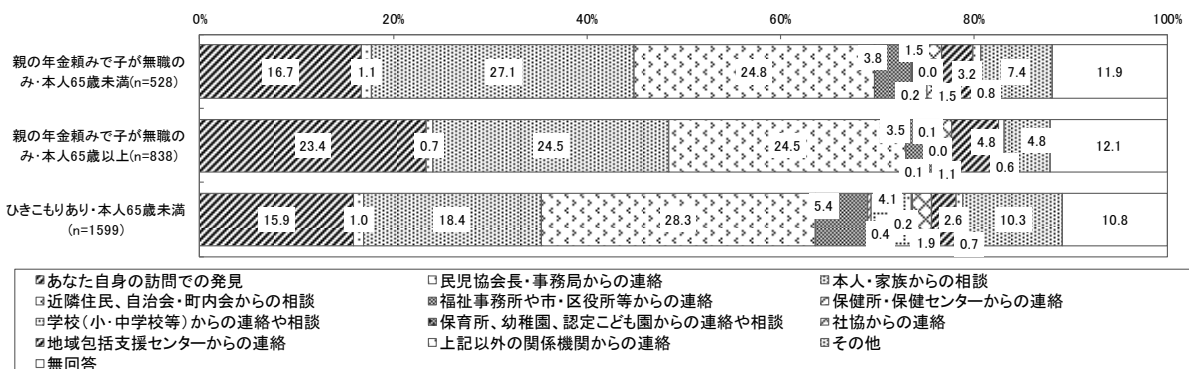
タイプ③の場合の相談支援のきっかけは、「近隣住民、自治会・町内会からの相談」が28.3%に上る。タイプ①と比べて、「本人・家族からの相談」が約10ポイント低い一方で、「近隣住民、自治会・町内会からの相談」が多い。独居の場合は、近隣住民、自治会・町内会からの相談が37.3%に上る。事例概要を踏まえると、独居でひきこもり状態にあることを

近隣住民が心配して民生委員に様子を見に行ってもらいたいと依頼する場合もあれば、ゴミ屋敷状態、ゴミ出しの曜日を間違えるなど近隣住民とのトラブルを併発している場合もある。

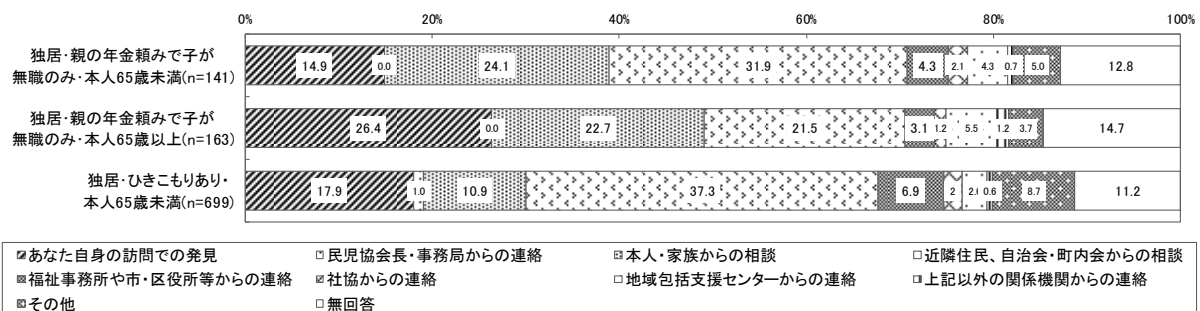
つなぎ先としては、タイプ①と同様に、福祉事務所や役所の福祉部署につないでいる場合が多いが、「つなぎ先がなかった」と民生委員が回答している割合が10.3%に上る。就労や借金の課題も同時に起きているケースも多いものの、生活困窮者自立支援機関や就労関連機関につないでいる事例は限定的である。また、タイプ①でも触れたとおり、背景に精神的な疾患や障がいがあるとみられる事例も多いが、保健関係機関・障がい関係機関・医療機関につないでいる割合は小さい。ただし、実施された支援内容をみると、治療・受診の実施率が高いことや、就労支援機関につないでいる割合に比べて就労支援の実施率が高いことを踏まえると、民生委員がつないだ先の機関が、さらなる専門機関へつないでいる可能性が伺われる。

支援内容は、「定期的な訪問」が39.4%に上り、制度やサービスの利用に入る前に、訪問によって関係構築に時間をかけていると推察される。「解決した」割合は小さく、10.3%にとどまる。どの機関につないだ場合でも「解決した」割合は10%前後にとどまり、「ひきこもり」に対する支援の難しさが伺われる結果となった。

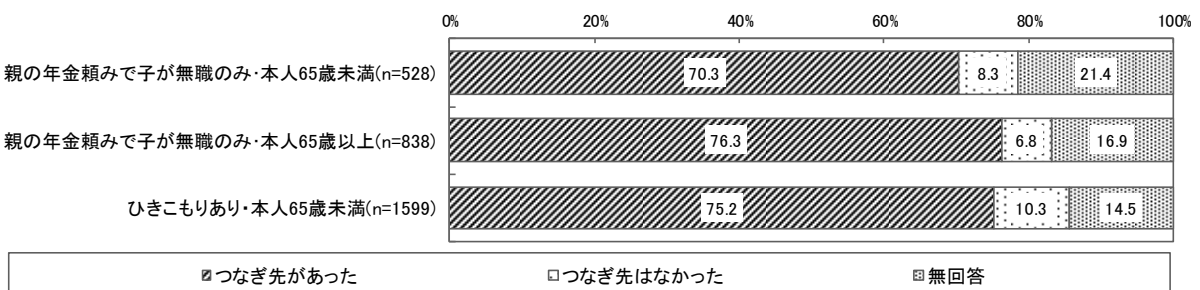
図表 2-54 相談支援のきっかけ



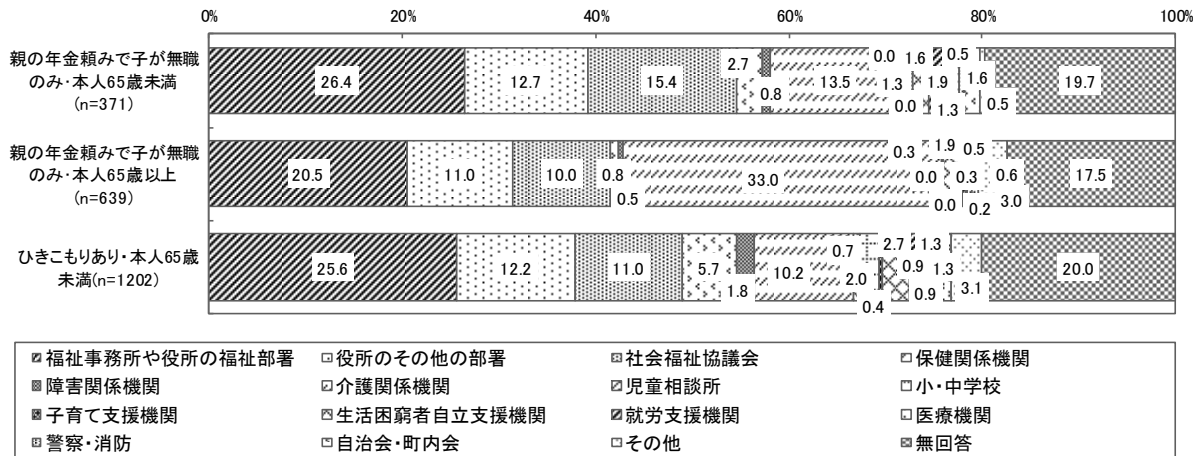
図表 2-55 相談支援のきっかけ(独居世帯のみ)



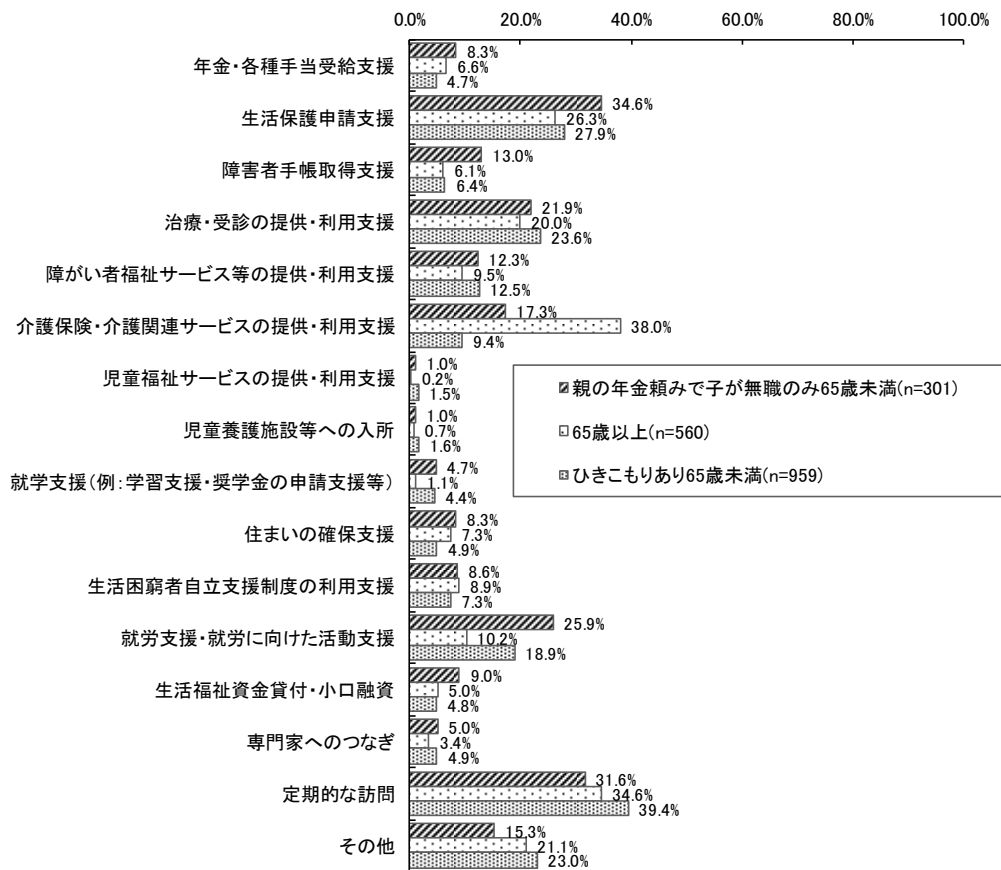
図表 2-56 つないだ先の機関の有無



図表 2-57 つないだ先の機関

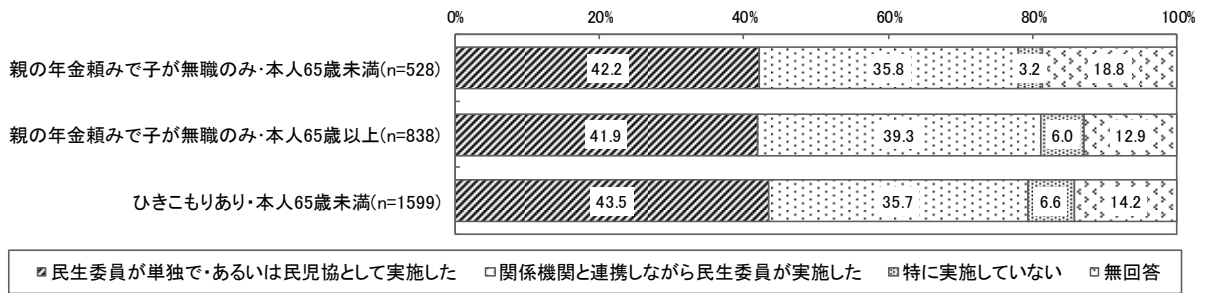


図表 2-58 つないだ先の機関による支援の内容

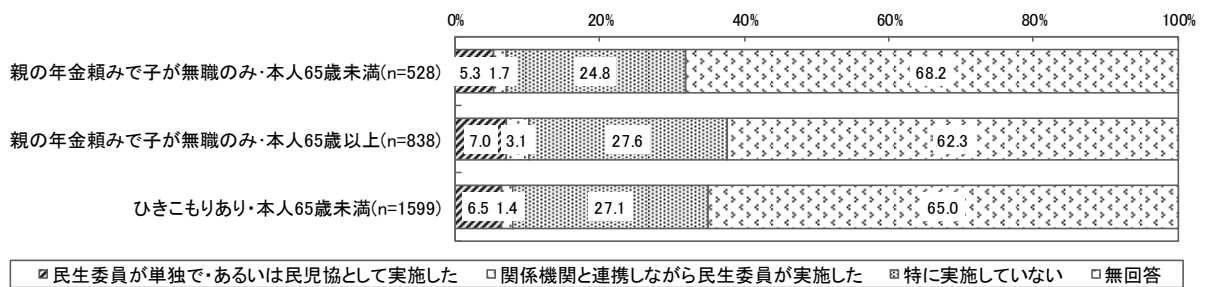




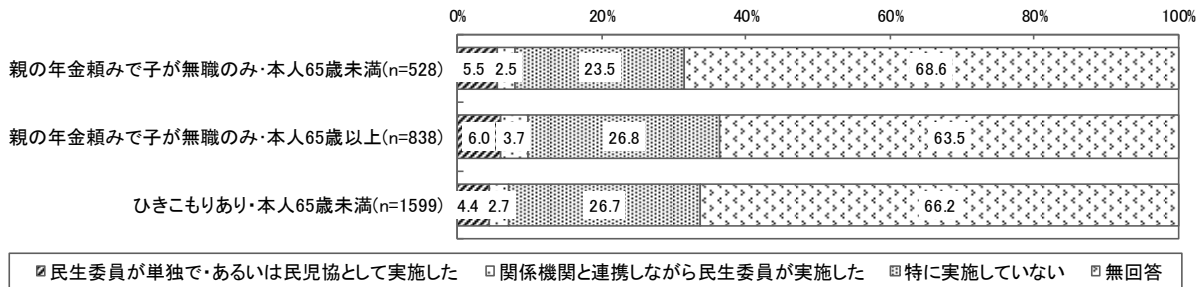
図表 2-59 民生委員や民児協による支援①継続的な見守り・声かけ



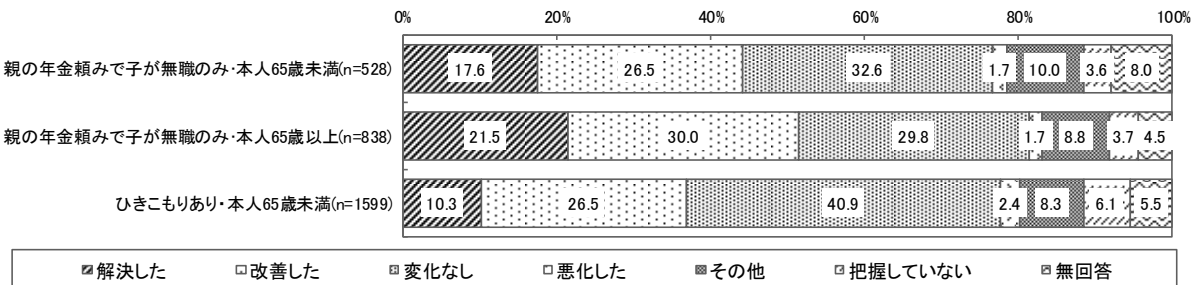
図表 2-60 民生委員や民児協による支援②家事手伝い



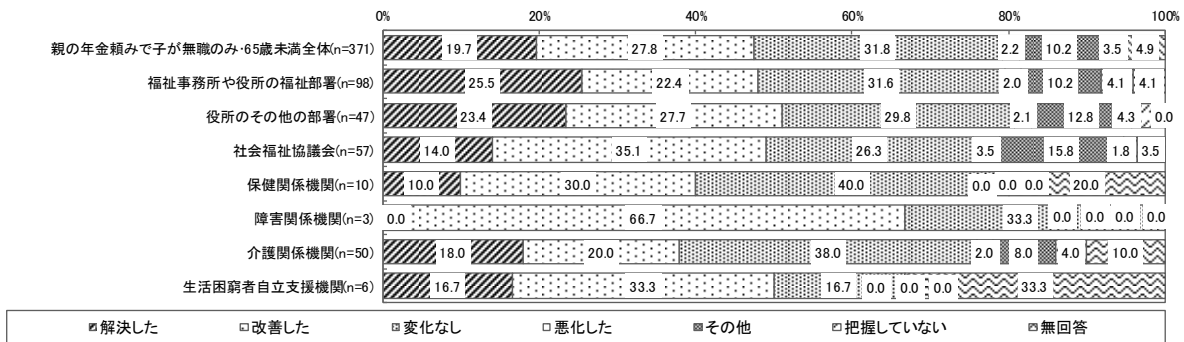
図表 2-61 民生委員や民児協による支援③外出・通院の付き添い



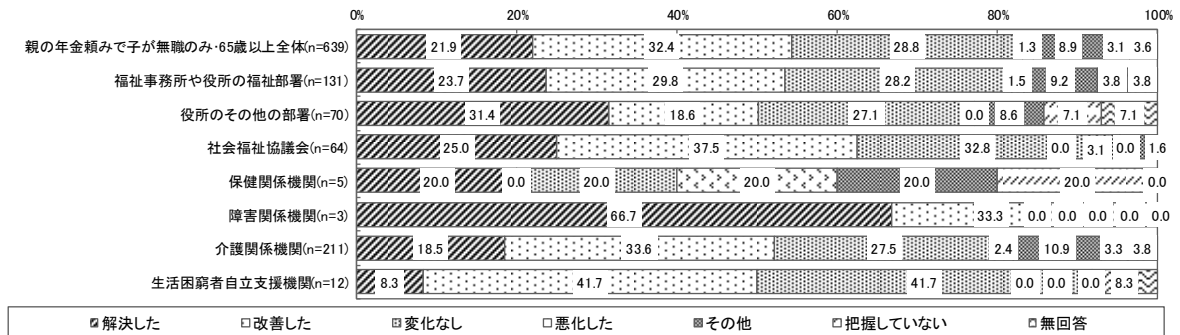
図表 2-62 支援後の状況



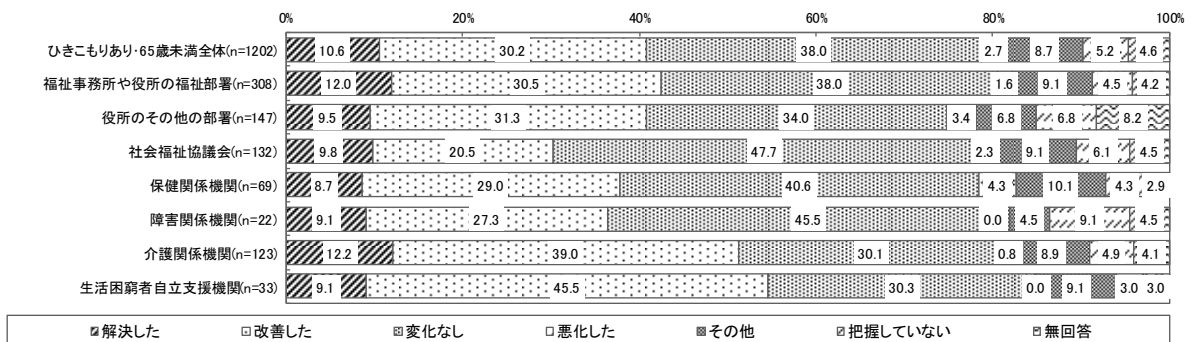
図表 2-63 【タイプ① 親の年金頼みで子が無職のみ・65歳未満】つないだ先の機関別 支援後の状況  
(つなぎ先があった場合のみ。主な機関のみ掲載)



図表 2-64 【タイプ② 親の年金頼みで子が無職のみ・65歳以上】つないだ先の機関別 支援後の状況  
(つなぎ先があった場合のみ。主な機関のみ掲載)



図表 2-65 【タイプ③ ひきこもりあり・65歳未満】つないだ先の機関別 支援後の状況  
(つなぎ先があった場合のみ。主な機関のみ掲載)



## (5) 「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」の人（世帯）に対する支援に関する考察

本調査では、社会的孤立状態にある人（世帯）がどのような課題を抱えているかを選択回答してもらおうと同時に、その人（世帯）の概要を記述してもらった。

「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」という課題への支援は難しい場合が多い。「解決した」「改善した」事例であっても、ひきこもり状態の解消や無職だった子が就労するなど「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」という状態から脱したというものはごくわずかであり、複合的に発生しているその他の状態・課題が改善している場合が多い。例えば「親の年金頼みで子が無職でひきこもっている世帯において、必要な介護を受けていなかった親がいることを民生委員の訪問によって発見し、地域包括支援センターにつないで介護サービスを利用するようになった。子のほうの暮らしは変化なし」というような事例である。

「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」という課題へのアプローチにあたってはいくつかの視点が重要であると考えられる。ここでは、記述された事例概要から、3つの視点に分けて、支援経過の傾向等を整理する。

### ①複合化した課題のなかで優先課題から順に対応して状況を改善する

「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」である人や世帯は、複合的な課題を抱えている場合が多い。これらの状態や課題への支援は、以下のように整理することができる。

ア) 顕在化した課題に対応した制度の利用につなげて状態が改善する

イ) 顕在化した課題に対応した制度やサービスの利用につなげるが、状態改善には時間を要する

ウ) 課題を引き起こす背景要因を解決することで顕在化していた課題が解消・軽減する

#### ア) 顕在化した課題に対応した制度の利用につなげて状態が改善する

「親の年金頼みで子が無職」で親が認知症であったり、要介護状態にあるにもかかわらず、必要な介護や生活支援を受けていない、外出が困難である場合などがこれにあたる。介護保険給付や生活支援サービスの利用につなげることで解決あるいは改善できる場合も多い。

また、障がいや疾病のために就労することが見込めず、経済的に困窮状態にある場合に、本人の同意や財産などの条件を満たした上で、生活保護の申請や障害者手帳の取得手続などを行なうことも、成果に結びつきやすい。

そのため、支援対象者が利用しうる制度やサービスについて、つなぎ先の機関の窓口担当者や民生委員との顔が見える関係づくりを、普段から行なっておくことが重要と考えられる。

#### イ) 顕在化した課題に対応した制度やサービスの利用につなげるが、状態改善には時間を要する

働く意思がない、就労不安定、借金の返済が困難、といった課題は顕在化しやすく、本人・家族、民生委員も認識しているものの、支援の成果が出るまでに時間を要する。

就労支援機関や生活困窮者自立支援機関につないだ事例の数が少なく、民生委員にとって顔が見える関係にない可能性もある。また、つないだ場合においても、長期間にわたっ

て無職あるいはひきこもりであった当事者が、支援開始に同意するまでに長い話し合いが必要になる可能性が大きい。当面できることとして、民生委員あるいは専門機関が、定期的な訪問を続ける事例が多い。

見守り・声かけを通じて、何をめぎすのか、どのような徴候を支援の中間的な目標として設定するのかについて、関係機関が合意したうえで進めることが、見守り・声かけを制度やサービスの利用につなげていく上で重要であると考えられる。

#### ウ) 課題を引き起こす背景要因を解決することで顕在化していた課題が解消・軽減する

本調査の結果を踏まえると、本人がひきこもりや無職となった背景に、精神的疾患や身体の不調などがある場合もみられる。数は多くないが、背景にある課題が解決することで、ひきこもり状態の解消や就労など、状況の改善につながる事例もみられた。

当事者本人や世帯の状況次第では、民生委員が医療機関へつないで治療や受診の支援をしたり、債務整理などの専門家につなぐことで状況が大きく改善する場合もあることを理解し、こうした連携の体制を構築することが重要と考えられる。

#### 【背景となる状態の解決により状態が改善した例】

- ・ 歯科治療で失敗して、歯の痛みのために仕事が手に付かず失業し、精神的に落ち込み、ひきこもりになって生活保護受給となった。歯が痛くて水しか飲めないと嘆き、歯科受診への同行を求められた。通院に同行して治療を開始し、完治して生活保護も外れ、社会復帰した。
- ・ 40代のひとり暮らし女性。亡き父の残した貯金を取り崩して生活している。ひきこもりで近所の住人も接触はない。風呂に入っていないくて、全身湿疹。行政等の協力を得て、入院を勧め、完治して退院した。その後、最低限近所の人とは接触できるようになっている。
- ・ 40代の男性。大卒後就職するがハラスメントを受け、ひきこもりになる。父親とトラブルが多く、追い込まれて自殺未遂。驚いた父親が保健所に相談し、保健所から紹介された病院に通院を始める。障害者手帳を取得し、生活保護を受給しながらひとり暮らしをするようになった。

## ②長い目で支援を継続していく

「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」は、その状態になってから数十年が経過している場合も多く、支援を開始するまでもに時間を要する場合が少なくない。

「ひきこもり」状態の人には、そもそも会うことが難しいという事例も多かった。専門職が面談してアセスメントを行ない、手続きを経て支援を開始するまでに、長期間にわたる見守り・声かけや、根気強い訪問に時間を要する。「親の年金頼みで子が無職」についても、親の側と子の側の両方に課題があっても、その一方にしか会うことができない場合や、子が親に暴力を振るっていても親が同居生活を続けることを希望している場合など、世帯への接触が難しい事例もあった。

一方で、「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」の世帯が、ゴミ屋敷状態や近隣住民とのトラブルなどの課題も併発する傾向もみられ、課題がこれ以上大きくならないように、定期的に関係づくりを続けることも重要な支援と考えられる。事例概要からは、民生委員や民児協がこの役割を担っている例が多いことが伺われた。そのような状況において、民生委員は、長期間にわたる支援のなかで、小さな前進に手応えを感じて「改善した」と回答

している事例もあった。例えば、以下のような「改善」の段階である。

- 民生委員が当事者に会うことができた  
(ドアを開けない、居留守を使う、いても会ってくれない、といった状態から、会って話ができるぐらいの信頼関係を構築できた)
- 地域包括支援センターや保健関係機関などの専門職と話ができた  
(役所や公的機関への不信感がある当事者の場合に、民生委員との信頼関係を土台として、民生委員から紹介された専門職とも話ができるようになった)
- 見守り・声かけをするようになった  
(課題を抱えている世帯であることについて、民児協内や専門機関等と情報共有し、見守り・声かけをする対象になった)
- 制度やサービスを利用して生活を立て直した  
(「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」と同時に発生している「必要な介護や生活支援を受けていない」という課題に対して介護サービスの利用を支援するなど)
- 社会参加や就労に向けた取り組みを開始した  
(「ひきこもり」の人が社会参加したり、「親の年金頼みで子が無職」の子が就職に向けた活動を行なうなど、課題そのものを解決するための取り組みを行なった)

民生委員を含め、支援に携わる関係者は、小さなステップでも前進の手応えを得ることができる。ただし、民生委員個人や民児協の負担を考えると、民生委員だけがこうした支援を担うのではなく、専門機関の定期的な訪問や関係づくりを手厚くしていくような体制づくりも課題である。

### ③親子の適切な距離を確保することで状況を改善する

「ひきこもり」においても、「親の年金頼みで子が無職」においても、課題を抱える子を親が庇うなどして、なんとか世帯の中で解決しようともがくうちに、次第に状態が悪化していく事例がみられた。親が元気なうちは、家族が「ひきこもり」状態の子どもの世話をすることが多いため、地域から見て課題が顕在化しにくいのが、親自身の介護や生活の課題が顕在化することで、親が子どもの「ひきこもり」について民生委員に相談するといった経過をたどる事例もある。親の介護や生活課題の顕在化が、「ひきこもり」の把握や支援が入るきっかけになっているという見方もできる。

これに対して、親の死亡に伴い、無職や「ひきこもり」状態だった子どもが生活に困り、民生委員や専門機関に自ら相談に来て、支援が開始する事例もあった。あるいは、子が親の介護を理由に就労せず、親の年金で親子が暮らしている場合に、親が施設入所することによって、子が自立せざるを得なくなる場合もあった。親子の距離が半ば強制的に変化したがために、長期間にわたって定常化していた「ひきこもり」「親の年金頼みで子が無職」という状況が変化する事例もみられる。

#### 【親の死亡により子のひきこもりあるいは無職の状態が改善した例】

- ・ 父母息子の3人家族。息子は高校卒業後就職するが1年程で辞め、親と同居してひきこもり状態となり、就労できなかった期間が20年ぐらいあった。父母2人とも病死し、現在は市の福祉の職場に勤めるようになった。
- ・ 父と2人家族であった。父が亡くなり、家に引きこもっている男性(30代)が、いよいよ

生活ができなくなって町内会長と民生委員に救いを求めてきた。市役所へ行って生活保護を受けるようになった後、働き口もみつき、良い方向に向かっている。

**【親の施設入所や入院により支援の糸口が見えてきた例】**

- ・母と娘のふたり暮らし。30代の娘は自宅にひきこもりで仕事はせず、母の年金で生活していて、ときどき母に暴力を振るう。福祉委員、民生委員が訪問しても会うことを拒否する。母の入院を機会になんとか民生委員に心を開いてくれるようになった。
- ・90代の母と息子2人、娘1人の4人世帯。息子2人は無職で、娘が家事をして、母親の年金で暮らしている。民生委員と会う事を拒絶していたが、やっと会うことを承知した。

親子の関係はきわめてプライベートな課題であり、地域でともに暮らす住民の一人である民生委員としても踏み込むのが難しい領域である。しかしここに介入しなくては支援が開始できない事例も少なからずみられる。親子関係に介入する場合には、専門性の高いソーシャルワークのスキルが必要になる領域であり、民生委員が抱えきれるものではない。しかし一方で、アウトリーチをするだけの人的資源が確保できている専門機関は少なく、その充実も求められる。

「ひきこもり」や「親の年金頼みで子が無職」などの世帯の支援にあたっては、専門職による相談支援を可能とする社会資源を充実させることが重要である。そのうえで、課題を抱える世帯に気づくアウトリーチ機能を民生委員が担い、民生委員から専門機関につなぐ道筋をつくるのが、解決の方法の一つとなると考えられる。

### 3. 住まい不安定に関する事例

近年、低所得の高齢者や生活保護受給者のうち、行き場がなく、やむを得ず劣悪な環境の集合住宅で暮らさざるを得ない人が増えていることが社会課題となっている。また、そうした集合住宅での火災が相次いでいることなども受け、住まいの環境改善に向けて、国も無料低額宿泊施設制度の見直しを予定している。しかし、今後はなお一層、ひとり暮らしの高齢者が増加することが見込まれ、ひとり暮らしの高齢者のなかには低所得者や生活保護受給者が一定数含まれることから、そうした高齢者をはじめとする住まい不安定という課題はますます深刻化すると考えられる。

本調査で把握した53,454件の事例において、課題として「住まい不安定」が選択されていた事例は2,185件あった（あてはまるものすべてとして回答された数）。「緊急性や影響が大きい課題（3項目）」として回答されたケースは1,302件で、「主要な課題となっている割合」\*は59.6%となり、「住まい不安定」が多くの世帯にとって、主要な課題となっていることがわかる。

本節では、「緊急性や影響が大きい課題（3項目）」として「住まい不安定」が選択されていた1,302件を対象に分析を行なう。

なお、併発している課題状況などについては、「あてはまるものすべて」として回答された2,185件を対象に集計を行なったものもある。

\*世帯の主要課題となっている割合を把握するため、各課題について「緊急性や影響が大きい課題（3項目）」として挙げられた数を「課題（あてはまるものすべて）」で挙げられた数を除することにより算出した割合。本報告書13ページ図表1-20参照。

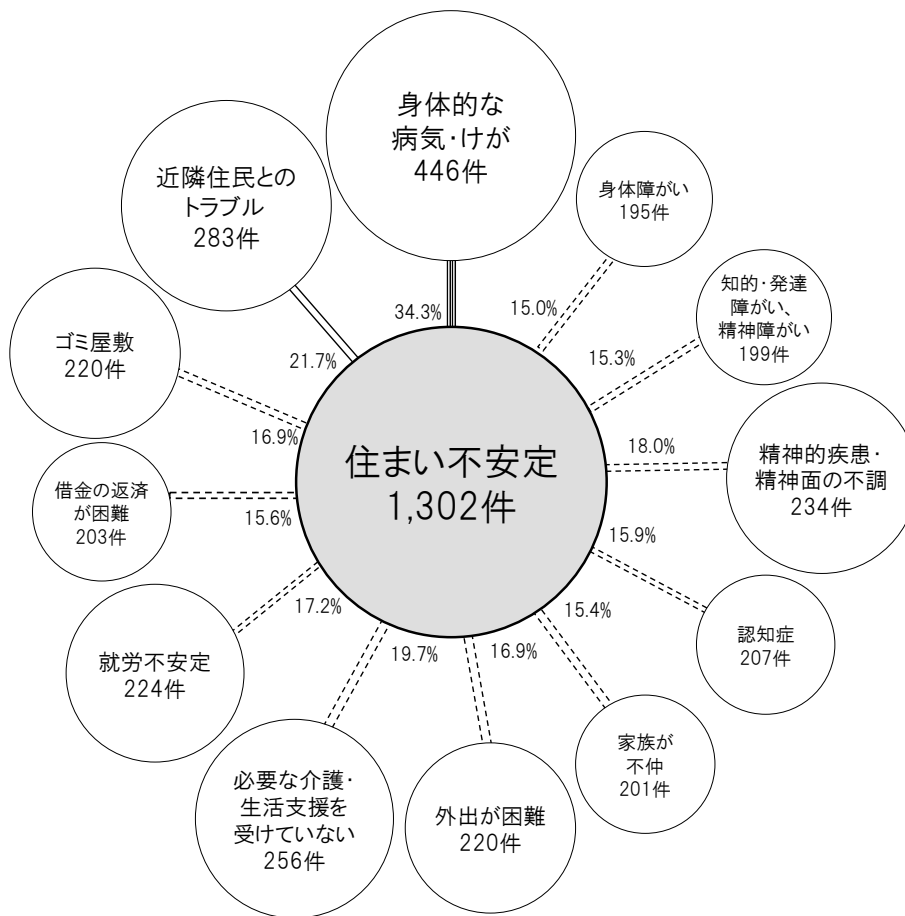
#### (1) 住まい不安定に関する事例の分析の視点

「住まい不安定」の事例は、「身体的な病気・けが」や「精神的疾患・精神面の不調」を多く併発しており、心身の病気やけがが大きく影響しているといえる。また、「就労不安定」や「借金の返済が困難」といった課題の併発率が高いことも特徴である。なかには、これら両方の課題を併発している事例もあり、心身の病気やけがが就労不安定につながり、住まいの不安定の原因となるといった状況が伺われる。

また、「必要な介護や生活支援を受けていない」や「認知症」、「外出が困難」、といった高齢者に関連する課題も多く併発している。記述された事例概要も踏まえると、立ち退きを迫られた高齢者が、自身の認知症や心身の状態にもかかわらず、必要な支援を得られず、立ち退くべきことが理解できなかつたり、結果として次の住まいを見つけることが難しく「住まい不安定」という課題を抱きやすいといった状況にあることがわかる。

以上のことから本節では、「住まい不安定」の事例に併発している割合が大きい心身の病気や障がいの有無といった視点のほか、年齢やひとり暮らしかどうかなどの視点も加えながら、「住まい不安定」という課題を抱きやすい人の状態や課題、民生委員の支援の経過等の分析を行なった。

図表 2-66 住まい不安定の事例における他の状態・課題の併発率  
 (併発が概ね 15% 以上を表示、円の大きさは件数に準じる、線の太さは併発率に準じる)



## (2) 当事者本人の状況と地域との関係

「住まい不安定」という課題を抱えている当事者本人の年齢は、65歳以上が62.0%を占めており、高齢者が多く、男女の割合はほぼ同じであった。世帯人数をみると、65歳以上の64.1%がひとり暮らしであり、とくに75～84歳の人はひとり暮らしの割合が66.8%に上がることから、ひとり暮らしの高齢者が「住まい不安定」という課題を抱えやすいことがわかる。

65歳以上の人の8割は就労しておらず、69.8%が年金を、24.8%の人が生活保護をそれぞれ受給しており、年金もしくは生活保護が主な収入となっている。

一方、全体の28.6%を占める65歳未満の人についてみると、「知的・発達障がい、精神障がい」のある人の割合は50～64歳では21.8%、49歳以下では32.2%に上る。また、「精神的疾患・精神面の不調」のある人の割合は、50～64歳では24.4%、49歳以下では29.5%である。「住まい不安定」という課題を抱えている65歳未満の人のなかには、知的障がいや精神障がい、精神的疾患のある人が多いことが伺われる。

49歳以下の人とは他の年齢層に比べて就労している割合が高いものの、おおよそ4人に1人は生活保護を受給しており、他の年齢層に比べ、2人以上の世帯が7割を占めるのも特徴である。また、「失業・リストラ」(21.9%)、「就労不安定」(40.4%)、「借金の返済が困難」(21.2%)といった課題の併発率が他の年齢層に比べて高くなっている。就労している割合が



大きい一方で、失業や借金などにより就労不安定、さらに住まい不安定となり、結果として生活保護を受給している人も一定数いるといった状況が伺われる。

49歳以下の女性のみ限定すると、33.3%の人が就労しているが、母子家庭とみられる世帯が約半数に上る。また、母子家庭とみられる世帯のうち、約8割が母親と子どもだけの世帯であった（祖父母等と同居していない世帯）。母子家庭とみられる世帯では就労している母親が43.9%を数えたものの、無職で生活保護を受給していない、つまり収入がない（養育費は不明）世帯も4分の1に上った。母子世帯が経済的に困窮し、結果として住まい不安定につながっていることが伺われる結果となった。

50～64歳の方は、約15%が就労しており、3人に1人が生活保護を受給している（32.4%）。40代と比較して独居の割合が56%と多く、「失業・リストラ」（24.0%）、「就労不安定」（32.0%）、「借金の返済が困難」（16.4%）も高い割合で併発している。

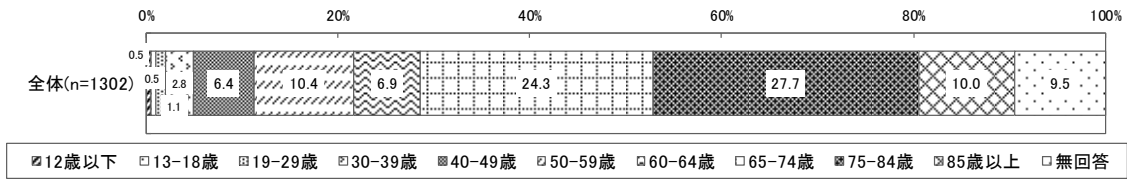
当事者本人および世帯に認知症もしくは障がいがある人がいるかをみると、本人および世帯のいずれについてもほぼ半数が認知症・障がいがなく、認知症および障がい即座に「住まい不安定」につながるわけではないことが伺われる。

「住まい不安定」全体で併発している課題をみると、本人の課題として「身体的な病気・けが」「精神的疾患・精神面の不調」が多く、住まいや地域での生活に関連する課題として「近隣住民とのトラブル」「ゴミ屋敷」が多かった。記述された事例概要も踏まえると、「近隣住民とのトラブル」や「ゴミ屋敷」によって、家主から退去を要請されるという姿が推測される。さらに、「失業・リストラ」「就労不安定」「借金の返済が困難」に絞ると、前述のとおり40代、50代において併発している割合が大きく、失業や就労不安定、借金などを背景とした家賃滞納が「住まい不安定」に繋がっていることが伺われる。

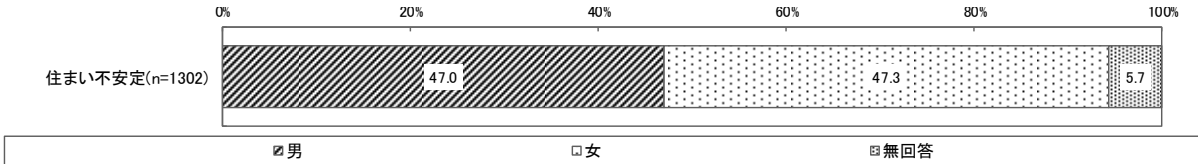
地域に住んでいる居住年数は、これまで見てきた「ゴミ屋敷」「近隣住民とのトラブル」「ひきこもり」「親の年金頼みで子が無職」に比べ、「10年未満」が多くなる。その人（世帯）の「住まい不安定」という課題を地域住民が気づいていた割合は46.3%であり、気づいていなかった割合が31.1%であった。ただし、気づいていたとする場合でも、それが「住まい不安定」な状態にあることに地域が気づいているとは限らない。例えば「家賃を滞納して家主から立ち退きを求められている」ということについて近隣住民は知らなくても、併発しているゴミ屋敷状態について近隣住民が気づいているといった場合が考えられる。

こうしたことから、「住まい不安定」の事例は、地域に住んでいる年数が短く、地域から気づかれやすい課題や状態を併発しない限り、地域から気づかれにくいという難しさを含んでいるといえる。

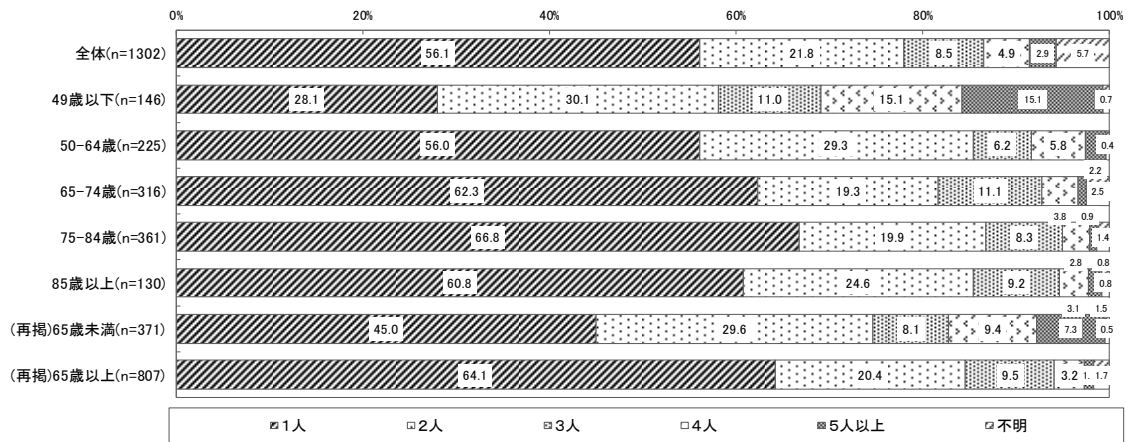
図表 2-67 当事者本人の年齢



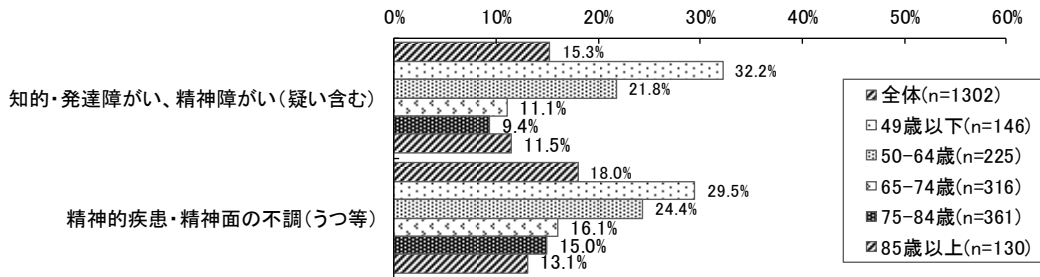
図表 2-68 当事者本人の性別



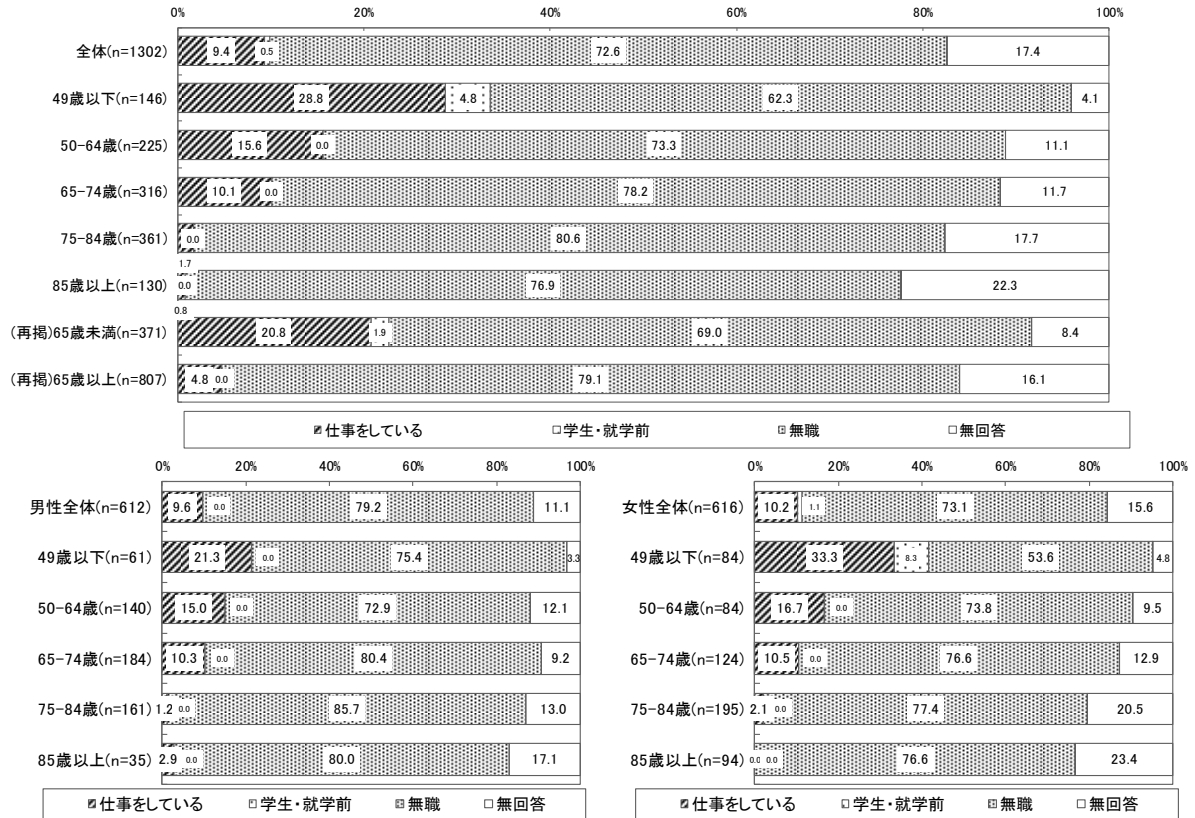
図表 2-69 本人年齢階層別 世帯における人数



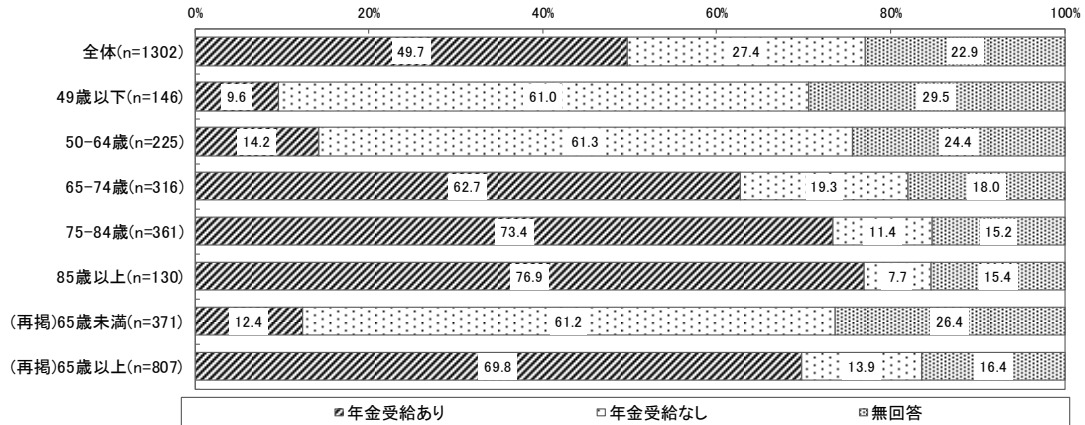
図表 2-70 本人年齢階層別 その人・世帯の状態や課題（抜粋）別



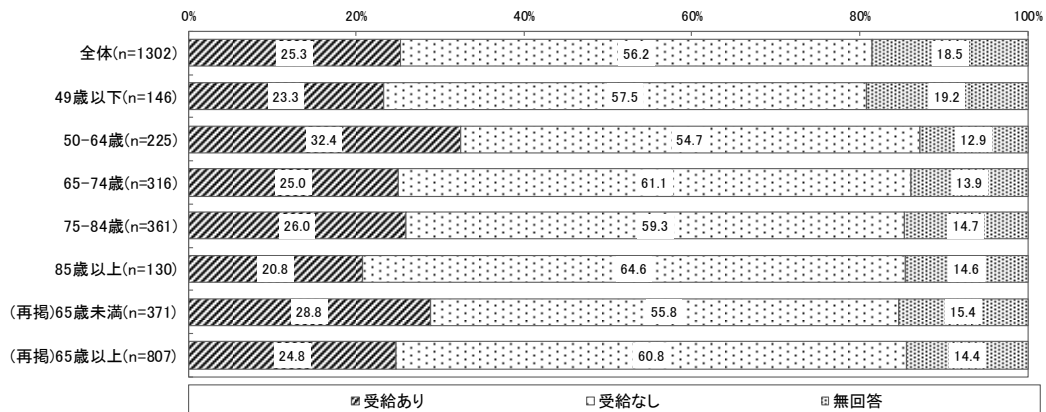
図表 2-71 性別・年齢階層別 本人の就労・就学の状況



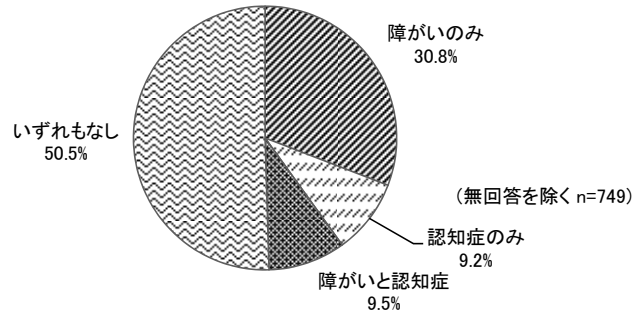
図表 2-72 年齢階層別 当事者本人の年金受給状況



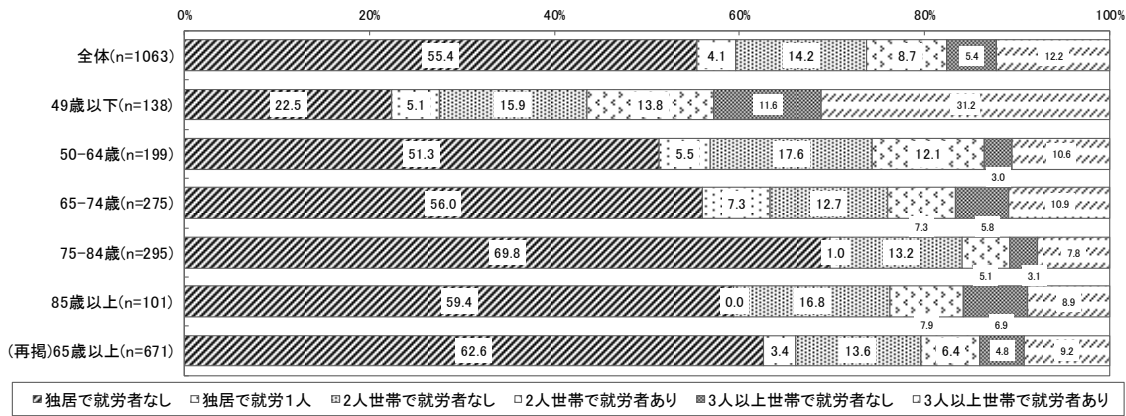
図表 2-73 年齢階層別 当事者本人の生活保護受給状況



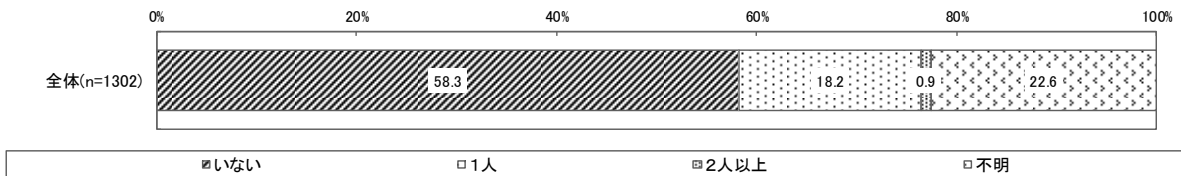
図表 2-74 当事者本人の認知症・障がい（「疑い」も含む）の有無（不明、無回答を含まない）



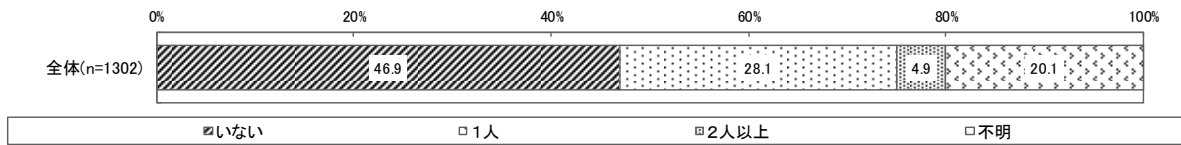
図表 2-75 本人の年齢階層別 世帯人員数と世帯における就労者の有無（無回答を除く）



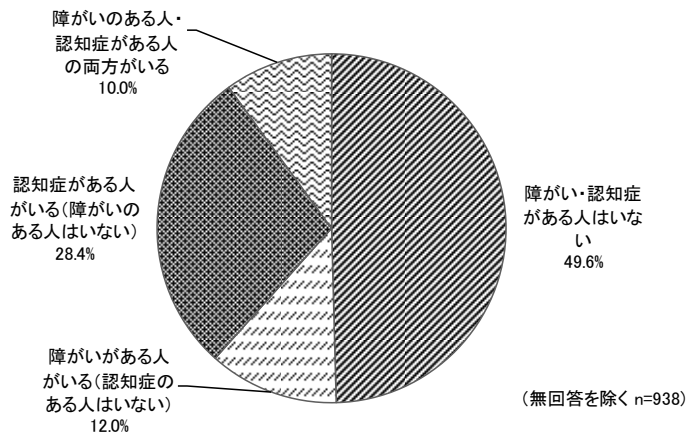
図表 2-76 世帯における認知症（「疑い」含む）のある人の人数



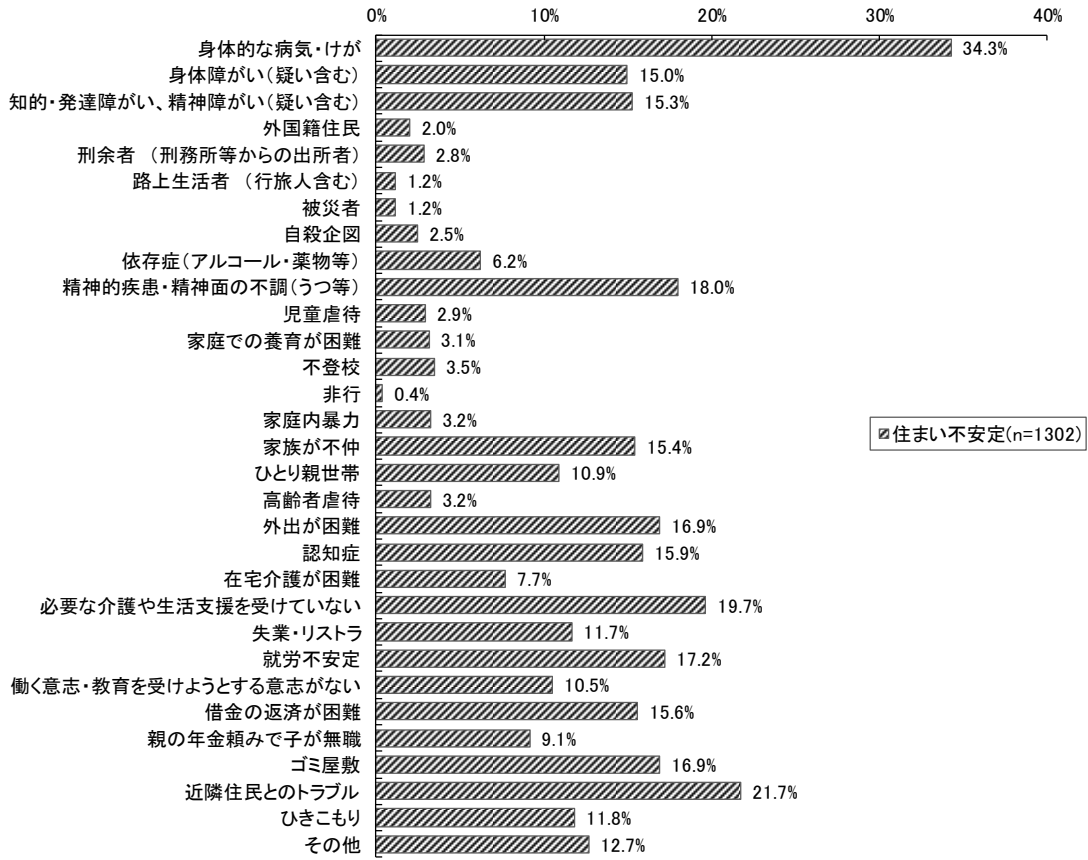
図表 2-77 世帯における障がい（「疑い」含む）のある人の人数



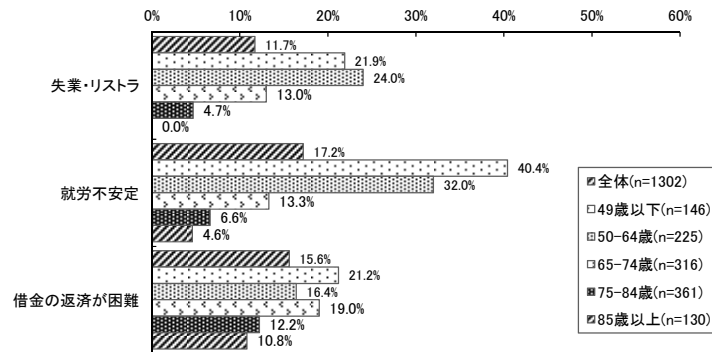
図表 2-78 世帯における認知症・障がい（「疑い」含む）のある人の有無



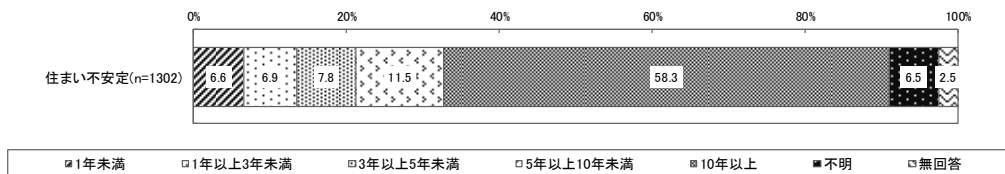
図表 2-79 併発しているその他の状況・課題（あてはまるものすべて）



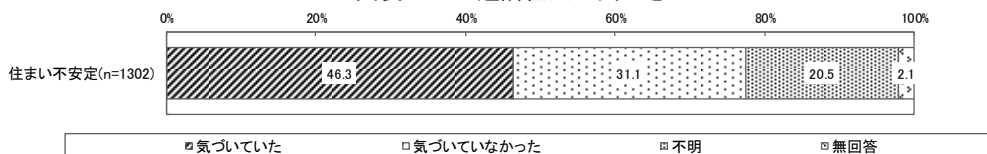
図表 2-80 年齢階層別 併発しているその他の状態・課題（あてはまるものすべて）  
（失業・リストラ、就労不安定、借金の返済が困難の3項目）



図表 2-81 居住年数



図表 2-82 近隣住人の気づき



### (3)「住まい不安定」の具体像

本調査では、社会的孤立状態にある人（世帯）がどのような課題を抱えているかを選択回答してもらおうと同時に、その人（世帯）の概要を記述してもらった。ここでは、「住まい不安定」が課題として選択されている調査票において、記述された事例の概要から、「住まい不安定」の具体的な内容を整理する。

#### 家賃滞納

家賃を滞納することで退去を求められるケース。

高齢者の場合、家賃滞納の具体的な理由について記述がない回答が多いが、事例概要から推測すると、年金収入のなかで他の出費を優先して家賃の支払いが滞るようになった、預金を取り崩して生活してきたが預金が底をついて家賃が支払えなくなったというケースが多いことが伺われる。

65歳未満で家賃滞納により退去を求められている場合は、就労不安定や失業、経営不振などにより収入が減ったり、病気やけがのため働けなくなって、家賃を支払えなくなる場合が多い。

- ・夫婦と子どもの4人世帯。夫の仕事が不規則で収入が安定せず、公営住宅の家賃を長年滞納しており、裁判により明け渡し執行となった。
- ・50代の母親と20代無職の息子の2人世帯。母親が入院により職を失い、全く収入がなくなった。母親の入院以前より、公営住宅の家賃を何年も滞納しており、役所から強制退去を宣告されている。
- ・50代の夫婦。夫の事業が失敗し、妻のパート収入で生活している。2年近く家賃を滞納している。滞納している家賃を払わない時は退去してもらおうと裁判所から通知が来たことで民生委員に相談があった。

#### 家主との摩擦（近隣住民とのトラブルやゴミ屋敷も含む）

家主と摩擦が生じていることで退去を求められるケース。

認知症や精神的疾患が背景にあり、家主とのコミュニケーションがうまくいかない事例や、部屋をゴミ屋敷状態にしてしまったこと、近隣住民とのトラブルを発生させていることで退去を求められる事例があった。家主が民生委員に相談をしてくる事例も多かった。

- ・被害妄想的な発言があり、家主との折り合いが悪い。
- ・認知症が進行し、アパート更新の際に家主から断られた。
- ・ゴミを階下に投げ捨てるため、近隣住民とのトラブルになっており、家主から退去を求められた。
- ・隣人から悪臭やゴキブリの苦情があり、部屋をあけたところゴミ屋敷状態だった。そのため家主から部屋をきれいにしたうえで退去を求められている。
- ・賃貸借契約の条件に違反して猫を飼い始めた。数か月後には猫が何匹にも増えており、家主から退去を言われている。

#### 【家主から民生委員に、退去してほしいと相談があったケース】

- ・家主から、新たに入居した方が独居は無理だと思われるとのことで、民生委員に相談があった。訪問してみると、聴覚障がいがあり、認知症の疑いもあった。家主は、火事に

なったら困るとガスを止めてしまった。

- ・入居者がアパートの住民に暴言を浴びせたり、嫌がらせをするので、アパートを出てもらいたいと、民生委員に相談があった。
- ・身寄りのない高齢の女性ひとり暮らしを心配して家主から相談があった。家主自身も高齢で万が一のときの対応に不安があるため、女性が安心して暮らせる施設へ移ってほしいとのことだった。

#### 【家主から民生委員に、入居者の家賃滞納に関する相談】

- ・60代のひとり暮らし男性。過去に部屋がゴミ屋敷状態になり、家主が手伝って片付けたものの、すぐに元に戻ってしまった。さらに、家賃も遅れがちになっているとの相談が家主から民生委員にあった。
- ・70代ひとり暮らしの世帯で何とか働いて生活していたが、腰を痛めて失業。アパートの家賃が滞るようになって、家主から民生委員に相談があった。

### 老朽化・建て替え

老朽化や建て替えを理由に退去を求められるケース。

老朽化や建て替えのためや、地震によって住宅が被害を受けたため、退去を求められるケース。

- ・家が古く、倒壊の恐れがあるため、家主から出てほしいと言われている。
- ・アパートが地震で大規模半壊状態となり、家主が退去を要請したが、転居先を確保できない。
- ・80代女性ひとり暮らし。アパートの建て替えのため、転居を求められているが、借りられる物件がない。

### 家族の不仲

家族の不仲により家を追い出されるケース。

同居している義理の息子や娘との不仲、同居しているきょうだいの不仲により家を追い出される事例、本人が家を飛び出してしまうという事例もあった。

- ・70代女性。アパートで息子夫婦と生活しているが、アパートが狭いうえ、嫁との仲が悪く、虐待に近い扱いを受け、一時的に知人宅に転がり込んでいる。
- ・80代女性。娘夫婦と同居していたが、うまくいかず、知り合いの事務所の台所を間借りする。出て行ってほしいといわれているが、お金もなく、行くところがない。
- ・40代女性、夫とふたり暮らし。離婚されそうだが、そうなったら行き場がないと相談があった。
- ・30代無職の男性。父親から家賃を払えと言われるが、お金がなく、車中に寝泊りしている。

### 保証人の不在

保証人が不在であることにより家を借りることができないケース

「住まい不安定」につながる課題によって退去を求められ、住居を探すものの、保証人がいないため住居が決まらない事例が多くみられた。また、それまでは継続的に賃貸借契約を更新してきたのに、高齢を理由に保証人を要求されるという事例もあった。それに伴って、民生委員が保証人になったという事例も複数みられた。

### 【保証人が見つからない事例】

- ・40代の夫婦と子の世帯で、夫が亡くなった。公営住宅の賃貸契約者を妻に変更するために保証人を立てるように市役所から指導されたが、親、兄弟がなく、保証人が見つからない。
- ・家主から立ち退きを求められているが、公営住宅は保証人がいないため入れない。
- ・60代ひとり暮らし女性。現在アパート住まいだが賃貸契約更新にあたって保証人がおらず、相談に来た。保証会社という方法もあるが、そのためのお金がない。
- ・立ち退きを迫られている状況下で公営住宅に度々申込みを続けた結果、何度目かで権利を得たが、保証人を確保できず入居できなかった。

### 【保証人を見つけた、保証会社を利用した事例】

- ・アパートを立ち退くようにいわれて、新しい家を探しているが、保証人がいなくて困っていると相談があった。親類と疎遠で保証人を頼めないとのことだったが、民生委員が間に立って、親類に保証人になってもらい解決した。
- ・家賃を1年以上滞納し、家主から退去を求められており、生活保護受給の枠内のアパートを民生委員が探した。保証人が見つからず苦労したが、保証会社つきで入居した。

### 【民生委員が保証人になることを求められた事例】

- ・ローン返済が困難になり、家を競売に出すため、新居を探したいが保証人になってくれないかと民生委員に相談に来た。できないことを説明し専門機関等を紹介しようとするが、本人が強く拒み、だんだんと誹謗するような言動が増えた。
- ・70代ひとり暮らし男性。白内障の手術および引越しを希望しており、それぞれの保証人になってくれる人がいないので、民生委員になってくれるように要請された。

### 【民生委員が保証人を引き受けた事例】

- ・民生委員が保証人になって入居したアパートの家主から、近隣住民とのトラブルのため退去してほしいとの相談があった。市役所の協力を得て、アパートを掃除して退去し、知人の家主に頼み、新たな借家に引っ越してもらった。
- ・ひとり暮らし高齢者で、兄が所有する家に住んでいたが、兄が家を手離すことになり、退去する必要が生じた。生活保護の受給申請をして、民生委員が保証人になり、民間の賃貸住宅に入居した。
- ・山の奥のほうに住んでいて、人との関わりがなく、家も倒壊寸前だった。行政に家を探してもらい、民生委員が保証人を引き受けて、引っ越しが完了した。

### 持ち家の場合

持ち家ではあるものの、住宅ローンの返済ができない事例や老朽化に対応できない事例、権利関係が複雑で必要な対応とれない事例もあった。

- ・親と息子でローンを組んで住宅を建てたが、息子が家を出てしまい、親が年金収入から息子分のローンを返済しており、生活が苦しい。
- ・住宅ローンの返済が滞っていたため、自宅が不動産会社に引き渡されることになった。退去しなければならないが、行くあてがない。
- ・家は傷みが酷く、天井から空が見える状態。修復するお金はない。
- ・不法な建て方をした家を購入。地震により大きく亀裂が入っている。
- ・80代母親と50代無職の息子の世帯。息子が自宅を担保に借金した。しかしその借金を返済できずに立ち退きを求められている。



#### (4) 相談支援の経過と支援後の状況

相談支援のきっかけとしては、「本人・家族からの相談」(26.5%)、「委員自身の訪問」(22.2%)、「近隣住民からの相談」(19.0%)で全体の約7割を占める。記述された事例概要にある家主からの相談は、「近隣住民からの相談」に含まれていると考えられる。

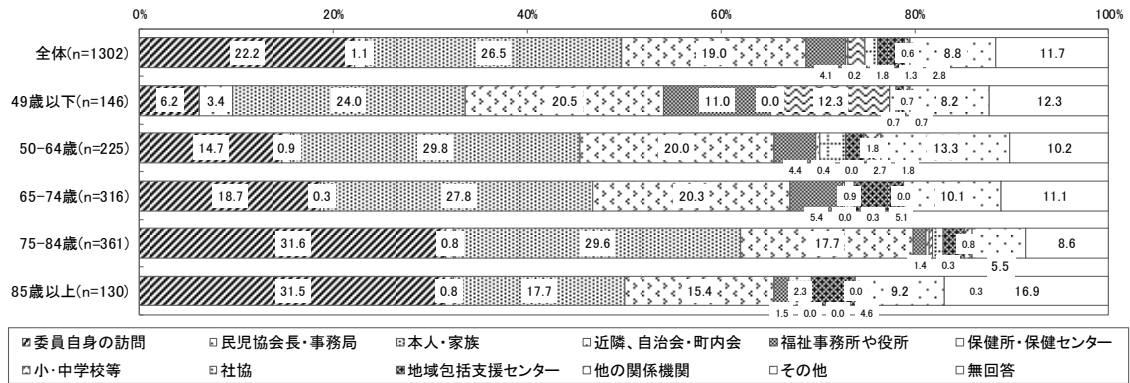
年齢階層別にみると、年齢が上がるとともに、民生委員自身の訪問がきっかけとなって把握される例が増え、75歳以上では3割超が委員自身の訪問が相談支援のきっかけとなっている。高齢者基礎調査等で訪問した際に発見した事例が多いと考えられる。また、49歳以下では、「学校(小・中学校等)からの連絡」が他の年齢層に比べて多く、子どもについての相談もきっかけになっていることがわかる。

約8割はつなぎ先があったとしており、「福祉事務所や役所」(26.5%)、「介護関係機関」(26.7%)につないだ割合が高い。支援内容として最も多いのは「住まいの確保支援」であり(39.3%)、次いで収入の安定のための「生活保護申請」(35.9%)、「定期的な訪問」(30.8%)、「介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援」(26.4%)が続く。当然ではあるが、つなぎ先の支援として高い割合で「住まいの確保支援」が行なわれている。一方で、つなぎ先があった場合でも、民生委員や民児協が単独で行なった支援として、10事例に1事例の割合で「住まい探しの手伝い」が、20事例に1事例の割合で「引越しの手伝い」がそれぞれ挙げられていた。つなぎ先がなかった場合、この割合が大きくなる。記述された事例概要からも、民生委員が不動産屋を一緒に回った事例や民生委員の知り合いの貸し主に頼んだ事例も多くみられた。また、賃貸借契約にあたり民生委員が保証人になったという事例も複数みられた。このように、つなぎ先が住まいの確保支援を実施している場合が多い一方で、民生委員住まいの確保の支援を直接行なわなければならない状況も多いことがわかる。

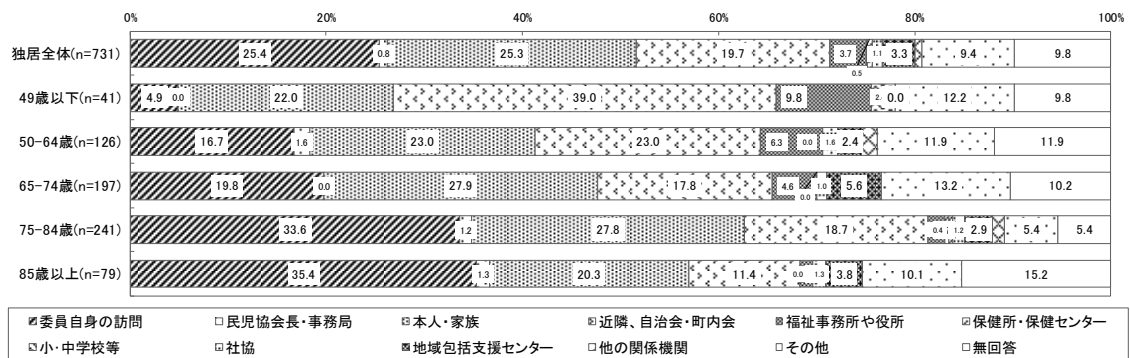
支援後の状況については、約5割が「解決した」「改善した」と回答している。年齢別にみると、75歳以上でひとり暮らしの高齢者では「解決した」の割合が35%前後に上る。記述された事例概要をみると、75歳以上でひとり暮らしの高齢者の「解決した」割合が大きいのは、施設に入所することで、住まい不安定を含む課題が解決したという例が一定数含まれるためと考えられる。一方、65歳未満では、「解決した」割合が小さくなるものの、「改善した」割合が大きくなる。事例概要からは、生活保護を申請受給したことで、住居を確保したとの事例も多くみられた。

つなぎ先の有無で「解決・改善」の割合を比較すると、つなぎ先があった場合で53.0%、つなぎ先がなかった場合で37.9%であった。つなぎ先があることが有効に働くことは間違いないが、つなぎ先があったとしても、支援を実施しなかった(できなかった)場合も一定数あり、その場合は「解決・改善」の割合が大幅に下がる。これは当事者本人が支援を拒否する、会うことを拒否するという理由も考えられ、まず信頼関係の構築を目的に、支援内容として「定期的な訪問」が多くなっていると考えられる。

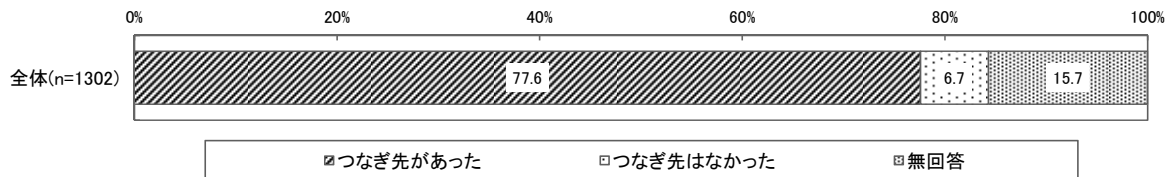
図表 2-83 本人年齢階層別 相談支援のきっかけ



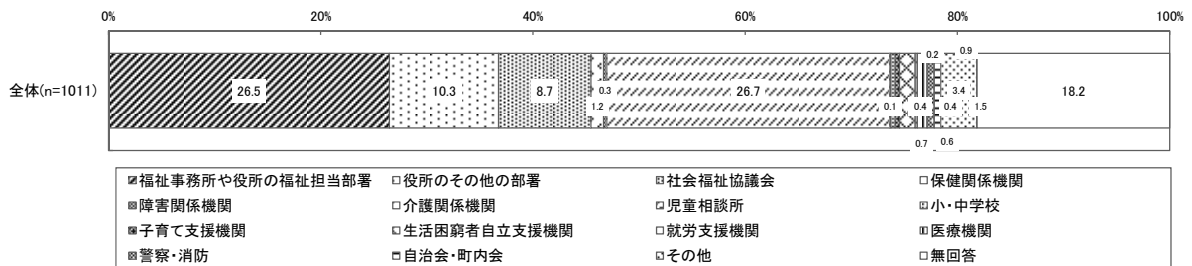
図表 2-84 本人年齢階層別 相談支援のきっかけ（独居世帯のみ）



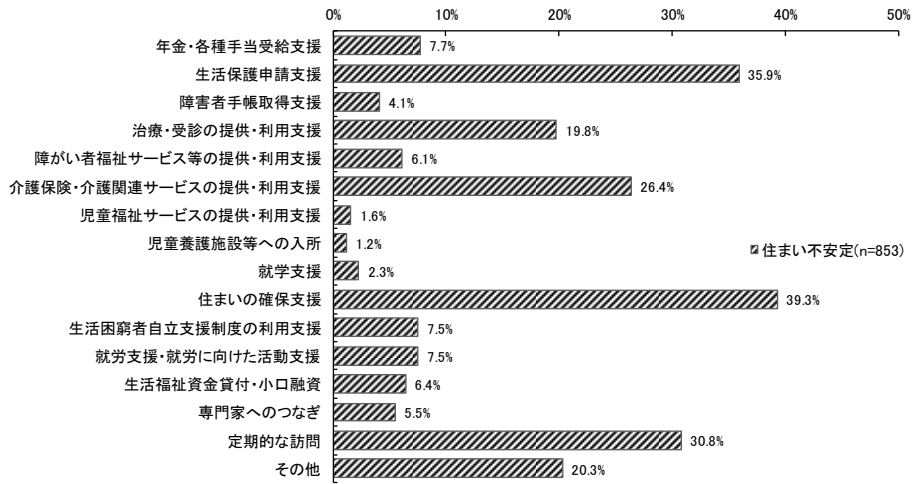
図表 2-85 つなぎ先の有無



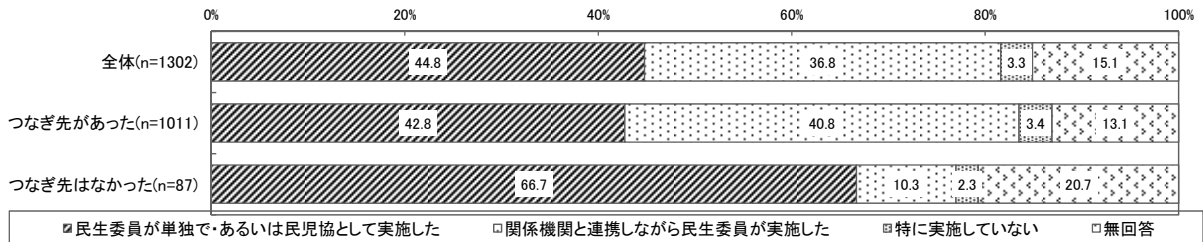
図表 2-86 つないだ先の機関（つなぎ先があった場合のみ）



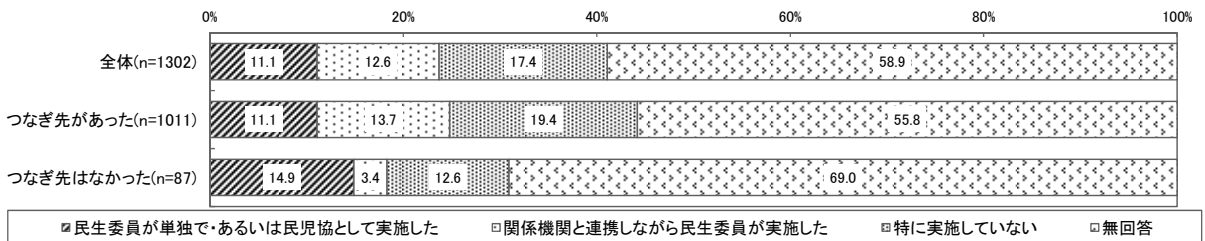
図表 2-87 つないだ先の機関による支援の内容（支援を実施した場合、あてはまるものすべて）



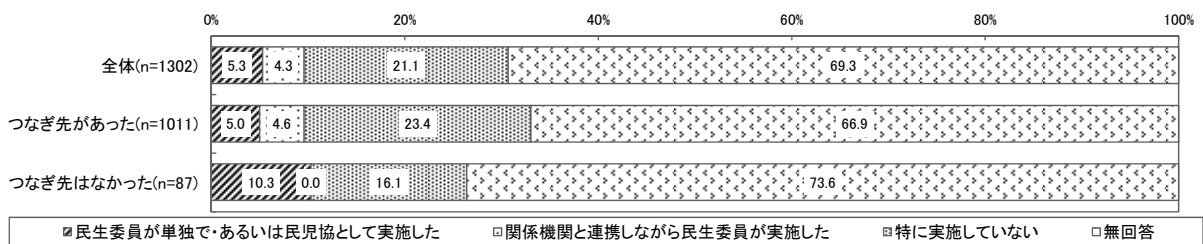
図表 2-88 民生委員や民児協による支援の内容①継続的な見守り・声かけ



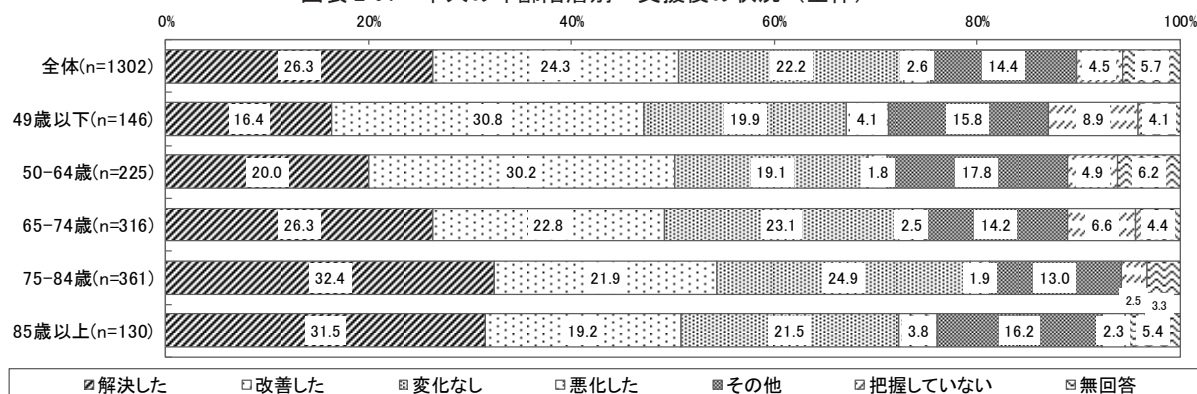
図表 2-89 民生委員や民児協による支援の内容②住まい探しの手伝い



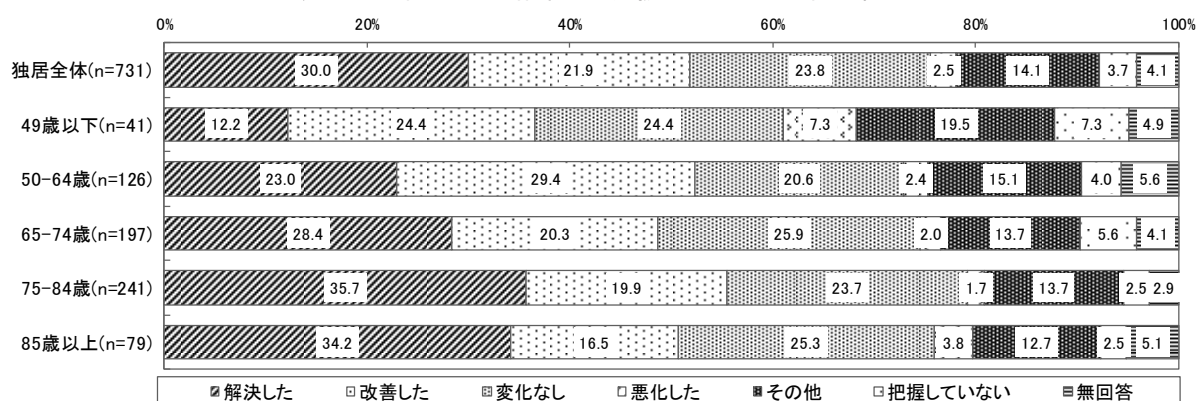
図表 2-90 民生委員や民児協による支援の内容③引っ越しの手伝い



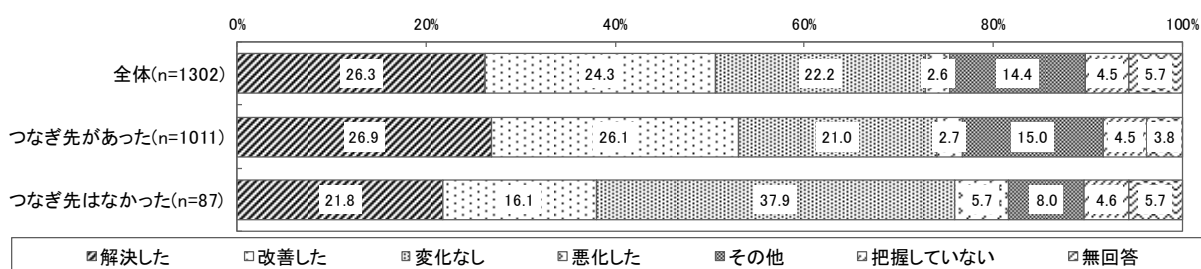
図表 2-91 本人の年齢階層別 支援後の状況（全体）



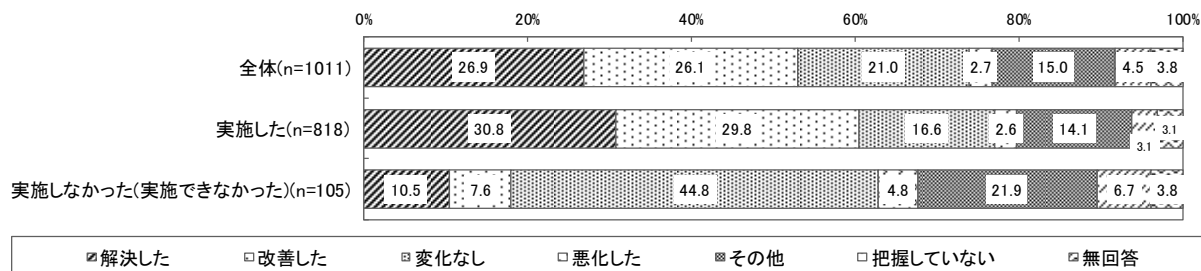
図表 2-92 本人の年齢階層別 支援後の状況（独居世帯のみ）



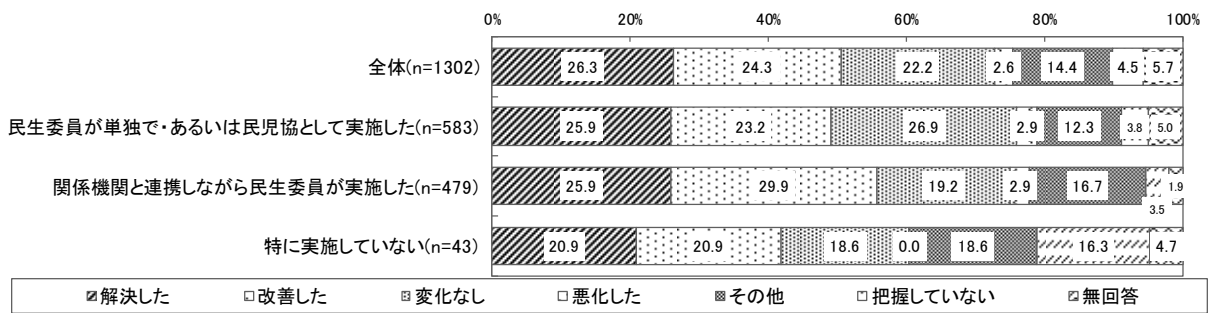
図表 2-93 つないだ先の機関の有無別 支援後の状況



図表 2-94 つないだ先の機関による支援実施有無別 支援後の状況（まだ実施していない、不明、無回答は掲載省略）



図表 2-95 民生委員自身・民児協による見守り実施有無別 支援後の状況



## (5)「住まい不安定」にある人（世帯）に対する支援に関する考察

本調査では、社会的孤立状態にある人（世帯）がどのような課題を抱えているかを選択回答してもらおうと同時に、その人（世帯）の概要を記述式で回答してもらった。

その事例概要を踏まえると、「住まい不安定」という課題への支援については、2つの目的があると考えられる。1つは「住まい不安定」の原因となる課題の解決に向けた支援であり、もう1つは、新たな住まいの確保に向けた支援である。

そこで、ここではこの2つの目的に分け、支援経過の傾向等を整理する。

### ①住まい不安定の原因となる課題の解決

#### ア) 要介護あるいは認知症高齢者

要介護あるいは認知症の高齢者が賃貸住宅から立ち退きを求められている場合、その原因が家賃滞納・家主との摩擦・建物老朽化のいずれであっても、施設への入所が結果的に解決につながった例が少なくない。施設入所にあたって、年金・生活保護の受給支援や障害者手帳の取得支援など、利用料負担や減免を受けたりするために必要な手続きを並行して行なうことも多くなっている。

住まい不安定の事例全体のうち、本人が65歳以上で認知症がある場合（n=146）に、介護保険・介護関連サービスの利用をした割合は58.9%であった。このうち「解決した」「改善した」割合は6割を超えている。要介護あるいは認知症のある高齢者の場合、介護や生活保護等の公的支援につなぐことで、「住まい不安定」という課題も解決に至る可能性が大きいことが伺われる。

民生委員による支援の主なつながり先を見ても、介護関係機関や福祉事務所等が多くの割合を占めていることから、こうした連携を今後も継続できるようにすることが重要だと考えられる。

#### イ) 家賃滞納

経済的な理由から家賃を滞納して転居を求められている場合は、「収入を増やす」「家賃の安い住宅に移る」「家計管理」などの解決策が考えられる。

#### 《就労または各種手当受給により収入を増やす》

稼働年齢層の同居者が世帯にいれば、無職の人が就職したり、パート等で就労中の人が就労時間を増やすなどにより収入を増やすことができる可能性がある。ただし、母子家庭の場合には、就労していても、家賃・生活費をまかなうに足る収入を安定的に得ることが難しいという現状もある。一方、高齢独居世帯、高齢者のみの世帯、高齢者と障がい者の世帯などでは、就労による収入増は見込みにくい。この場合には、生活保護など各種手当の申請を支援し、受給につなげることで、収入を安定させ、家賃滞納とならないようにした事例があった。

いずれにしても、収入を増やすことを実現するためには、まず、民生委員から就労あるいは各種手当受給の支援を提供できる機関や窓口につなげるのが重要といえる。

#### 《収入に見合った家賃の安い住宅に移る》

収入を増やすことが難しい場合には、収入に見合った家賃の安い住宅に移ることが考え

られるが、事例概要では、本人の納得が得られず転居先が決まらないという事例も多くあった。

また、転居先が決まったとしても、賃貸借契約には保証人が必要なことが多く、親族の協力が得られず保証人が確保できないために、入居できないという事例も多くあった。保証人が求められるのは民間の賃貸住宅に限らず、公営住宅でも求められる場合が少なくなかった。

家賃の安い公営住宅などの可能性を検討し、そうした住宅への入居の支援につなぐことが有効だが、当事者本人の状況によっては保証人が課題となる場合もあるため、地域において保証人となることができる者の確保も課題である。

#### 《家計の支出構造を見直して家賃を滞納しないようにする》

ギャンブルやアルコールなどの依存症で支出の優先順位を間違えてしまう、また、借金の返済が家計を圧迫して家賃の支払いが滞りがちになる場合には、依存症改善のための受診につないだり、弁護士等の専門家につないで自己破産したりするなどの方法が考えられる。

また、生活困窮者自立支援制度の利用も考えられるが、本調査で把握した「住まい不安定」事例のうち、生活困窮者自立支援制度につないだ事例は1.5%にとどまった。生活困窮者自立支援制度につないだ割合は、自治体の規模によって大きな差はなかった。今回の調査時期が生活困窮者自立支援制度施行から1年半という時期であったことも関係するが、民生委員にとって自立相談支援機関が身近なつなぎ先となっていないことが伺われる結果となっている。

#### ウ) 家主との摩擦（近隣住民とのトラブルやゴミ屋敷も含む）

家主との摩擦には、認知症や精神的疾患があつてコミュニケーションがうまくいかない場合や、近隣住民とのトラブルを起こしている場合、家をゴミ屋敷状態にしている場合等が考えられる。

認知症や精神的疾患がある場合には、ケアマネジャーなどの専門職が間に立つことによって、家主の理解を促進したという事例があつた。また、ゴミ屋敷状態にしている場合には、いったん行政や地域住民の力を借りて家を片付けるとともに、介護保険サービスや福祉サービスを定期的に利用することで、家主と地域との摩擦をやわらげることができたという事例もあつた。

近隣住民とのトラブルとなっている場合、民生委員のみが本人と接点をもっていることも多いため、民生委員が本人と家主との仲介役にならざるを得ない事例もあつた。そうした場合、民生委員の負担が大きくなってしまつたため、今後は行政等の介入も期待される。

#### ②新たな住まいの確保にあたって

「住まい不安定」の理由となる課題を解決するとともに、転居先として新たな住まいを探すことが必要となる。この場合、民生委員や民児協が家探しや引越しを手伝うという事例が多くみられた。

また、保証人確保も大きな課題となる。賃貸借契約には保証人が必要なことが多い。保証人は多くの場合、血縁者であるが、本調査で把握した社会的孤立状態にある人にとっては、親族がいなかったり、いても不仲で保証人を引き受けてもらえなかったりして、保証人を見

つけることが難しい例が多くみられた。さらに、経済的な理由により、保証料を必要とする保証会社を利用することが難しい場合も多い。

年金収入や生活保護費で安定的に家賃を支払う余地がある人でも、保証人がいないために賃貸住宅の契約を結ぶことができず、必ずしも質が担保されていない集合住宅などを利用せざるを得ない実態があると考えられる。

民生委員にとって、保証人となってくれる親族を探し出すことが負担となっているという事例も多くみられた。また、なかには民生委員に保証人になってほしいという依頼があったり、やむなく民生委員が保証人を引き受ける事例があったが、これらはいずれも民生委員の職務を超えるものである。

今後の高齢化や世帯構造のさらなる変化を踏まえれば、ひとり暮らし高齢者をはじめとする、保証人となってくれる人が周囲にいない者が、今後、さらに増えていくと予想される。民生委員が保証人にならざるを得ない状況に目を向け、保証人が不要な公営住宅等の充実、また公的な保証制度の創設などの仕組みを検討し、構築していくことが期待される。



## 4. 社会的孤立を背景に課題を有する人への支援の充実にむけて

### (1) 社会的孤立を背景にした課題の構造

#### ①課題の特徴

##### ア) 複合的に存在する課題

今回の調査では、社会的孤立を背景に課題を有している人（世帯）には、さまざまな課題が複合的に存在することが明らかとなった。選択肢として31項目の課題を示したが、平均して3.4項目の課題が挙げられた（全53,454件の平均）。

これを第1～3節で着目した3つの課題別にみると、「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の人（世帯）では4.1項目、「65歳未満のひきこもりまたは親の年金頼みで子が無職」の人（世帯）では4.4項目、「住まい不安定（立ち退き等）」の人（世帯）では4.2項目と、いずれも全体平均を上回る課題を抱えていた。例えば、「住まい不安定（立ち退き等）」の世帯は、「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」、「就労不安定」で「借金の返済が困難」などの課題も同時に有している例が多かった。

3つの課題に共通するのは、「身体的な病気・けが」「知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）」「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」などの疾患、「必要な介護や生活支援を受けていない」「認知症」「外出が困難」など高齢者に多く当てはまる状況、そして「近隣住民とのトラブル」が同時に現れることが多いことである。

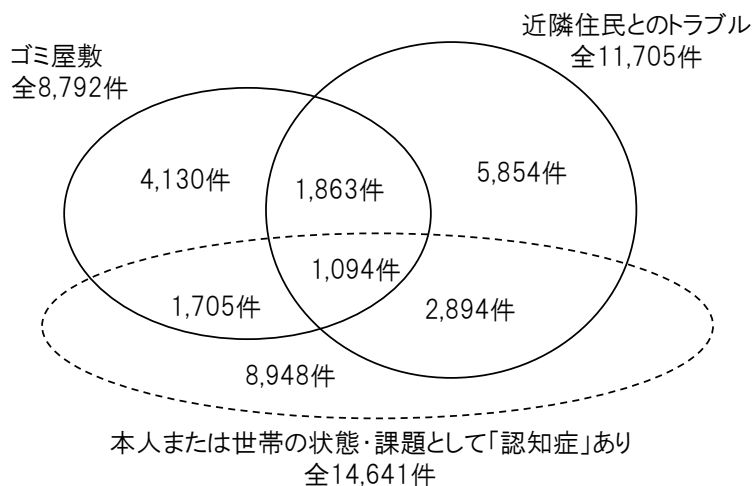
##### イ) 地域から見えにくい課題

また、今回の事例から伺われることとして、地域から見えにくい課題を抱えている人（世帯）が多いことが挙げられる。「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の15.2%、「本人が65歳未満でひきこもりあり」の20.3%、「住まい不安定」の31.1%は、近隣住民が気づいていなかった。

「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」を例に挙げると、ゴミ屋敷状態のうち近隣住民とのトラブルには至っていない事例が全体の3分の2を占めていた。これは家の中がゴミ屋敷状態になっているものと考えられる。一般に、いわゆる「ゴミ屋敷」と言った場合、家の敷地一杯にゴミが積み上げられていて、周囲から見えるような状態を想像しがちだが、今回の分析では、外からは見えないものの、家の中はゴミが一杯といった不衛生な状態であり、健康面でも大きな影響を及ぼしているケースが多いことが明らかとなった。

また、近隣住民は気づいていないが、家の中はゴミ屋敷状態になっている例のうち、本人が認知症（疑い含む）であるものが3分の1を占めており、本人もゴミ屋敷状態という課題を認識できていない状態である可能性も高いといえる。

しかし、そうしたなかにあっ



て、民生委員が訪問活動に力を注いでいることにより、地域では未だ把握されていないこうした世帯の課題を把握することができ、支援につながっているケースも多いと考えられる。

## ②民生委員による関わりの経緯

### ア) 多くの当事者が自ら SOS を発しない

今回の調査では、「社会的孤立」を「周りに助けを求められる相手がいない状態、また、その人の周りにその人を気にかける人が誰もいない状態」と定義した。したがって、今回の調査の対象とした人（世帯）は、相談できる相手がほぼいない状態にあるといえる。

もちろん、相談相手がいなくても、自ら課題を発信し、解決方法を見つけることができれば状況が改善する可能性はある。しかし、認知症や障がいなどがある場合には、自らの状況を客観的に認識できていない場合も少なくないと考えられる。「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の事例のうち、本人・世帯の課題として「認知症」を有する割合は29.7%、「知的・発達障がい、精神障がい（疑い含む）」は20.9%である。また「住まい不安定」の事例のうち、「精神的疾患・精神面の不調（うつ等）」を有する割合は18.0%である。このことから状況を認識できていないことに加えて、SOSを発する意思・意欲が低い状態にある可能性もある。

本人自らがSOSを発することが難しい場合には、その人の課題に誰かが気づくことが支援の出発点になる。今回の調査では、地域住民、町内会・自治会からの相談がきっかけとなったものが「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の事例の33.5%、「本人が65歳未満でひきこもりあり」の28.3%であった。また、民生委員の訪問が支援のきっかけとなったものは「住まい不安定」の事例の22.2%、「近隣住民とのトラブルまたはゴミ屋敷」の事例の21.9%、「本人が65歳以上で親の年金頼みで子が無職」の23.4%であった。

このように、地域から課題が見えにくい、あるいは自らSOSを発信しづらい人（世帯）に対し、民生委員の訪問や近隣の住民からの相談をきっかけにして関わりが始まっている例は少なくない。まさに、民生委員が社会的孤立状態にある人（世帯）を把握するアウトリーチの機能を果たしているといえる。

### イ) 課題の深刻化、課題の連鎖

その人の課題に誰かが気づくことが支援の出発点になる。しかし、近隣住民が気付くことができるのは事態がかなり深刻化してからの場合が多い。前述したように、ゴミ屋敷状態のうち3分の2は近隣住民とのトラブルに至っていない。認知機能の低下や心身の衰えにより、ゴミ出しが困難になっても、そのゴミが自宅の中にある限り、近隣住民はその状況に気づきにくい。近隣住民が迷惑するほどの悪臭や害虫が発生するようになって、はじめて個人・家族の課題ではなく、地域・社会の課題として認識されるようになる。

また、課題が連鎖的に起こることにも目を向ける必要がある。例えば、80代の親と50代の無職の息子とのふたり暮らしで主な収入が親の老齢年金である場合、息子が近隣住民とのトラブルなどを起こすことなく平穏に生活しているのであれば、その時点ではまだ問題は顕在化していない。しかし、親が施設に入所したり亡くなると収入が絶たれ、家賃滞納から住まい不安定になったり、いわゆるゴミ屋敷化したりして、近隣住民とのトラブルになったりする。本調査で把握された「親の年金頼みで子が無職」の事例では、親がいなくなった場合に他の課題が生じたケースが多くみられた。

このように、本調査で把握された事例からは、地域から見えにくい状態であっても課題を

把握し、早いタイミングで支援につなげることの重要性が明らかとなっている。

## (2) 社会的孤立状態にある人（世帯）の支援に関わる民生委員活動の実態と課題

### ① 民生委員の経験年数による「支援力」の相違

民生委員は経験を通じて、支援が必要な人を発見する力、課題を発見する力、ならびにその背景となる要因や同時に起きている課題を発見する力が高くなっていく。

社会的孤立を背景とした課題を抱える人（世帯）を発見し、支援した経験を有する委員の割合は、在任期間が長い人ほど大きくなっており、在任期間が長い委員はより課題発見力が高いといえる。これは本人の訪問活動等に加え、民生委員が有する地域住民との人的ネットワークを通じて寄せられる情報が増加することが背景にあると考えられる。本調査で、在任期間が長い委員ほど民生委員活動を応援してくれる地域住民の数が多く、また、民生委員の活動や役割を知っている住民の割合も高くなることが明らかになっている。

さらに、在任期間が長い委員は、地域のなかで顕在化している課題だけでなく、その背景要因や家族の中で同時に生じている課題などを想像しながら家庭に向き合う力をより有しているといえる。その人・世帯が抱えている課題として31項目の選択肢を示した本調査において、1期目の委員は平均3.2項目を把握していたのに対し、5期目以上の委員では3.7項目を把握していた。例えば目の前にある「ゴミ屋敷」という事象だけでなく、認知症や知的・発達障がい、精神的疾患や依存症などの背景要因や、必要な介護や生活支援を受けていない、あるいは在宅介護が困難な状況にあるといった課題にも目を向けているといえる。

もちろん在任期間が短い委員であっても、民生委員はそれぞれ民児協組織の一員として活動している。単位民児協の中で、在任期間が長い委員が持つ情報や知識、ノウハウを共有したり知恵を出し合ったりする取り組みを充実させていくことで、個人の経験差を補完していくことが期待される。

### ② つなぎ先の重要性

つなぎ先があったかどうかについては、民生委員の在任期間による大きな違いはみられない。制度化されている公的なサービスにつなぐことについては、経験によって大きく左右されるものではないことが伺われる。前述のように民児協内でのアドバイスなどの補完が機能していることも要因と考えられる。

本調査で把握された事例をみると、専門機関があっても支援につながらない場合も少なくない。つなぎ先である行政機関等の職員の相談援助技術や支援経験によるところも大きく影響すると考えられる。支援を拒否しがちな当事者とどう向き合い、支援を受け入れてもらえるか、そこにはケースワークの力量が問われるのである。「本人が65歳未満でひきこもりあり」の事例のうち、つなぎ先があった場合は「解決」「改善」した割合が4割を超えるのに対し、つなぎ先がなかった場合には2割に留まる。

課題を抱えている人（世帯）を専門機関につなぐ場合、対象者が高齢者であれば、地域包括支援センターがワンストップ窓口として機能しているといえる。実際、多くの民児協で、地域包括支援センターは活動の重要な支え手として認識されている。高齢者以外についても同様に、複合的な課題にワンストップで対応する窓口の充実が、支援の円滑化につながると考えられる。

現在、国は地域共生社会づくりを進めており、その実現のためには、「住民自身による地

域課題の把握と解決への取り組みの促進」「支え手、受け手を固定しないお互い様の地域づくり」が重要とされているが、何よりも「それらを市町村行政が責任を持って支えるとともに、ケースに応じて専門的・総合的な支援が提供される体制の確立」が前提にあつてこそといえる。その中心として期待されている生活困窮者自立支援制度は、経済的な困窮状態にある人を年齢に関係なく対象としており、今回把握した事例の中でも家賃滞納や就労不安定など、本制度の対象者となりうる人が多数みられた。しかし、民生委員が生活困窮者自立支援制度につないだ事例は全体の約1%にとどまった。今回の調査時期は生活困窮者自立支援制度施行から1年半という時期であり、民生委員においても生活困窮者自立支援制度への理解が十分に進んでいないことや、当事者本人がその利用を拒否することなどにより、その役割を十分に発揮するには至っていない状況があつたものと考えられる。

### (3) 社会的孤立の状況にある人（世帯）に対する支援の充実に向け期待される取り組み

#### ①時間を要する支援

支援の実効性には、別居している娘や息子、姪や甥などのキーパーソンの有無が影響を与える場合もある。疎遠になっていた親族などを見つけて連絡をとり、さらに支援のキーパーソンになってもらうよう理解を得るのは大変なことも少なくないが、理解が得られた場合にその効果は大きいといえる。

また、課題に対応可能なつなぎ先の専門機関が地域に存在したとしても、本人が有するもともとの状況や課題の難しさによって支援の具体化までには時間を要する場合もある。例えば、本人に会うことすら難しい「ひきこもり」や、本人自身の意欲が重要になる就労は、適切な支援機関につないだとしても、支援開始までに長い時間を要するケースが多くみられた。

さらに、支援をしなかった（できなかった）事例をみると、本人や家族による拒否が多くを占めている。しかし、前述したとおり、例えば「親の年金頼みで子が無職」や「ひきこもり」の事例のように、当初は家庭の中の課題だったものが、長期化すると課題が複合化・深刻化し、地域の課題となる場合もある。時間をかけて、本人との信頼関係を構築し、支援を受け容れるように促すことが、地域課題の予防あるいは解決につながると考えられる。

調査結果から、支援しても解決・改善に至らなかった事例がかなりの割合に上っていることを踏まえると、短期間で効果を上げられるケースばかりではなく、支援には時間を要することも意識し、支援の開始に至るまでの本人との信頼関係の構築やキーパーソンの把握といった段階を踏みながら支援を進めていくことが重要といえる。

#### ②契約等に係る制度面での見直し

支援の実現にあたっては、キーパーソンが重要になる場合が多い。今回着目した「住まい不安定」の課題に関して言えば、賃貸住宅からの立ち退きを求められている人が転居する際に、賃貸借契約で求められる保証人もその一人である。保証人になってもらえる親族を見つけること、あるいは不仲な親族を説得することが、支援実現のステップになることは少なくない。

「保証人」の機能を分解すると、契約締結にあたり本人に代わって理解して本人に説明する、賃貸住宅でのトラブル（例：賃貸住宅で火の不始末や水漏れ等の事故）発生時に保証債務を負う、本人死亡時の死後事務や身元引き受け、といった要素に分解できよう。事例で

は、この役割が民生委員に求められた場合が少なくなかったが、それは民生委員の職務を超えるものといえる。

年金収入や生活保護費で家賃を支払うことができたとしても、保証人がいないために賃貸住宅の契約を結ぶことができず、やむなく、十分な質が担保されていない集合住宅を利用せざるを得ない実態もある。

人口や世帯の構造を踏まえると、「血縁」が少ない状況にある人（世帯）は、今後一層増えていくものと考えられる。平成 29 年 10 月から施行された、新たな住宅セーフティネット制度の周知や活用なども期待される場所であるが、とくに公営住宅における賃貸借契約のあり方は今後早期に検討が行われるべきである。

### ③地域力の向上

公的な支援に加え大切であるのは、住民互助等の地域の力である。民生委員による、地域住民に対するインフォーマルな力の巻き込みにおいては、経験の長さがものをいう場合が少なくない。

今回の調査結果からは、在任期間が長い委員ほど、地域に民生委員として顔を知られていて、民生委員活動を応援してくれる地域住民の数が多いことが明らかになった。課題を抱える人（世帯）を支援するにあたって、民生委員一人で背負い込むのではなく、地域住民を巻き込んでいくことが、今後は一層重要になっている。

社会的孤立状態にある人（世帯）のなかには、専門機関を拒否する事例も多く、民生委員だけを介して地域とつながっている事例も多かった。このような場合、当該地域を担当する民生委員が交替することにより、こうした世帯が再び地域から孤立してしまう危険性がある。したがって、民生委員が地域住民を巻き込みながら本人と接することにより、継続的な支援につながるといえる。それは国が掲げる地域共生社会の実現につながるが、そのためには専門職・専門機関による包括的・総合的な相談支援体制の確立が前提となる。専門職による相談支援体制が確立されたうえで、民生委員が地域とのつながりを再構築するきっかけを作りつつも、住民との関わり、そしてそれを専門機関等がきちんと支援していくことができこそ、成果が現れるまでに長い時間を要する社会的孤立を背景に課題を抱える人（世帯）の支援が可能になるといえる。

本調査からは民生委員活動を通じて、地域から見えにくい課題を有する多くの世帯が把握されていることが明らかになったが、今後は民生委員自身の訪問のみにより社会的孤立を背景とした課題を抱える人（世帯）を見つけることには限界もある。今後は、これまで以上に地縁の力の応援が必要といえる。

また、専門機関による相談支援体制の充実も必要である。複合的な課題を有する人（世帯）への支援には、やはり専門機関による適切なアセスメントや制度の利用支援が不可欠である。今回の調査でも、障がいや認知症、あるいは経済的困窮など、専門機関による支援につなげる必要の大きい課題が多くみられ、専門機関による支援につながれば状況が改善していく場合も多いことが明らかになっている。しかし、就労支援をはじめ、生活困窮者の相談窓口、あるいは医療機関などは、都市部と比べて町村部においては必ずしも充分とはいえない現実も今回の調査からは明らかとなっている。今後は、専門的な相談支援体制を充実させ、民生委員がそうした専門的な相談支援につなぎやすいような体制の構築が求められている。



## 調査 1

# 「民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある 世帯への支援に関する調査」

## 事 例 編

※掲載事例は、第2章で取り上げた「課題」を有する人（世帯）に関して記述があった具体的事例の一部です。単位民児協等において、事例検討などにご活用ください。

※掲載している事例は、記述回答された事例をもとに、個人を特定できないように、事務局において加工しています。





事例 No. 1							地域区分	町
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	親の年金頼みで子が無職 ひきこもり ゴミ屋敷							
70代の母親と知的障がいのある40代の娘の二人暮らし。生活保護と母親の少ない年金だけで生活しており、電気代が払えず電気を止められることもあった。娘は就労していない。以前は就労していたが、10年前に辞めて以降引きこもっていた。家もゴミ屋敷となっており、隣近所からも苦情があつて、行政も関わっている。トイレ、風呂も使えない状態であったため、引越先を選定中に母親が亡くなり、娘は一人きりになる。きょうだいも親戚もいなかったが、公営住宅を借りられることになり、就労支援事業所で働き始めた。								
世帯人数	2人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給あり	
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無		いない	
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上		
相談支援のきっかけ	その他の関係機関からの連絡							
つなぎ先の有無	つなぎ先があつた				つなぎ先 機関	市・区役所、町村役場のその他の部署		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	障害者手帳取得支援、治療・受診の提供・利用支援(医療費・保険料減免手続き含む)、住まいの確保支援、生活福祉資金貸付・小口融資、定期的な訪問、その他							
課題困りごとの変化	改善した							

事例 No. 2							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	ゴミ屋敷 身体障がい(疑い含む) 必要な介護や生活支援を受けていない							
60代夫婦、長女とその息子(孫)の4人暮らし。夫は脳出血で倒れ右半身に麻痺が残つたが、障害年金の申請をしなかったため経済的に困窮。長女は家にひきこもり、その息子は幼稚園にも行っていない。家の中は天井までゴミが積みあがっている。冬にストーブも使えず、親族から、相談があつた。妻に状況を聞きに行ったが、年金手続き他、行動を起こすことはなく、状況が変わることはなかった。市役所、保健師、社協と支援の方法を話し合い、生活困窮者自立支援制度を利用して支援することができた。年金申請やゴミの片づけをすることができ、長女は就職、長女の息子は幼稚園に入所、夫はデイサービス利用となった。								
世帯人数	4人	就労者の有無	いない	年金	受給者なし	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無		いない	
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上		
相談支援のきっかけ	本人・家族からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があつた				つなぎ先 機関	市役所 社協		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	年金・各種手当受給支援、障害者手帳取得支援、障がい者福祉サービス等の提供・利用支援、児童福祉サービス(保育サービス等)の提供・利用支援、生活困窮者自立支援制度の利用支援(住居確保給付金の利用含む)、就労支援・就労に向けた活動支援、定期的な訪問、その他							
課題困りごとの変化	改善した							

事例 No. 3								地域区分	政令市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	ゴミ屋敷 近隣住民とのトラブル								
ひとり暮らしの70代男性。ゴキブリの苦情がマンションの住民から寄せられ、大家から民生委員に相談があった。本人を訪ねたところ、部屋中にゴミが散乱し、天井から床、机の上など、いたる所にゴキブリが大量に棲息。床も腐って抜けていた。大家と相談し、本人にゴミ出しの習慣をつけさせることを約束し、複数の民生委員で部屋の片づけ、ゴミ出し、ゴキブリ駆除、消毒等を行なった。その後、ゴミ出しの点検も行なったが、最終的には、本人の兄が、これ以上迷惑はかけられないと、実家に引きとることになった。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし		
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無		いる		
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談								
つなぎ先の有無	—				つなぎ先 機関	—			
つなぎ先支援実施	—								
支援内容	—								
課題困りごとの変化	その他								

事例 No. 4								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	認知症 必要な介護や生活支援を受けていない ゴミ屋敷								
ひとり暮らしの80代女性。認知症が進み家の中がゴミであふれる状態になった。近隣住民は気づいておらず、本人からゴミ出しで困っているとの相談があった。ゴミ出しを手伝いつつ、地域包括支援センター、自治会等で協力態勢を組むものの、本人がその時々で会うことやゴミを出すことを拒否し、進展しない状態が続いた。その後、地域包括支援センターの根気強い訪問で徐々に信頼関係を構築することができ、介護申請を実施。要介護1の認定を受け、ホームヘルパーの支援で定期的なゴミ出しができる態勢が整った。また音信不通だった親族を地域包括支援センターが探し出し、成年後見制度の利用手続きが進められることになった。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし		
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無		いる		
近隣住民の気づき	気づいていなかった				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	本人・家族からの相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	介護関係機関(地域包括支援センター・介護事業所など)			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	治療・受診の提供・利用支援(医療費・保険料減免手続き含む)、介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援、専門家へのつなぎ(例:弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、通訳等)、定期的な訪問、その他								
課題困りごとの変化	改善した								

事例 No. 5								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	認知症 近隣住民とのトラブル ゴミ屋敷								
ひとり暮らしの80代男性。妻は認知症のため数年前より施設に入所。他県に子どもが3人いるが仲が悪く、会いに来ることはない。妻が施設に入所以来、家の中に徐々にゴミが増え、飼っている犬のフンが置いたまま悪臭がきついと近隣住民から苦情が出た。民生委員が訪問した際に、本人から家の片づけを頼まれる。どのような方法で片づけるかを、本人も含め、地域包括支援センター、社協と話し合いの場をもつが、そのたびに本人の気が変わり、片づけを拒否し、事態は進まない。その後も訪問を続けているが、認知症がすすみ、変なことを言われるようになった。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	—		
障がいありの人の有無	—				認知症ありの人の有無		いる		
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	社会福祉協議会			
つなぎ先支援実施	実施しなかった (実施できなかった)								
支援内容	—								
課題困りごとの変化	変化なし								

事例 No. 6								地域区分	政令市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	ゴミ屋敷 ひきこもり								
ひとり暮らしの80代の女性。他人を拒み、地域包括支援センター等の訪問を拒否する。民生委員の訪問には、時にはドアを開けるが、「大丈夫です」「心配いりません」との返事のみ。髪は伸び放題、部屋はゴミや排泄物があふれものすごい悪臭が立ちこめている。その後、地域包括支援センターと連携し、地域包括支援センターが3か月にわたり訪問し声かけを行なったことと、さらに息子の協力もあって、医療機関を受診し、介護申請を行なった結果、施設入所した。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし		
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無		いない		
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	—								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	介護関係機関(地域包括支援センター・介護事業所など)			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	生活保護申請支援、介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援、定期的な訪問、その他								
課題困りごとの変化	解決した								

事例 No. 7							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	借金の返済が困難 ゴミ屋敷							
ひとり暮らしの70代女性。自宅マンションは50代アルバイト息子との共有名義となっているが、女性がローン返済中。女性の年金から、ローン、マンション管理費、修繕積立金を支払うと食費はほとんど残らない。食事をとれていないため、貧血を起こしたり、筋力が低下している。息子はマンションの売却を拒否しているため、生活保護を受けることができない。介護保険料も未納のため、地域包括支援センターも月1回程度の見守りしか実施せず、家の中はゴミがあふれかえっている。マンションの住民も関わろうとしない。民生委員が時々おにぎりを差し入れ、ゴミ出し等も手伝っているが、解決の糸口なし。道端で倒れ、救急搬送されることもある。								
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無		いない	
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上		
相談支援のきっかけ	その他							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	市・区役所、町村役場のその他の部署		
つなぎ先支援実施	実施しなかった (実施できなかった)							
支援内容	—							
課題困りごとの変化	悪化した							

事例 No. 8							地域区分	町
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	ゴミ屋敷 近隣住民とのトラブル							
ひとり暮らしの70代男性。自宅がゴミ屋敷状態になったため、同じ敷地内のお婆の家(空き屋)に住んでいたが、火事を起こし自宅に戻った。近隣住民からは、火事の心配やゴミ等の苦情あった。住むには不衛生なので引越した方が良くはないかと一年近く説得したが、聞く耳を持たなかった。その後脳出血で入院し、退院後施設に入所。しかし、敷地内のごみはそのままで火事後仕末もされていないため、悪臭とすすの飛散が問題となっている。親族に相談したが経済的に無理とのこと。								
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者なし	生活保護	受給あり	
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無		いない	
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上		
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	市・区役所、町村役場のその他の部署		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	障がい者福祉サービス等の提供・利用支援、住まいの確保支援							
課題困りごとの変化	変化なし							

事例 No. 9								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	不登校 ゴミ屋敷 家庭での養育が困難								
中学生女子。母と兄と3人暮らし。猫を数匹飼っていることもあって、冬でも戸は開け放し。町会に入っていないため、ゴミが出せず家のなかにはゴミがあふれかえっている。中学入学頃から不登校が続き、毎朝教師が家まで迎えに来て、学校では1日保健室で過ごす。母親はパチンコにお金をつぎ込み、電気が止められることもしばしば。女の子によると食事も十分ではない様子。母親は行政や近所の援助はかたくなに拒否。最近母親はパートに出るようになったが、生活は変わらない。									
世帯人数	3人	就労者の有無	いる	年金	—	生活保護	受給なし		
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無	いない			
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	1年未満			
相談支援のきっかけ	学校(小・中学校等)からの連絡や相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	市・区役所、町村役場のその他の部署			
つなぎ先支援実施	実施しなかった (実施できなかった)								
支援内容	—								
課題困りごとの変化	変化なし								

事例 No. 10								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	ゴミ屋敷 近隣住民とのトラブル ひきこもり								
60代の独身男性、就労はしていない。父親は認知症があり、母親と男性で介護をしていたが、5年程前に死去。その後、母親と生活していたが母親も認知症となった。父親が亡くなった頃から、家はゴミ屋敷状態となるが、近隣住民とのつき合いも無く、訪問してもなかなか会えない状況であったが、その後母親も死去。男性はひとり暮らしとなった。訪問しても拒否されることが多く、庭木の剪定がされないことや、猫も多く飼っているため、糞尿の苦情も絶えない。火災の心配もあり、自治会等も含め話し合いをしているが解決の糸口が見えない。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者なし	生活保護	受給なし		
障がいありの人の有無	不明				認知症ありの人の有無	—			
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	あなた自身の訪問での発見								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	市・区役所、町村役場のその他の部署			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援、定期的な訪問								
課題困りごとの変化	変化なし								

事例 No. 11							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	ゴミ屋敷							
70代夫婦と息子二人の四人暮らし。父親は持病があるにもかかわらずひきこもりで通院せず、母親は糖尿病から腎不全を併発し人工透析を受けている。ゴミ出しができておらず、ゴミ屋敷状態なうえ、猫を5匹飼っており、ゴキブリ、蠅等が湧き不衛生で近隣からの苦情もある。電気や水は使えているが、ガスは壊れており、調理ができず、風呂を沸かすこともできない。母親がデイサービスを利用しているため、地域包括支援センターに相談する。その後、両親とも死亡し、現在は息子二人で生活している。ゴミ屋敷状態は少しずつではあるが解消しているものの、見守りが必要な状況である。								
世帯人数	4人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	—				認知症ありの人の有無		いない	
近隣住民の気づき	不明				居住年数	10年以上		
相談支援のきっかけ	あなた自身の訪問での発見							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	介護関係機関(地域包括支援センター・介護事業所など)		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	治療・受診の提供・利用支援(医療費・保険料減免手続き含む)、介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援、定期的な訪問							
課題困りごとの変化	その他							

事例 No. 12							地域区分	政令市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	ひきこもり							
60代の夫婦と未婚のひとり息子の世帯。収入の実態はわからないが、年金で生活をしている様子。夫は10年以上ひきこもりの状態で妻が世話をしている。地域包括支援センターと連携して訪問していたが、妻が夫との面会を拒否する状態が続いた。その後、妻が3か月入院することになったので、妻の了解を得たうえで夫を訪問した。髪もヒゲもツメも伸び放題で着替えもしておらず、もちろん入浴もしていなかった。家は閉め切った状態で熱中症の心配があったが、苦痛に感じていない様子だった。食事は息子が弁当を買ってきている様子。その後、妻が退院したが、今までと同じようには夫の世話をしたくない様子。専門機関が訪問したり、他の機関へつないでいるが、今のところ出口が見えない。								
世帯人数	3人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	不明				認知症ありの人の有無		いない	
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上		
相談支援のきっかけ	その他							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	保健関係機関(保健所・保健センター・精神保健福祉センターなど)		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	治療・受診の提供・利用支援(医療費・保険料減免手続き含む)、障がい者福祉サービス等の提供・利用支援、定期的な訪問							
課題困りごとの変化	変化なし							

事例 No. 13							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	家族が不仲 近隣住民とのトラブル 精神的疾患・精神面の不調(うつ等)							
90代で要介護4の母親と、母の年金で生活している60代の長男、小さい頃から引きこもりで隣家でさえ存在を知らなかったという50代の長女の3人世帯。長女は意味不明の言葉を発したり、外で排泄を繰り返すため、近隣から苦情が出ている。長男と長女は仲が悪く、顔を合わせるとお互いを罵倒するため、顔を合わせないように生活している。母親は介護保険サービスを利用。在宅での生活は困難な身体状況であるが、長男と長女が心配で施設入所を拒否していた。しかし、自宅で転倒し、大腿部を骨折して入院。そのことにより自宅への介護保険サービスが途絶え、長女は食事の確保が難しくなる。長女は通院を拒否し続けていたが、何とか診断を受け、医療保護入院となる。その後、障害年金の受給もできるようになったと連絡を受けたが、長女の退院後の生活支援が課題となっている。								
世帯人数	3人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無	—		
近隣住民の気づき	気づいていなかった				居住年数	10年以上		
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	福祉事務所や市・区役所、町村役場の福祉担当部署		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	年金・各種手当受給支援、生活保護申請支援、障害者手帳取得支援、治療・受診の提供・利用支援(医療費・保険料減免手続き含む)、障がい者福祉サービス等の提供・利用支援、定期的な訪問、その他							
課題困りごとの変化	その他							

事例 No. 14							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	働く意志・教育を受けようとする意志がない 親の年金頼みで子が無職 ひきこもり							
80代の両親と60代の息子の世帯。母親は認知症で、その介護を父親がしている。息子は大学卒業直前にひきこもって、就労しておらず、年金と貯金を取り崩して生活している。父親が夏の暑さで体調を崩し、母親の介護が大変になったことをきっかけに、地域包括支援センター、社協などが連携して支援をし、母親は施設に入所することになり、父親は楽になった。息子は母の入所先に見舞いには行くが、就労の意欲はない。社協や大学生のボランティア等と地域に関わらせようと働きかけているものの、なかなかうまくいかない。父親と母親は、息子を残すことに心を痛めている。								
世帯人数	3人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無	いる		
近隣住民の気づき	気づいていなかった				居住年数	10年以上		
相談支援のきっかけ	地域包括支援センターからの連絡							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	福祉事務所や市・区役所、町村役場の福祉担当部署		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	就労支援・就労に向けた活動支援、定期的な訪問							
課題困りごとの変化	変化なし							

事例 No. 15							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	精神的疾患・精神面の不調(うつ等) 失業 ひきこもり							
50代単身の女性。就労していたが、同居していた父親が死亡し、その後母親が入院した頃から、うつになりひきこもるようになる。職場の上司がたびたび訪問しても会うことを拒否し、休職に必要な手続きをしなかったため解雇される。貯金がなくなり、近所にお金を借りるようになり、電気・ガスも止められた。夏に体調を崩し、入院。9か月後、元気になって退院したが、退院したとたん見捨てられたと言い出し、またひきこもる。現在再入院しているが、病院から出るのが怖い様子。								
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者なし	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	不明				認知症ありの人の有無		いない	
近隣住民の気づき	気づいていた			居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	その他							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった			つなぎ先 機関	社会福祉協議会			
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	年金・各種手当受給支援、生活保護申請支援、障害者手帳取得支援、治療・受診の提供・利用支援(医療費・保険料減免手続き含む)、生活福祉資金貸付・小口融資、定期的な訪問							
課題困りごとの変化	変化なし							

事例 No. 16							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	ひきこもり ゴミ屋敷 依存症(アルコール・薬物等)							
父親と息子の2人世帯。2年前、息子が中学校一年のときに当地区に引っ越してきた。前の中学校で不登校になり、転入してからも1日学校に行っただけで不登校となる。父親は早朝出勤し、夜遅く帰宅する。息子は家の中にひきこもり、昼夜逆転の生活をしている模様。外にもほとんど出ず、食事も夜1回の様子。父親と学校教員は会えているが、息子は学校教員の訪問にも会おうとせず、地域との交流もほとんどない状態。繰り返し訪問を続けているが、対応がその時々で違う。今年になって、地域でのイベントに2回参加してくれた。								
世帯人数	2人	就労者の有無	いる	年金	受給者なし	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無		いない	
近隣住民の気づき	気づいていた			居住年数	1年未満			
相談支援のきっかけ	福祉事務所や市・区役所等からの連絡							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった			つなぎ先 機関	福祉事務所や市・区役所、町村役場の福祉担当部署			
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	児童福祉サービス(保育サービス等)の提供・利用支援、就労支援・就労に向けた活動支援、定期的な訪問							
課題困りごとの変化	変化なし							



事例 No. 17							地域区分	町
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	親の年金頼みで子が無職 ひきこもり							
60代の父親、70代の母親、20代の息子の3人世帯。息子は高校卒業以来ずっと家にひきこもり状態。息子が隣の家の壁を壊すような強さで叩き、住人をにらみつけるようになり、恐ろしくなると父親から相談があった。当初、母親が世間体を気にして誰にも知られたくないと強く思っており、なかなか話が進まなかった。								
世帯人数	3人	就労者の有無	いない	年金	—	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	いない			認知症ありの人の有無		いない		
近隣住民の気づき	気づいていた			居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	本人・家族からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった			つなぎ先 機関	市・区役所、町村役場のその 他の部署			
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	その他							
課題困りごとの変化	変化なし							

事例 No. 18							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	失業 働く意志・教育を受けようとする意志がない ひきこもり							
80代母親と50代息子の2人世帯。息子は30代の時に会社が倒産し、連帯保証で借金を抱えてしまう。その影響もあり、対人関係が上手くいかなくなってひきこもり状態となる。母親の貯金と年金で生活はやりくりしているが、母親は自分の死後の息子のことが気がかりといつも話している。行政とも連携して訪問しているが、息子はかたくなに面会を拒否し、会うことができない。母親はめまいや視力低下等の不調があるものの、節約のために介護保険サービスも不要と言い張り、支援を受けようとしない。息子の就労支援をしたいが、会えないため前に進まない状況である。								
世帯人数	2人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	いない			認知症ありの人の有無		いない		
近隣住民の気づき	気づいていた			居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	本人・家族からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった			つなぎ先 機関	市・区役所、町村役場のその 他の部署			
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援							
課題困りごとの変化	変化なし							

事例 No. 19								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	知的・発達障がい、精神障がい(疑い含む) 働く意志・教育を受けようとする意志がない 近隣住民とのトラブル								
50代男性ひとり暮らし。就労しておらず1日中家にいる。以前は母親と2人世帯だったが、前任の民生委員から引き継いだ1か月後に母親が死亡。以前から色々とトラブルはあったが、母親が亡くなってから、トラブルが多発するようになる。家の中で大声をあげたり、隣人に罵声を浴びせたり、家の前の道路を通る人にも罵声を浴びせるなど、隣人がノイローゼになり、警察に通報するものの、事件性がないのでパトロールで終わってしまう。隣人、自治会長、保健所、市役所、民生委員で数回話し合い、保健所が定期的に訪問するも解決の糸口が見えない。新車を購入したり、家のリフォームをしたり、お金には困っていない様子。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者なし	生活保護	受給なし		
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無		いない		
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	保健関係機関(保健所・保健センター・精神保健福祉センターなど)			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	定期的な訪問								
課題困りごとの変化	変化なし								

事例 No. 20								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	認知症 近隣住民とのトラブル								
80代女性ひとり暮らし。認知症が進み、「ごみを投げこまれた」「へびを投げこまれた」「かぎを紛失してしまっただ」等、朝夕、民生委員に毎日電話が入った。また、夜中や朝4時頃など、時間に関係なく隣近所に電話をかけたり叫んだりが続いた。地域包括支援センターと連携をとりながら、遠方に住む長男、長女に母親の様子を知らせたが、なかなか信用されず、訪問もなく対応に困った。ひたすら親族の訪問をうながすしかなかったが、本人は口癖のように「子どもには絶対迷惑をかけたくない」を繰り返すばかりだった。7か月後、長男の訪問が実現。母親の変容ぶりにびっくりし、こちらの話じっくりと聞くようになり、何日か後、長男の家の近くの施設に連れ帰った。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし		
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無		いる		
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	介護関係機関(地域包括支援センター・介護事業所など)			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援、定期的な訪問、その他								
課題困りごとの変化	その他								

事例 No. 21							地域区分	政令市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	精神的疾患・精神面の不調(うつ等) 近隣住民とのトラブル 高齢者虐待							
50代独身男性。80代で認知症のある父親、70代で糖尿病を患う母親と同居。本人は主に2階にひきこもっており、就労はしていない。精神不安定で、2階のベランダから生卵やトマトなどを投げつけて近所の家を汚したり、怒鳴り声をあげ、歩行者や住民を威嚇したりする。隣人や近所の小さな子どもが、怒鳴られたり被害を受けて民生委員へ相談の電話が来た。母親には会えるが、本人には会えない。父親がデイサービスに通っており、ケアマネジャーを糸口に話し合いの場を持つと行政と相談している。								
世帯人数	3人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	—	
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無	いる		
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上		
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	福祉事務所や市・区役所、町 村役場の福祉担当部署		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	治療・受診の提供・利用支援(医療費・保険料減免手続き含む)、その他							
課題困りごとの変化	変化なし							

事例 No. 22							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	家族が不仲 近隣住民とのトラブル							
50代の女性。60代の夫と30代の息子との3人暮らし。近所の方から、女性はいつも大声で怒鳴っていて、家のなかから物を投げる音やガラスの割れる音が頻繁に聞こえるとの相談があった。時には外に向かって怒鳴ったり、外に向かって物を投げ、近所の車庫や庭に物が飛んでくるとのこと。何度も訪問したが、居留守を使い、会えたことはない。行政の福祉課、障害課、地域包括支援センター、市保健センター等と連携し、コンタクトを試みたがすべて応答はない。郵便ポストや電話も外されており、訪問以外、コンタクト手段はない。最終的には、市が息子の勤務先と連絡を取り、通院と施設入所となった。								
世帯人数	3人	就労者の有無	いる	年金	受給者なし	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無	いない		
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上		
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	保健関係機関(保健所・保健 センター・精神保健福祉セン ターなど)		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	障がい者福祉サービス等の提供・利用支援、その他							
課題困りごとの変化	解決した							

事例 No. 23							地域区分	町
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	家庭内暴力 認知症 近隣住民とのトラブル							
70代夫と認知症の80代妻の夫婦世帯。夫は工事現場で現場監督の仕事をしているが、妻が近隣をおとずれてはチャイムを鳴らしたり、道路で寝ていたりするたびに呼び出され、仕事を退職させられるかもしれない・・・という不安感から、妻に暴力をふるうことがあった。地域包括支援センターにつないでも、夫は「様子を見る」の一点ばかりで、支援をかたくなに拒否。何度も何度も粘り強く訪問を続けた結果、妻は施設に入所となった。								
世帯人数	2人	就労者の有無	いる	年金	受給者なし	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	不明				認知症ありの人の有無		いる	
近隣住民の気づき	気づいていた			居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった			つなぎ先 機関	介護関係機関（地域包括支援センター・介護事業所など）			
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援							
課題困りごとの変化	解決した							

事例 No. 24							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	近隣住民とのトラブル							
足をひきずって歩く40代の母親と知的障がいのある20代の娘、20代の息子の3人世帯。息子のみ就業している。引っ越してきてから約10年が経過しており、引っ越してきた時はいた父親が今はいない。1匹の犬と数匹の猫を飼っている。母親と娘でよく散歩しているが、猫のえさを持ち歩き、与えているため、自宅周辺に猫が増えて近所から苦情がある。また、音にうるさく、近所の子どもの声などに対して、すぐに警察、市役所、学校等にクレームを言う。近寄りがたく、近隣から孤立しており、現在社協で対応してくれているが改善の見込みはない。								
世帯人数	3人	就労者の有無	いる	年金	受給者なし	生活保護	—	
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無		いない	
近隣住民の気づき	気づいていた			居住年数	5年以上10年未満			
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった			つなぎ先 機関	社会福祉協議会			
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	定期的な訪問、その他							
課題困りごとの変化	変化なし							

事例 No. 25							地域区分	政令市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	家庭内暴力 児童虐待 刑余者							
80代の認知症の母親と50代無職の息子の2人世帯。母親の年金収入で生活している。息子は精神疾患があり、母親に対し、日常的に大声で罵声をあびせたり、暴力を振るうなど虐待状態にある。そのため警察が出動することも多い。その結果、母親は施設入所となり、母親への支援体制は構築された。しかし、ひとり取り残された息子は、年金収入がなくなり、日々の生活が荒れ、昼夜逆転の生活となる。そのため、日中の生活音に対し、かなりの大声で文句を言い、近隣住民も恐ろしくて関わらないため孤立状態がひどくなり、解決が困難な状況である。								
世帯人数	2人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	いない			認知症ありの人の有無		いる		
近隣住民の気づき	気づいていた			居住年数	1年以上3年未満			
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった			つなぎ先 機関	介護関係機関(地域包括支援センター・介護事業所など)			
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	その他							
課題困りごとの変化	その他							

事例 No. 26							地域区分	町
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	親の年金頼みで子が無職 外出が困難 家族が不仲							
80代の母親、60代の息子とその子ども(30代長男、20代長女)の4人世帯。息子はアルコール依存症で、軽度の知的障がいがある。また、息子の子どものうち、長女にも知的障がいがある。息子もその子どもたちも就労しておらず、母親の年金と息子の少額の年金収入で生活している。母親から息子の子どもの就労のことで相談を受けているさなか、母親が脳梗塞で入院し、その後施設に入所する。収入が減り、生活が苦しくなったため確認したところ、長女は障害者手帳を持っていないとのこと。手帳申請と、障害年金の申請を行なった。その後、行政や保健所、ハローワーク、社協などさまざまな機関につないだが、息子への支援もその子どもたちの就労支援もうまくいっていない。								
世帯人数	4人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	いる			認知症ありの人の有無		いる		
近隣住民の気づき	気づいていた			居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	本人・家族からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった			つなぎ先 機関	福祉事務所や市・区役所、町村役場の福祉担当部署			
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	年金・各種手当受給支援、障害者手帳取得支援、治療・受診の提供・利用支援(医療費・保険料減免手続き含む)、障がい者福祉サービス等の提供・利用支援、介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援、就労支援・就労に向けた活動支援、定期的な訪問							
課題困りごとの変化	変化なし							

事例 No. 27								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	外出が困難 必要な介護や生活支援を受けていない 親の年金頼みで子が無職								
70代の寝たきりの母親と40代無職の娘の2人世帯。母親の年金収入で生活している。娘の被害妄想によるトラブルで、隣人から苦情があった。当初は訪問しても会えなかったが、何度も訪問を続けるうちに、娘と話ができるようになった。しかし、民生委員以外の人との関わりはすべて拒否。母親の主治医とケアマネジャーが自宅に訪問する際、時々娘と話ができるという状況だったが、母親が死去。それ以降は人の出入りがなくなった。年金収入もなくなったため、生活費も含めた今後の生活のことが心配だが、介入されるのも嫌がるため、どこまで踏み込んでいいのか悩んでいる。自治会長や地域の方々の協力も得ながら見守りを続けている。									
世帯人数	2人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし		
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無	いない			
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	介護関係機関(地域包括支援センター・介護事業所など)			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	定期的な訪問								
課題困りごとの変化	改善した								

事例 No. 28								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	知的・発達障がい、精神障がい(疑い含む) 親の年金頼みで子が無職 近隣住民とのトラブル								
80代の認知症の母親と50代の息子の2人世帯。母親の介護を理由に息子は就労しておらず、母親の年金収入で生活している。息子には精神疾患があるようで、大声で威圧したり、物を投げたり、近隣トラブルになっている。自治会や地域包括支援センター、保健所、行政、警察等が訪問するが、話し合う気配は無い。母親は寝たきりの状態だが、介護認定すら受けていない。息子は、自分が介護しているのでこの仕事を取らないでくれの一点張りで、支援を一切受けつけず、手の施しようもない状況。									
世帯人数	2人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	-		
障がいありの人の有無	-				認知症ありの人の有無	いる			
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	介護関係機関(地域包括支援センター・介護事業所など)			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	その他								
課題困りごとの変化	悪化した								

事例 No. 29								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	ゴミ屋敷 在宅介護が困難 精神的疾患・精神面の不調(うつ等)								
90代の父親と50代の精神疾患がある娘の世帯。娘は就労しておらず、ひきこもっており、父親の年金で生活している。買い物は父親が杖をつきながら行っている。娘はものをちらかし、廊下や部屋の中など、紙くずだらけの状態。民生委員や専門機関、近隣住民等との接触をすべて拒むが、何とか父親の介護認定は受けてもらうことができた。ケアマネジャーが訪問して清掃しようとしても娘が拒否。父親は娘にしつこく同意をする状態。結果的に、父親は汚い部屋で、介護保険サービスを受けることもできない状態のままである。郵便受けは満杯の状態で見えていない様子で、電話をしても出ることはなく、話ができない。会うことができても進展することはない。父親、娘のどちらかが体調を崩さない限り支援できないのかと悩んでいる。									
世帯人数	2人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし		
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無	いる			
近隣住民の気づき	気づいていなかった				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	福祉事務所や市・区役所等からの連絡								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	介護関係機関(地域包括支援センター・介護事業所など)			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援、定期的な訪問								
課題困りごとの変化	変化なし								

事例 No. 30								地域区分	町
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	身体的な病気が 家族が不仲 就労不安定								
70代男性。昼間は近所の姉の家(姉がひとり暮らし)で過ごし、夜は自分の家(電気もつかず水も出ない)に寝るためだけに帰る生活を1年以上続けていた。妻子とは長年連絡が取れず絶縁状態。預金も年金もなく、姉の年金だけで生活していた。自分の家とその土地は他人名義であり、度々立ち退きを迫られていた。また、倒壊の危険がある家屋のため、近所からたびたび苦情が出ていた。姉は80歳を越えており、体調もおもわしくないことから、現在の生活をいつまでも続けることはできないと相談があり、本人、姉、民生委員、関係機関を含めて話し合いの場を持った。何度も話し合い、ようやく生活保護の申請ができ、離れてはいるが、同じ町内のアパートに入居することができた。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者なし	生活保護	受給あり		
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無	いない			
近隣住民の気づき	不明				居住年数	1年以上3年未満			
相談支援のきっかけ	本人・家族からの相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	福祉事務所や市・区役所、町村役場の福祉担当部署			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	生活保護申請支援、治療・受診の提供・利用支援(医療費・保険料減免手続き含む)、介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援、住まいの確保支援、生活困窮者自立支援制度の利用支援(住居確保給付金の利用含む)、専門家へのつなぎ(例:弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、通訳等)、定期的な訪問								
課題困りごとの変化	解決した								

事例 No. 31							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	必要な介護や生活支援を受けていない 働く意志・教育を受けようとする意志がない 住まい不安定							
50代の母親と20代の無職の息子の2人世帯。公営住宅の家賃を何年も滞納し、行政から強制退去を宣告されていた。そんな折、母親が乳がんで入院し、職を失う。そのため、収入がまったくなくなり、社会福祉協議会の支援(一時的な食糧、就労支援等)を受けて生活する。母親の入院治療費も無く、生活保護申請をするが、息子に就労の余力があるとして却下される。その後、ダブルワークを条件に生活保護認定されたものの、現在もダブルワークはしていない。強制退去日が迫っている中、社協からの連絡、支援等も拒否している。また、民生委員の訪問・連絡等についても応じないため、解決の兆しが見えない。								
世帯人数	2人	就労者の有無	いない	年金	受給者なし	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無	いない		
近隣住民の気づき	気づいていなかった				居住年数	10年以上		
相談支援のきっかけ	本人・家族からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	社会福祉協議会		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	生活保護申請支援、住まいの確保支援、生活困窮者自立支援制度の利用支援(住居確保給付金の利用含む)、就労支援・就労に向けた活動支援							
課題困りごとの変化	変化なし							

事例 No. 32							地域区分	政令市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	就労不安定 家族が不仲 住まい不安定							
70代の母親と40代の息子の2人暮らし。母親の年金と息子の収入で生活している。息子は職場の人間関係の影響からか短期間での転職を繰り返しており、現在は工事現場の仕事をしている。家賃の滞納が続き、退去を要請されている。母親は情緒不安定なところがあり、不安になると相談に来る。当地区に引っ越してくる前、母親はひとり暮らしで生活保護を受けていたとのこと。主に母親と話をしているが、うまく話が通じない。息子とは話をしたことはない。母親と息子の折り合いもよい状況ではない模様。								
世帯人数	2人	就労者の有無	いる	年金	受給者あり	生活保護	受給なし	
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無	いない		
近隣住民の気づき	不明				居住年数	3年以上5年未満		
相談支援のきっかけ	本人・家族からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	市・区役所、町村役場のその他の部署		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	住まいの確保支援							
課題困りごとの変化	変化なし							



事例 No. 33								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	住まい不安定 近隣住民とのトラブル								
70代ひとり暮らし女性。ある日突然、家、車、田畑等すべて売却し、近くの空き家に勝手に住み始める。近隣からの苦情もあり、行政に相談したところ、空き家の持ち主が被害届を出す必要があるとのこと。空き家の持ち主は女性の妹だが10年前に死亡しており、現在は離れた所にいる妹の息子(甥)の名義になっている。甥に連絡するものの、以前に女性の入院費用の件でもめており、かかわりたくないとのこと。女性に、勝手に住んでは不法侵入にあたりと助言しても、妹の面倒を見てあげたから住んでいいと主張し、居座っている。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし		
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無	いない			
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	近隣住民、自治会・町内会からの相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	市・区役所、町村役場のその他の部署			
つなぎ先支援実施	実施しなかった (実施できなかった)								
支援内容	-								
課題困りごとの変化	変化なし								

事例 No. 34								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	住まい不安定								
70代ひとり暮らし女性。アパートの賃貸条件に違反し、猫を飼い始めた。数年後には15匹程に増え、同じアパートの住民より、異臭と虫等の苦情が寄せられる。家主は退去を要請するが聞かず、居直る。その後裁判で強制退去となり、室内の家財道具とともに外に出され、荷物はゴミ処理されて、野宿生活となる。その後、福祉課と連携し、施設入所となった。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし		
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無	いない			
近隣住民の気づき	気づいていた				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	本人・家族からの相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	福祉事務所や市・区役所、町村役場の福祉担当部署			
つなぎ先支援実施	実施しなかった (実施できなかった)								
支援内容	生活保護申請支援、定期的な訪問								
課題困りごとの変化	改善した								

事例 No. 35							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	借金の返済が困難 住まい不安定							
40代母親と子ども2人の世帯。母親は外国籍で、子どもは中学生の女の子と小学校高学年の男の子。父親は家を出て行方不明とのこと。母親は就労しているものの、収入が少なく、借金の返済に追われており、家賃滞納によってアパートを出なければならなくなって友人宅に転がり込んだ。そうした状況について、中学校から民生委員に相談があり、訪問した。生活保護の申請に同行するも、居住地がないと生活保護は受けれないと言われる。外国籍ということもあり、家がなかなか見つからなかったが、民生委員も一緒になって探し回って、何とか家を見つけることができ、生活保護も受給することができた。現在は生活も落ち着いている様子。								
世帯人数	4人	就労者の有無	いる	年金	受給者なし	生活保護	受給あり	
障がいありの人の有無	不明				認知症ありの人の有無		いない	
近隣住民の気づき	気づいていなかった				居住年数	3年以上5年未満		
相談支援のきっかけ	学校(小・中学校等)からの連絡や相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	市・区役所、町村役場のその他部署		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	生活保護申請支援							
課題困りごとの変化	解決した							

事例 No. 36							地域区分	政令市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	身体的なけが病気 住まい不安定							
60代男性ひとり暮らし。就労はしていない。近くの橋の下に駐車している車のなかで寝泊りしている人がいるとの連絡が近隣住民からあった。行ってみても橋の下にそのような車はなく、探し回っているうちに、あるアパートに居住している男性であることがわかり、訪問した。アパートの住民は男性が住んでいることすら知らなかった模様。地震があって以降、アパートの中では眠ることができず、車中泊をしているとのこと。生活保護を受給しているものの、食事に困っているとのことで、見守りをしつつ、何度か家にあるものを届けている。								
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	—	生活保護	受給あり	
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無		いない	
近隣住民の気づき	気づいていなかった				居住年数	1年未満		
相談支援のきっかけ	近隣住民からの相談							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	福祉事務所や市・区役所、町村役場の福祉担当部署		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	住まいの確保支援							
課題困りごとの変化	改善した							

事例 No. 37								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	近隣住民とのトラブル 知的・発達障がい、精神障がい(疑い含む) 住まい不安定								
60代男性ひとり暮らし。精神疾患がある。現在のアパートの賃貸契約にあたっては民生委員が保証人になったが、男性がアパートの住民に暴言を浴びせたり、嫌がらせをするため、大家からアパートを出てもらいたいとの相談があった。何度訪問しても、男性は出てきてくれなかったが、根気強く訪問した結果、ドアを開けてくれた。部屋を見ると部屋一杯に胸の高さまでゴミが積まれている状態だった。アパートから出てもらうにも、ゴミを片付けなければならず、地域包括支援センターに相談。地域包括支援センターの職員、行政職員、民生委員で、2日ばかりでゴミを運び出した。その後、民生委員の知人の大家に頼み、新たなアパートに引っ越ししてもらった。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者なし	生活保護	受給あり		
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無	いる			
近隣住民の気づき	気づいていなかった				居住年数	3年以上5年未満			
相談支援のきっかけ	あなた自身の訪問での発見								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	介護関係機関(地域包括支援センター・介護事業所など)			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	その他								
課題困りごとの変化	解決した								

事例 No. 38								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	失業 就労不安定 住まい不安定								
20代男性。就労は不安定。父と兄がいたが、ともに失踪し行方不明となる。その後ひとり暮らしをしていたが、病気で入院し、家賃が払えなくなる。退院後、大家から退去を迫られ、解約をしてしまう。行くところもなく、危うくホームレスになるところで相談に来て、どうすることもできず、民生委員宅に2泊させる。その間に福祉課のケースワーカーにつなげ、シェルターに入ることができる。しかし、保証人がいないため住むところの契約も仕事の契約もできない。ようやく住み込みの仕事に就くが、待遇やいじめのため辞めてしまい、また福祉課のケースワーカーの支援によって、シェルターに入っている。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いる	年金	受給者なし	生活保護	受給あり		
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無	いない			
近隣住民の気づき	気づいていなかった				居住年数	1年未満			
相談支援のきっかけ	本人・家族からの相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	福祉事務所や市・区役所、町村役場の福祉担当部署			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	生活保護申請支援、住まいの確保支援								
課題困りごとの変化	改善した								

事例 No. 39								地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	住まい不安定								
70代の祖母(母親の母)とひきこもりの叔父(母親の兄)と女兒(中学生)の3人世帯。母親は10年ほど前に離婚し、女兒とともに実家に戻ってきたが、その数年後に再婚し、女兒を残して現在は遠く離れた他県に住んでいる。収入は祖母の年金しかなく、女兒と祖母が助け合いながら生活をしている状況。叔父に就労する意識はない。家は古く、屋根が落ちて雨もりする箇所もあるほか、お風呂は使えない状況。女兒は1か月お風呂に入らないこともよくあり、それがいじめにつながっていた。中学校から連絡があり、訪問。現在、民児協で行なっている学習支援に参加してもらいつつ、銭湯に一緒に行ったりしている。									
世帯人数	3人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給なし		
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無		いない		
近隣住民の気づき	不明				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	学校(小・中学校等)からの連絡や相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	小・中学校			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	-								
課題困りごとの変化	改善した								

事例 No. 40								地域区分	政令市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	住まい不安定								
70代女性ひとり暮らし。兄と一緒に住んでいた。ほかの姉妹もいるが絶縁状態。兄が死去。家は兄所有だったが、借地代の値上げにより借地代を払うことができなくなり、兄の妻が家を手放すことにしたため、家を出なければならなくなった。県営住宅や市営住宅を申し込んだが入居できず、また、保証人がいないため、家を見つけることもできなかった。生活保護を受給するとともに、不動産会社と一緒に家を探し、民生委員が保証人となってようやく家を見つけることができた。									
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給あり		
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無		いない		
近隣住民の気づき	気づいていなかった				居住年数	10年以上			
相談支援のきっかけ	本人・家族からの相談								
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	その他			
つなぎ先支援実施	実施した								
支援内容	住まいの確保支援								
課題困りごとの変化	その他								

事例 No. 41							地域区分	政令市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	住まい不安定 ゴミ屋敷 近隣住民とのトラブル							
80代ひとり暮らしの女性。障害年金と生活保護を受給しながら、賃貸アパートで生活している。知的障がいがあり、周囲の人とのコミュニケーションがうまくとれず孤立している。近隣住民は気づいていないが、家の中はゴミ屋敷状態。ゴミを下に投げ捨てるので近隣トラブルになっており、大家が注意をするが、そのことで大家を嫌って転居を希望している。しかし家を貸してくれるところもなく、毎日のように不動産屋に出向くも決まらない。行政は施設を紹介するもそれも拒否。近所に住む90代の姉が心配しており、話をしても聞き入れない。民生委員単独で見守りと通院支援を行ない、関係機関と連携して住まい探しを行なっているが、前にすすまない。								
世帯人数	1人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給あり	
障がいありの人の有無	いる				認知症ありの人の有無	いる		
近隣住民の気づき	気づいていなかった				居住年数	1年未満		
相談支援のきっかけ	その他							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	市・区役所、町村役場のその他の部署		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	年金・各種手当受給支援、生活保護申請支援、障害者手帳取得支援、治療・受診の提供・利用支援(医療費・保険料減免手続き含む)、障がい者福祉サービス等の提供・利用支援、介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援、住まいの確保支援、定期的な訪問							
課題困りごとの変化	悪化した							

事例 No. 42							地域区分	市
状態・課題 (緊急性の大きい3項目)	住まい不安定							
生活保護を受給している70代無職男性。就労していたが、リストラされ、家賃滞納によってアパートを退去させられた。現在、男性を同居させている80代無職男性から相談があった。80代男性も年金だけで生活しており、これから先を考えると不安があるなかで、70代男性をいつまでも同居させておくわけにはいかないとのこと。行政、地域包括支援センター、民生委員の三者で施設入所を検討するも、保証人が不在のため、困難だった。しかし、行政の配慮で施設入所が決まり、落ち着いたと思ったものの、無断外泊が多く、8か月で退所となった。結局元の同居人宅に戻り住んでいる。今後の支援に頭を悩ませている。								
世帯人数	2人	就労者の有無	いない	年金	受給者あり	生活保護	受給あり	
障がいありの人の有無	いない				認知症ありの人の有無	いない		
近隣住民の気づき	気づいていなかった				居住年数	5年以上10年未満		
相談支援のきっかけ	—							
つなぎ先の有無	つなぎ先があった				つなぎ先 機関	福祉事務所や市・区役所、町村役場の福祉担当部署		
つなぎ先支援実施	実施した							
支援内容	その他							
課題困りごとの変化	悪化した							



# 調査 1 調査票





## 社会的孤立を背景とする課題に関する調査票

### ご回答にあたって

- 本調査票は、現在の任期(平成25(2013)年12月1日～現在まで)にご自身が関わった人(世帯)のうち、「社会的孤立」状態にある人(世帯)について、お尋ねするものです。
- 内について、あてはまる選択肢に○をつけていただくか、該当する内容をご記入ください。
- 回答はお分かりになる範囲でご記入ください。当事者や関係者に照会する必要はありません。不明な部分は空欄のままで結構です。**
- 特に期日の指定がない設問については、平成28年4月1日現在の状況をご回答ください。平成28年4月1日現在の状況が把握しづらい場合は、直近の状況をご回答ください。

### 問1 現在の任期(平成25年12月以降)に

「社会的孤立」を背景に課題や困りごとを抱えている人(世帯)を支援した経験はありますか。

※本調査における「社会的孤立」とは、「民生委員・児童委員がその人に関わろうとした時点で、周りに助けを求められる相手がいない状態、また、その人の周りにその人を気にかける人が誰もいない状態」をさします

<p>1. ある      2. ない</p>	→	<p><b>問2 昨年度のすべての活動のなかで、専門機関*につないだ件数は何件ありますか。</b>※専門機関の例示は、問9(2)を参照してください。</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 60px; margin: 0 auto;"></div> <p>件</p>
↓		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                 続けて、〔調査2〕にご回答にください             </div>	←

以下は、あなたが支援した「社会的孤立」を背景に課題や困りごとを抱えている人(世帯)のうち、**相談支援が最も困難だった(である)人(世帯)についてご回答ください。**

※「困難だった」事例とは、例えば、下記のような事例です。

- 民生委員や専門機関、近隣等との接触を拒むような事例
- その人と接触するまでに時間を要した事例
- 専門機関の支援につないだものの、専門機関からの支援を本人が拒むような事例
- その人に合う既存のサービスや専門機関等がなく、民生委員として、個人で支援せざるを得ないような事例
- 専門機関につないだものの、有効な支援ができず、引き続き民生委員が日常生活上の支援を続けざるを得ない事例
- 専門機関が関わっていたり、認知しているが、有効な支援ができていない事例

### 問3 事例の概要をご記入ください。(1事例)

記入例	80代の認知症の母親と50代の無職の息子の世帯で、母親の年金収入で生活している。母親の介護を理由に息子は就労しておらず、地域包括支援センターが訪問しても会うことを拒否している。訪問して話をするだけ続けているが解決の糸口が見えない。

**問4 当事者その人および同居家族の現在の状態及び課題についてお尋ねします。**

(1) 支援開始時点または現在の状態及び課題としてあてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 身体的な病気・けが	18. 高齢者虐待
2. 身体障がい(疑い含む)	19. 外出が困難
3. 知的・発達障がい、精神障がい(疑い含む)	20. 認知症
4. 外国籍住民	21. 在宅介護が困難
5. 刑余者(刑務所等からの出所者)	22. 必要な介護や生活支援を受けていない
6. 路上生活者(行旅人含む)	23. 失業・リストラ
7. 被災者	24. 就労不安定
8. 自殺企図	25. 働く意志・教育を受けようとする意志がない
9. 依存症(アルコール・薬物等)	26. 借金の返済が困難
10. 精神的疾患・精神面の不調(うつ等)	27. 親の年金頼みで子が無職
11. 児童虐待	28. 住まい不安定(立ち退き等)
12. 家庭での養育が困難	29. ゴミ屋敷
13. 不登校	30. 近隣住民とのトラブル
14. 非行	31. ひきこもり
15. 家庭内暴力	32. その他(具体的に: _____)
16. 家族が不仲	33. いずれも該当なし
17. ひとり親世帯	

(2) (1)で○をつけたもののうち、その人(世帯)にとって緊急性や影響が大きい課題を3つまで選んで、1～32の番号と、その概況をご記入ください。

	番号	状況
記入例	29	ごみ出しがでずくにベランダにゴミを溜め、悪臭のため近隣から苦情が出ていた。

**問5 相談支援にあたることになったきっかけとして、最も近いものにひとつだけ○をつけてください。**

1. あなた自身の訪問での発見	8. 学校(小・中学校等)からの連絡や相談
2. 民児協会長・事務局からの連絡	9. 保育所、幼稚園、認定こども園からの連絡や相談
3. 本人・家族からの相談	10. 社協からの連絡
4. 近隣住民、自治会・町内会からの相談	11. 地域包括支援センターからの連絡
5. 福祉事務所/市・区役所等からの連絡	12. 上記以外の関係機関からの連絡
6. 児童相談所からの連絡	13. その他(具体的に: _____)
7. 保健所・保健センターからの連絡	

**問6 関わろうとした時点で、その人(世帯)がそうした課題を抱えていることを、近隣住民は気づいていましたか。**

1. 気づいていた

2. 気づいていなかった

3. 不明

**問7 世帯(同居)の状況についてお尋ねします。本人と同居家族のそれぞれの個人の状況についてご記入ください。本人以外がない場合は、本人欄のみご記入ください。**

下記選択肢のイ〜リにあてはまらない、もしくは子が4人いるなど欄が足りない場合は「その他」欄に記入してください。回答はお分かりになる範囲でご記入ください。不明の部分は空欄のままで結構です。

	おおよその年齢	性別		就労・就学			年金		生活保護		認知症		障がい		
		男	女	仕事を している	学生・就 学前	無職	年金受給あり	年金受給なし	受給あり	受給なし	認知症あり (「疑い」も含む)	認知症なし	障がいあり (「疑い」も含む)	障がいなし	不明
イ. 本人	歳	男	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
ロ. 配偶者(内縁関係含む)	歳	男	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
ハ. 子	歳	男	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
ニ. 子	歳	男	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
ホ. 子	歳	男	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
ヘ. (本人または配偶者の) 父	歳	男	/	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
ト. (本人または配偶者の) 母	歳	/	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
チ. (本人または配偶者の) 祖父母	歳	男	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
リ. (本人または配偶者の) 祖父母	歳	男	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
ヌ. その他(具体的な続柄: _____)	歳	男	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
ル. その他(具体的な続柄: _____)	歳	男	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
ヲ. その他(具体的な続柄: _____)	歳	男	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
ワ. その他(具体的な続柄: _____)	歳	男	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3
カ. その他(具体的な続柄: _____)	歳	男	女	1	2	3	1	2	1	2	1	2	1	2	3

**問8 その人(世帯)は、支援に関わろうとした時点で、その地域にどのくらいの期間お住まいでしたか。**

1. 1年未満
2. 1年以上3年未満
3. 3年以上5年未満
4. 5年以上10年未満
5. 10年以上
6. 不明

**問9 相談支援の経過について教えてください。**

**(1) つないだ先はありましたか。**

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1. つなぎ先があった | 2. つなぎ先はなかった |
|-------------|--------------|

「2」を選んだ方は  
問10にお進みくだ  
さい

**(2) つなぎ先があった方にお尋ねします。つないだ先はどこですか。つないだ先が複数ある場合は、支援の中心的な役割を担ったつなぎ先をひとつだけ選んで○をつけてください。**

1. 福祉事務所/市・区役所、町村役場の福祉担当部署(子ども家庭・高齢・障害など)
2. 市・区役所、町村役場のその他の部署
3. 社会福祉協議会
4. 保健関係機関(保健所・保健センター・精神保健福祉センター・発達障害者支援センターなど)
5. 障害関係機関(障害者相談支援事業所・就労支援機関など)
6. 介護関係機関(地域包括支援センター・介護事業所など)
7. 児童相談所
8. 保育所・幼稚園・認定こども園
9. 小・中学校
10. 子育て支援機関(地域子育て支援センターなど)
11. 生活困窮者自立支援機関
12. 就労支援機関(ハローワーク・地域若者サポートステーションなど)
13. 医療機関(病院・診療所など)
14. 警察・消防
15. 自治会・町内会
16. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

- (3) つなぎ先があった方にお尋ねします。  
 (2) で回答したつないだ先は支援を実施してくれましたか。

1. 実施した
2. まだ実施していない(実施予定あり)
3. 実施しなかった(実施できなかった)
4. 不明(把握していない)

「4」を選んだ方は  
 問 10にお進みくだ  
 さい

- (4) つないだ先が支援を実施しなかった方にお尋ねします。  
 つないだ先が支援を実施しなかった(できなかった)理由を  
 お分かりになる範囲でご記入ください。

「1」「2」を  
 選んだ方は  
 (5) に  
 お進み  
 ください

- (5) つないだ先が支援を実施した方にお尋ねします。  
 (2) で回答したつないだ先が実施した、あるいは実施予定の支援の内容として  
 あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 年金・各種手当受給支援
2. 生活保護申請支援
3. 障害者手帳取得支援
4. 治療・受診の提供・利用支援(医療費・保険料減免手続き含む)
5. 障がい者福祉サービス等の提供・利用支援
6. 介護保険・介護関連サービスの提供・利用支援
7. 児童福祉サービス(保育サービス等)の提供・利用支援
8. 児童養護施設等への入所
9. 就学支援(例:学習支援・奨学金の申請支援等)
10. 住まいの確保支援
11. 生活困窮者自立支援制度の利用支援 (住居確保給付金の利用含む)
12. 就労支援・就労に向けた活動支援
13. 生活福祉資金貸付・小口融資
14. 専門家へのつなぎ(例:弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、通訳等)
15. 定期的な訪問
16. その他(具体的に:\_\_\_\_\_)
17. つなぎ先の支援の内容は把握していない

**問10 その人(世帯)に対し、ご自身で実施した支援はありますか。実施の有無にひとつずつ○をつけてください。**

※以下の選択肢には、一般的には民生委員・児童委員の役割とは考えられないものも含んでいます。  
住民からお願いされて、断れずに支援している委員がどれだけいるのかを把握したいという趣旨で設定している項目もあります。

	(1)実施の有無				(2)実施した場合の頻度 1,2を選んだ場合は その頻度について ○をつけるか、回数 ご記入ください。
	1. 民生委員 が単独で あるいは 民児協と して実施 した	2. 関係機関と 連携しながら 民生委員が 実施した	3. 特に 実施して いない		
イ. 継続的な 見守り・声かけ	1	2	3	週1回以上・月1回以上・年数回	
ロ. 家事手伝い (食事を作って届けた・ 掃除洗濯・買い物代行等)	1	2	3	週1回以上・月1回以上・年数回	
ハ. 外出・通院の付き添い	1	2	3	週1回以上・月1回以上・年数回	
ニ. 入退院の手続き支援	1	2	3	( )回	
ホ. 子どもの預かり	1	2	3	週1回以上・月1回以上・年数回	
ヘ. 登下校時の付き添い	1	2	3	週1回以上・月1回以上・年数回	
ト. 住まい探しの手伝い	1	2	3	週1回以上・月1回以上・年数回	
チ. 引越手伝い (荷物梱包・ガスや水道の 手続き・引越業者とのやりとり等)	1	2	3	( )回	
リ. 仕事探しの手伝い	1	2	3	( )回	
ヌ. その他	1	2	3	( )回	
(具体的に: )					

**問11 その人(世帯)が抱える課題・困りごとは現在どうなっていますか。**

1. 解決した (課題・困りごとが解消した)
2. 改善した (課題・困りごとが軽減した、周囲に支えてくれる人や機関ができたなど、状況が好転した)
3. 変化なし (課題・困りごとの状況、ならびに周囲に支える人や機関がない状況は変わらない)
4. 悪化した (課題・困りごとの状況が悪化、または支えてくれる人や機関が減った)
5. その他 (転居・入院・入所・死亡などにより支援が終結した、または担当しなくなった)
6. 把握していない

**問12 当該事例について、民生委員・児童委員として感じたことをご自由にご記入ください。  
必要に応じて、次のページの記入例を参考にしてください。**

**【その人(世帯)を支援する上で、何が一番難しかったですか】**

**【なぜその人(世帯)は社会的孤立となったのでしょうか】**

**【地域の人たちは、その人(世帯)をどのように見っていましたか】**

調査1の質問は以上です。引き続き、調査2にご回答をお願いいたします。

## 問 12 の記入例

### 【その人(世帯)を支援する上で、何が一番難しかったですか】

- (例) 訪問を約束した時刻に留守だったり、居留守をつかわれたりして、まったく人間関係が築けなかった。
- (例) ハローワークにつないだが、ハローワークには良い求人がないと拒否された。求職活動における愚痴の聞き役を続けているが、解決への糸口が見えない。
- (例) 車がなくて買い物に行かれない高齢夫婦のために、買い物をして届けている。しかし、「ほしいものと違った」と言われたり、急に電話で買い物を頼まれたりして負担が大きい。

### 【なぜその世帯は社会的孤立となったのでしょうか】

- (例) 同居している内縁の夫がアルコール依存症で、近隣から疎まれている。認知症の母が徘徊するので、近隣の協力を得て見守りをしたいが関わりあいたくないと思っている人が多く、協力してくれる人が見つからない。
- (例) 息子は老親の介護を理由に就労しようとしませんが、介護疲れのためか時折怒鳴り声が聞こえてくる。地域包括支援センターが、サービスの利用を勧めたが拒否され、その後はドアを開けてくれなくなった。

### 【地域の人たちは、その人(世帯)をどのように見ていましたか】

- (例) 分別せずにゴミを出して回収されず、ゴミが集積所に残ってカラスが散らかすなど、迷惑な世帯だと思っている住民が多い。
- (例) 夜中に大きな音量でテレビゲームをしている音が聞こえてきて迷惑だとアパートの隣室の住民が言っていた。



民生委員制度創設 100 周年記念 全国モニター調査 報告書【第 1 分冊】  
調査 1 民生委員・児童委員による社会的孤立状態にある世帯への支援に  
関する調査

平成 30 年 3 月

---

全国民生委員児童委員連合会  
(事務局) 〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル  
社会福祉法人全国社会福祉協議会 民生部内  
TEL 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748

---

調査実施集計協力：株式会社日本総合研究所

